

点検・評価報告書

(認証評価申請用)

創価大学

(2021年3月)

目 次

| | |
|--------------------|-----|
| 序章..... | 1 |
| 第1章 理念・目的..... | 4 |
| 第2章 内部質保証..... | 9 |
| 第3章 教育研究組織..... | 20 |
| 第4章 教育課程・学習成果..... | 27 |
| 第5章 学生の受け入れ..... | 55 |
| 第6章 教員・教員組織..... | 64 |
| 第7章 学生支援..... | 74 |
| 第8章 教育研究等環境..... | 89 |
| 第9章 社会連携・社会貢献..... | 105 |
| 第10章 大学運営・財務..... | 111 |
| 第1節 大学運営..... | 111 |
| 第2節 財務..... | 121 |
| 終章..... | 125 |

序章

創価大学（以下、本学）は創立以来の理念として人間教育を掲げ、知識に加えて豊かな人間性を備えた卒業生の輩出を目指してきた。また学名の創価に込められた「価値創造」の意義を確認しつつ、育くむべき人間性の中核に創造性を位置づけた。さらにグローバル化が要請する多様な価値観との協働性やコミュニケーション力など、世界市民の資質を備えた創造的人間の輩出を教育目標としてうたっている。

前回 2014 年の認証評価以降、この教育目標に基づいて本学が注力した取組みを2つの側面から概括する。1つは全学的な教育改革、もう1つは自己点検、内部質保証体制の整備である。

2つの学部新設と2つの補助金事業

前回の認証評価の前後から実施した教育改革では、次の2つの点が特筆すべきものである。1つは新学部の開設で、2013年度に看護学部、翌2014年度に国際教養学部がスタートした。看護学部は育成すべき人材の特色として、人間力、看護実践力と並んでグローバルマインドを掲げている。国際教養学部は学際的な科目群を英語で提供する学部で、批判的思考力、問題解決力、異文化理解力、コミュニケーションスキルを備えたグローバルリーダーの育成を目標としている。

もう1つは、「スーパーグローバル大学創成支援」（以下、SGU）及び「大学教育再生加速プログラム」（以下、AP）の2事業に採択を受けて進めた教育改革である。SGUの採択によりキャンパスのグローバル化は飛躍的な進展を遂げた。外国人教員や留学生の顕著な増加と並んで、英語による授業提供の全学的拡大が発展の中核をなしており、事業は現在も継続中である。

また2019年度まで6年間継続したAP事業では、2つの柱として学部教育におけるアクティブ・ラーニングの深化と学習成果の可視化を掲げ、各種の取組みを進めた。教員FDに関しては、宿泊を伴う全専任教員対象の授業設計研修、学部ごとのALマスター教員の認定、学部を超えた参加者による質問会議形式の同僚会議などを実施した。学生の教育については、学部ごとに入学から卒業までに3つのアセスメント・ゲートとなる科目を設定し、その科目ごとに、学び始め、中間振り返り、学び終わりの3回のアセスメントを実施することにより学習成果の達成度を可視化した。

以上のような新学部の開設や補助金事業への応募・採択は、2010年度にスタートした「創価大学グランドデザイン」の目的である「建学の理念に基づき「創造的人間」を育成する大学」に沿ったものである。このグランドデザインについては、その進捗度評価のために毎年度はじめに「学長ヴィジョン」を発表して年間の目標を明確にし、年度末に進捗状況を評価・公表した。

3ポリシーの改善と学習成果評価

本学は前回の大学基準協会による認証評価において、同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けた。当時の基準である「教育内容・方法・成果」、「学生支援」及び「教育研究等環境」において長所の特記があった一方、努力課題として指摘された点もあった。

後者については指摘点の改善を進め、協会の求める水準を達成することができたが、それと並行して本学の自己点検・評価及び内部質保証における体制整備を進めた。

第1に、教育面の点検・評価や質保証の基準となる3ポリシーの改善が挙げられる。前回認証評価において本学は、前述の教育目標のもとに全学並びに学部・研究科ごとの学位授与方針（以下、DP）を定め、教育課程の編成実施方針及び入学者選抜方針を定めて臨んだ。その後、次に挙げる理由から当初の3ポリシーを改善する必要性が生じ、2016年度に実施した。1つは従前のものが学部単位で作成されたため、学部の独自性を反映する一方で、内容と形式において不統一が目立った点である。この不統一を是正する中で、とりわけDPと他の2つの方針間の連続性をより明確化することを求めた。もう1つは大学院の3ポリシーに関して、特に博士前期課程と後期課程の立て分けが不明瞭なケースも散見されたため、これを改善した。

本学の自己点検・評価及び内部質保証における体制整備の第2点目は、新たにアセスメント・ポリシーを追加策定し、2017年度に実施したことである。その目的は、各学位プログラムのDPに示された学習成果を実際に学生が備えているかという点について、学位プログラムごとに指標を定め評価することで、全体として本学の教育の質保証を担保することにあった。

第3点目は、ラーニング・アウトカムズの策定とそれに基づいた学習成果の評価である。これは上述の全学及び学位プログラム・レベルにおける質保証の取組みと並んで、科目レベルでの質保証を目的としたものである。共通科目及び各学部のラーニング・アウトカムズが学位授与方針に示された学習成果を基準として定められ、科目単位の到達目標をこのラーニング・アウトカムズに紐づけて、シラバス上で明示される仕組みを作った。また学位プログラムの科目リストにおいて、科目ごとに関連するアウトカムを示したカリキュラム・マップを提示している。

内部質保証推進委員会の設置

こうした取組みの有効性を担保するためには、全学的な自己点検・評価と内部質保証のための体制をさらに整備する必要があった。2014年の認証評価の際にも本学の取組み全体にわたる内部質保証体制をつくったが、その実施主体を「全学自己点検・評価委員会」としていた。認証評価後も自己点検・評価活動は滞りなく進んだが、とすれば点検活動に重点がおかれ、その先の改善活動とその結果としての内部質保証を進めるには、なお十分とはいえなかった。そこでまず体制を組み直すこととし、2019年度に新たに「内部質保証推進委員会」を設置して「全学自己点検・評価委員会」の上部に置いた。これにより「内部質保証推進委員会」が、点検・評価活動から改善までを管理する体制とした。

そのために、まずこの「内部質保証推進委員会」の目的を次の2点にわたって明示した。1つは、3つの方針を踏まえた適切性にかかる点検・評価体制を確立させ、有効に運用させること。もう1つは、自己点検・評価の結果に基づき、改善方策を提示し、関連部局に指示、連携して改善を図ることである。一方、「全学自己点検・評価委員会」の役割として次の2点を明示した。1つは、本学の自己点検・評価を統括すること、2つ目に、各分野・項目等の具体的な改善内容は、「内部質保証推進委員会」の指示を踏まえ、「全学自己点検・評価委員会」が実施の都度決定することとした点である。

両委員会の主な活動について概略を示す。年度初めに「内部質保証推進委員会」を開催して1年間の活動方針について決定し、5月に行われる「全学自己点検・評価委員会」にて、年間スケジュールに基づいて各学部・研究科等に自己点検・評価の指示を出す。それを受けて各学部・研究科は自己点検・評価活動を実施し、9月に中間報告、3月には最終報告を提出する。自己点検・評価結果は、「全学自己点検・評価委員会」でまとめられ、学長、理事長、及び「内部質保証推進委員会」に報告される。「内部質保証推進委員会」はそれらの報告に基づき、検証及び改善の指示を行う。全学的な事項については「大学教育研究評議会」「大学院委員会」を通して、学部・研究科等の個別事案についてはそれぞれの組織に直接指示することとしている。

「内部質保証推進委員会」発足の2019年度においては、『自己点検・評価報告書』の報告を受け、各学部・研究科において教育・研究・国際の分野において課題に対する取組み方策を明示するよう指示した。また2019年度の全学的な自己点検・評価の過程において、「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」「教育研究等の環境に関する方針」等の必要性が認められ、「全学自己点検・評価委員会」から「内部質保証推進委員会」に報告された。最終的にその報告に基づき「内部質保証推進委員会」の指示で、それらの指針を検討・策定し、公表した。

「内部質保証推進委員会」が発足して2年となり、上述のように一定の成果は上がっているものの、いまだその設置目的が十分に果たせているとは言えない段階にある。今回の認証評価を契機として、本学の内部質保証の取組みを一層充実させ、建学の理念に示された目的を達成すると同時に、社会の付託に十全に応えて参りたい。

創価大学 副学長
内部質保証推進委員会 副委員長
田中 亮平

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<大学の理念・目的の適切な設定>

本学は、創価学会第3代会長の池田大作先生（以下、「創立者」と記す）により創立され、1971（昭和46）年4月に開学した。当初、開学は1973年を目指して進められていたが、先に開校していた姉妹校である創価高校（東京都小平市）の第1期生の卒業が1971年3月であったことなどを考慮して予定を2年早めて開学した。また、当時の日本社会では、大学紛争が広がり、大学の存在価値や理念の喪失に加えて、その封建的で特権的な体質が問題視されていた。さらに、学生不在の運営、教授と学生の対立など、多くの課題が山積し、「大学改革」の必要性が叫ばれていた。そのような中、創立者は人類益のために貢献し、世界の平和を創造する人間主義のリーダーを育成することで、世界の模範となる大学を築きたい、との思いから本学の創立を決断し、開学を急いだ。

創立者は、開学に先立つ2年前の1969年4月に、本学の基本理念を発表した。すなわち、

一、人間教育の最高学府たれ

一、新しき大文化建設の揺籃たれ

一、人類の平和を守るフォートレス（要塞）たれ

の3つのモットーである（根拠資料 1-1【ウェブ】）。本学ではこの3つのモットーを建学の精神として掲げている。さらに1971年の開学式には、初めて入学した1期生及び今後入学してくる学生に対し、「英知を磨くは何のため 君よ それを忘るるな」「労苦と使命の中のみ 人生の価値(たから)は生まれる」との指針を贈った（根拠資料 1-1【ウェブ】）。

また、創立者は折あるごとに、創価大学は「学生中心」の大学であり、「学生第一」の大学運営をすることを教職員や学生に訴えており、開学から今日にいたるまで、本学の基本精神として堅持し、全学に深く根付いている。

本学では、これらの理念を実現するためこれまで不断の改革を実施し、全学を挙げて目的を完遂しようと努力を重ねてきた。3学部4学科で出発した本学は、現在8学部10学科7研究科を擁する中規模総合大学へと発展を遂げることができた。

建学の精神等を踏まえ、大学・大学院の目的を次のように定めている（根拠資料 1-2、1-3）。

創価大学学則

第1条 本学は、創立者池田大作先生の建学の精神に基づき、学校教育法により、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、全人的な人間形成をはかるとともに、

文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

創価大学大学院学則

第1条 創価大学大学院（以下「大学院」という。）は、創立者池田大作先生の建学の精神に基づき、学校教育法により、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、ひろく文化の進展に寄与することを目的とする。

「建学の精神」と学則に明記した目的を大学の使命として明確にするために、本学では、「創価大学ミッションステートメント」を制定し、広くホームページ等で告知している（根拠資料 1-4【ウェブ】）。

各学部・研究科においては、理念・目的を踏まえ、「人材養成の目的」をそれぞれ定めている（根拠資料 1-2、1-3）。例えば法学部では「人権を尊重し、平和実現のためにたゆまず努力を続ける人材を世界に輩出する」、教育学部では「教育学部は、教育学科、児童教育学科ともに、建学の精神にある人間主義に基づいた学問研究と教育実践を行うことにより、「人間教育とは何か」について探究し、その精神を基盤にして、将来のさまざまな場面における問題を、教育学的・心理学的視点から、高度な知識と技術をもって解決できる人間を育成する」、理工学研究科博士前期課程では「理工学の基礎に精通し、専門能力と柔軟な応用力を有し、建学の精神である「人間主義」を重んじる創造力と国際性豊かな人材の育成を目的とする」（2021年4月改正）などと定めており、建学の精神に沿った目的を掲げている。

以上のように、学部・研究科の人材養成の目的は、本学の理念・目的に関連し、適切に定めている。

点検・評価項目② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規程等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材養成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の適切な明示>

本学の理念・目的は、建学の精神、ミッションステートメント、学則において明示し、学部・研究科の目的は、学則及び大学院学則において明示している（根拠資料 1-2、1-3）。

<大学の理念・目的、学部・研究科の目的の教職員・学生への周知、社会への公表>

大学の理念・目的、学部・研究科の目的等については、大学及び学部・研究科のホームページを通して教職員、学生に周知し、受験生など広く社会に公表している（根拠資料 1-5【ウェブ】）。さらに、教員には『教員ハンドブック』（専任教員）、『出講のしおり』（非常勤講師）や新任教員オリエンテーションなどの機会を通じて、学生には『履修要項』『大学院要覧』に掲載し、周知を図っている（根拠資料 1-8、1-9、1-10、1-11、1-12）。

創立者は、建学の精神に基づいた創価大学の在り方、学生への期待などを、入学式、卒業式、大学祭の記念行事等の各種大学行事において、多くの講演・スピーチやメッセージとして伝えている。それらは『創立者の語らい』という書籍にまとめられ、全24巻が刊行されている。『創立者の語らい』は創価大学の設立の理念と歴史、そして、大学の理想像を学ぶ自校教育の重要資料として、学生、教職員がより簡易にアクセスできるよう、電子版としても整理し、大学のポータルサイトから閲覧することができる（根拠資料 1-13）。同書の他、創立者が著した小説、随筆、海外講演、教育提言や対談集などから創価大学について言及されたものを選集し『創立の精神を学ぶ』として発刊している。本書は、本学の共通科目である「人間教育論」の教科書としても使用しており、創立の精神を主体的に学び学生生活に活かすことを図っている（根拠資料 1-14、1-15）。

点検・評価項目③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

**○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定**

本学は、2021年に創立50周年を迎える。この画期に際し、新たな10カ年の中長期計画として、「Soka University Grand Design 2021-2030」を策定し、2020年5月に発表した（根拠資料 1-16【ウェブ】）。

1971年の開学以来、本学は「建学の精神」の実現へ向け、不断の改革により発展を遂げてきた。前回、2010年に発表した「創価大学グランドデザイン」では、「建学の精神に基づき『創造の人間』を育成する大学」を目標に掲げ、「スーパーグローバル大学創成支援」の採択に象徴されるキャンパスのグローバル化、中央教育棟建設をはじめとした教育環境の整備など、およそ10年間の取組みにより、幾多の人材を国内外の諸分野に輩出してきた（根拠資料 1-17【ウェブ】）。

創立50周年から次の10年を目指した「Soka University Grand Design 2021-2030」では、これまでの理念と伝統を重んじるとともに、社会に新たな価値を生み出す大学であり続けるため「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学」とのテーマを掲げ、「世界市民教育」、「SDGsの達成」、「多様なキャンパスの構築」などをコンセプトとしている。具体的には、4つの戦略分野（教育、研究、SDGs、ダイバーシティ）を設け、「世界市民教育の体系化」「池田大作記念創価教育研究所の事業展開」「国連等の諸機関との連携」「スーパーグローバル大学創成支援事業の継続・発展」などの計画を各戦略分野で策定するとともに、このグランドデザインを推進するため、経営基盤強化策として「中長期財政計画」「キャンパス整備」などに取り組むこととしている。

2010年度の「創価大学グランドデザイン」発表に合わせ、年度ごとのアクションプランである「学長ビジョン」（当時は「教育ビジョン」）を策定しており、年度ごとに具体的な行動計画を定めPDCAサイクルを回してきた（根拠資料 1-18【ウェブ】）。「学長ビジョン」は、その周知徹底のために小冊子を作成し、学生・教職員に配布している。さらに、ホームページや広報誌『創価大学ニュース（SUN）』に掲載し、広く社会に発信している（根拠資料 1-19【ウェブ】）。また各年度の初めに教職員を対象とした事業説明会において、学

長自ら「学長ヴィジョン」を説明する機会を設け、その理解と共有化を図っている（根拠資料 1-20【ウェブ】）。なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染防止のため、事業説明会は中止し、教職員、学生には、ホームページなどで「学長ヴィジョン」を参照するように告知した。

（２）長所・特色

本学では、教職員・学生に対して建学の精神をはじめとする本学の理念を深く周知できるよう様々な工夫を重ねている。

その１つが、『創立者の語らい』電子版の提供である。開学以来の創立者による本学学生に向けた講演等を収録した全 24 巻の書籍で、本学の教職員・学生が創価大学における設立の理念・目的や歴史を学ぶ資料として活用している。この書籍により簡易にアクセスできるよう、2017 年 9 月からは電子版の提供を順次開始した。2019 年には『創立者の語らい』を選集し英訳した *The Founding Spirit of Soka University* を電子版で提供し、留学生等にも親しまれている（根拠資料 1-21）。

また、2020 年 4 月には創価教育研究所を「池田大作記念創価教育研究所」と改称した（根拠資料 1-22【ウェブ】）。当研究所は、創価大学の建学の精神を永く未来に伝えて、創価教育の思想・実践を広く世界に展開することを使命とし、創価教育の思想・実践を研究する基礎資料として、出版物や文書等を収集、保存、管理している。さらに研究所所属の教員を中心として大学科目（共通科目）「創価教育論」を担当し、創価教育の思想、建学の精神を学術的な観点から学生と共に学んでいる（根拠資料 1-23、1-24）。

2010 年からの「創価大学グランドデザイン」に基づいた取組みでは、「スーパーグローバル大学創成支援（SGU）」や「大学教育再生加速プログラム（AP）」への採択、中央教育棟の建設、留学生数の増加（2013 年度末 313 名から 2019 年度末 858 名）など、着実に成果を上げてきた（根拠資料 1-25【ウェブ】、1-26【ウェブ】、1-27【ウェブ】、1-28）。特に「スーパーグローバル大学創成支援（SGU）」事業の第 1 回中間評価（2017 年度実施）では、最上位の「S」評価であった。さらに、2021 年 3 月には、第 2 回中間評価の結果が発表され、本学は 1 回目について「S」（優れた取組状況であり、事業目的の達成が見込まれる）評価を受けることができた。今回の評価結果について、「取り組みが順当に着実に推進され、数値目標も多くが達成されているだけでなく、アウトカムも確認できる。構想を推進するための体制が着実に整えられて、グローバル化を推進するための基盤となっている。創価大学の特徴でもあるアフリカ諸国への留学派遣数は、令和元年度においては目標値を大幅に上回っているなど、その特徴を着実に生かしている」などのコメントをいただいた（根拠資料 1-29【ウェブ】、1-30【ウェブ】）。

本学は 2021 年度からの新たなグランドデザイン「Soka University Grand Design 2021-2030」を策定し、2020 年 5 月に発表しており、今後も教育研究の向上に力強く取り組む体制を整えている。

研究面では、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）と独立行政法人国際協力機構（JICA）が共同で実施している『地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）』に、マレーシア『微細藻類の大量培養技術の確立による持続可能な熱帯水産資源生産システムの構築（COSMOS プロジェクト）』が採択された（2016 年度～2021 年度）（根拠資料 1-

31【ウェブ】)。また、2017年度に「私立大学研究ブランディング事業」に採択された『途上国における持続可能な循環型社会の構築に向けた適正技術の研究開発と新たな地域産業基盤の形成 (PLANE3T)』(2017年度～2020年度)の研究開発を、アフリカ・エチオピアの地で順調に継続している(根拠資料1-32【ウェブ】)。さらに、前述の『地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)』に、エチオピア『ナイルの源流エチオピア・タナ湖で過剰繁茂する水草バイオマスの管理手法と有効利用プロセスの確立』(2021年度～2025年度)が採択された(根拠資料1-33【ウェブ】、1-34【ウェブ】)。これらはいずれも理工学部による提案・取組みであり、これまで私立大学では1つの学部で2つのSATREPS事業に採択された例はなく、本学ならびに理工学部の国際活動への期待ととらえている。

2020年9月には、文部科学省が「学術研究の大型プロジェクトの推進に関する基本構想ロードマップの策定ーロードマップ2020ー」を策定し、これに、東海国立大学機構が中核機関として本学糖鎖生命システム融合センター(現・糖鎖生命システム融合研究所)と共同で提出した「ヒューマン・グライコーム・プロジェクト」が掲載された(根拠資料1-35【ウェブ】、1-36)。本学「糖鎖生命システム融合研究所」は、糖鎖異常が関連する希少難治性疾患の克服研究や、糖鎖データベースの確立などの実績が評価され、本プロジェクトに参画することとなった。

以上のように、中長期計画であるグランドデザインや毎年アクションプランである学長ビジョンに基づいた教育・研究活動が着実に成果を上げていることは本学の長所といえる。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

本学は、創立者の「人類益のために貢献し、世界の平和を創造する、人間主義のリーダーを育成する世界の模範となる大学を築きたい」との思いから創立され、3学部4学科から、現在は、8学部10学科7研究科へと成長を遂げている。創立者は、大学の創立にあたり、「一、人間教育の最高学府たれ、一、新しき大文化建設の揺籃たれ、一、人類の平和を守るフォートレス(要塞)たれ」という3つのモットーを発表し、それが建学の精神となっている。さらに学生第一の精神で大学運営をすることが教職員、学生に深く根付いている。また、創立者は「英知を磨くは何のため 君よそれを忘るるな」「労苦と使命の中のみ 人生の価値(たから)は生まれる」という2つの指針を開学時に新入生に贈った。これらの指針は、在学中はもとより、卒業後も多くの卒業生が心に留め、実社会で挑戦する糧となっている。

自校教育のため、創立者が大学行事等で発表した各種のスピーチ、講演等を『創立者の語らい』として出版し、電子版での提供も開始している。また『創立の精神を学ぶ』という創立者の著作選集は、共通科目「人間教育論」の教科書としても使用し、創立の精神を学ぶ重要な資料として活用している。

2010年に10年間の中長期計画である「創価大学グランドデザイン」を発表した。この計画に基づき、毎年アクションプランとして「学長ビジョン」を発表し、年度ごとの

具体的な活動計画を発表し、取組みを進めている。その中で、「スーパーグローバル大学創成支援（SGU）」や「大学教育再生加速プログラム（AP）」への採択、中央教育棟の建設、留学生数の増加（2013年度末313名から2019年度末858名）、国際的な研究プロジェクトの推進など、数多くの成果を上げている（根拠資料1-28）。2021年度からの新たな10年間の中長期計画として、「Soka University Grand Design 2021-2030」を発表した。この新ブランドデザインでは、これまでの理念と伝統を重んじるとともに、社会に新たな価値を生み出す大学であり続けるため「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学」とのテーマを掲げ、4つの戦略分野などを定めている。以上のように、本学の理念・目的を実現するための中長期計画及びその他の施策を策定・実行しており、着実に成果を上げている。

第2章 内部質保証

（1）現状説明

点検・評価項目① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<内部質保証のための全学的な方針>

本学は、2019年4月に「創価大学内部質保証ポリシー」を策定し、「1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方、2. 内部質保証推進委員会の権限と役割、3. 内部質保証推進委員会と学部、研究科その他の組織との役割分担、4. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針」について定め、ホームページで公表している（根拠資料2-1【ウェブ】）。

この中で、「1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方」については、「本学が建学の精神を堅持し、永続的に発展するためには、自己点検・評価活動が円滑に改善・改革につながるよう、恒常的・継続的なプロセス、いわゆる内部質保証システムを構築し、有効に機能させることが重要である」と示したうえで、以下のポリシーを掲げている。

- （1）本学は、認証評価を含む自己点検・評価活動をとおり、継続的な諸事業の改善・改革を行い、もって社会に対する質保証の責任を果たす。
- （2）本学の自己点検・評価活動は、本学の教育・研究活動及び関連する業務をその対象とする。
- （3）本学の教育・研究活動及び関連する諸活動について、その方針、到達目標を明確にするよう努める。また、方針、到達目標の妥当性を定期的に検証する。
- （4）自己点検・評価活動においては、エビデンスを重視する。また、分析のための評価指標の開発に努める。
- （5）自己点検・評価活動の客観性、公平性を担保するため、外部評価を積極的に行う。

- (6) 「学生中心の大学」を標榜する大学として、内部質保証推進のため学生の意見聴取に努める。
- (7) 内部質保証の取り組みを、ステークホルダーに積極的に公表する。
- (8) 大学全体の内部質保証は「内部質保証推進委員会」がその責任を担う。
- (9) 各学部・研究科及び各部局は、それぞれの教育・研究活動等について、主体的・自律的に質保証を行う。

上記の「内部質保証ポリシー」のほかに、「創価大学内部質保証推進体制及び手続きに関する規程」「創価大学自己点検・評価実施規程」において、手続きや自己点検の体制などを規定している（根拠資料 2-2、2-3）。

<内部質保証の手続きと各組織の権限・役割について>

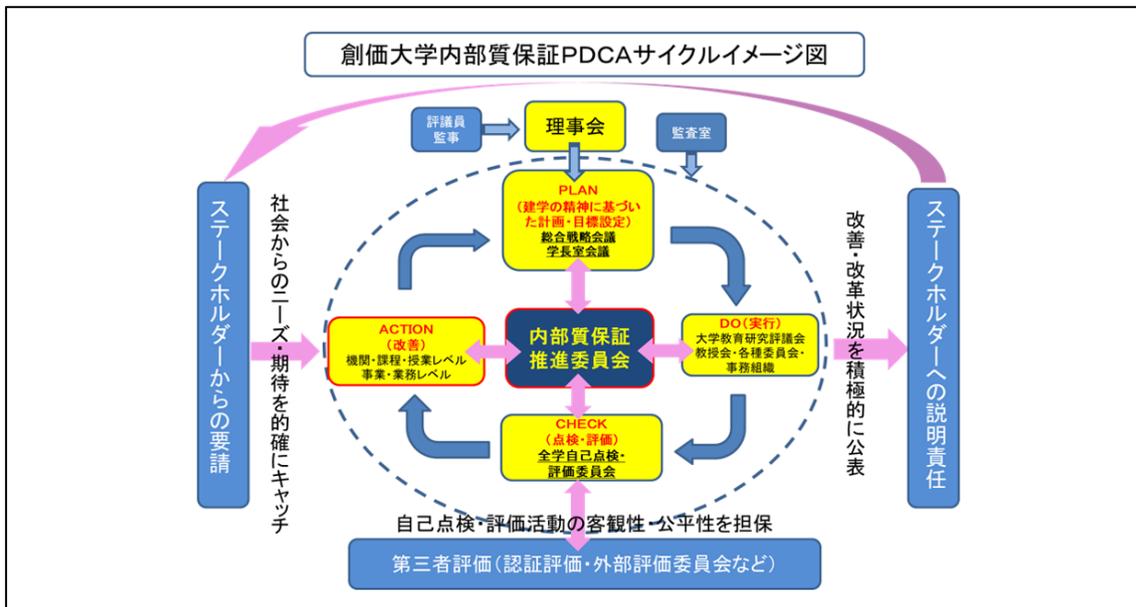
「創価大学内部質保証ポリシー」に基づき、内部質保証に責任を負う組織として「内部質保証推進委員会」を2019年4月に設置した。「創価大学内部質保証推進体制及び手続きに関する規程」において、内部質保証推進委員会は、「3つの方針（卒業認定・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針）を踏まえた適切性にかかる点検・評価体制を確立させ、有効に運用させること」、またそれらを達成するため、「本学を構成する組織及び教職員が実施する自己点検・評価の結果に基づき、改善方策を提示し、関連部局に指示、連携して改善を図ること」を目的として定めている（根拠資料 2-2）。

内部質保証推進委員会のもとに、「全学自己点検・評価委員会」を設置している。同委員会の役割として、「本学の自己点検・評価は、全学自己点検・評価委員会が統括する」ことを定めている（根拠資料 2-2）。また、「創価大学自己点検・評価実施規程」では、「自己点検・評価の分野・項目等の具体的な内容は、創価大学内部質保証推進委員会の指示を踏まえ、全学自己点検・評価委員会が実施の都度決定する」こと、全学自己点検・評価委員会の任務として、「自己点検・評価の実施組織等の体制」「自己点検・評価の体系の設定」「自己点検・評価の実施重点分野の設定」など8項目について審議することを定めている。さらに全学自己点検・評価委員会内に「企画調査室」を置き、「自己点検・評価の実施に関する企画・情報収集・広報・連絡調整及び報告書の作成に必要な事務を担当する」ことを定めている。

本学には大学全般にわたる教育及び研究に関する審議機関として、大学教育研究評議会を設置している（大学院は「大学院委員会」を置いている）（根拠資料 1-2、1-3）。またそこで審議する重要事項などを企画・調整するために学長室会議や教学審議会がある。これらの役割は、学則及び「学長室規程」「教学審議会規程」に定めている（根拠資料 2-4、2-5）。

本学では、これらの組織が連携して内部質保証に取り組んでいる。

(図-1) 本学の内部質保証の体制図



なお、本学では新型コロナウイルスへの対応として、法人全体の方針、対応等を審議するため、「新型コロナウイルス対策会議」を2020年2月に設置し、週1回程度のペースで大学運営に関する様々な対応について協議している。また、大学の教育・研究活動についてさらに検討が必要な事項については、「教学審議会」で協議、審議している。これらの会議で協議された事項は、大学教育研究評議会で決定したのち、教授会などを通して全教員に伝えている。

点検・評価項目② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

- 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制の整備とメンバー構成>

「内部質保証推進委員会」は、3つの方針を踏まえた適切性にかかる点検・評価体制を確立させ、有効に運用させること、またそれらを達成するため、本学の各組織が実施する自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価及び改善方を提示し、関連部局に指示、連携して改善を図ることを目的としている。

内部質保証推進委員会は、学長を委員長に、教学担当副学長を副委員長とし、副学長、学部長、通信教育部長、研究科長、学士課程教育機構長、教務部長、学生部長、アドミッションズセンター長、国際部長、研究推進センター長、企画調査室長、IR室長、大学事務局長、その他学長が指名する教職員で構成している。

内部質保証推進委員会の方針を受け、全学自己点検・評価委員会は全学的観点から自己点検・評価を実施するとともに、各部局で行う自己点検・評価を統括している。学部・研究科等の各評価分科会は、全学の方針に沿って自己点検・評価を実施する。全学自己点検・評価委員会、各評価分科会の構成員は、「創価大学自己点検・評価実施規程」に規定している。

「本学における教育の質的向上及びビジョンの意思決定を支援することを目的」として、「IR 室」を設置している。IR 室では、「(1) 学内における IR データの収集及びデータベースの構築、(2) IR 活動に関する普及・啓発活動、(3) 学生調査等、IR に資する調査の企画、実施及び結果分析、(4) 学長の諮問事項」を取り扱うことを定めており、「プレイスメントテスト」、「新入生アンケート」、「就業力 (SOKA Generic Skill) テスト」、「学生生活アンケート」などの分析や各部局からの依頼に基づくデータ分析・報告により、エビデンスに基づいた自己点検・評価を支援している (根拠資料 2-6、2-7、2-8、2-9、2-10)。

点検・評価項目③ 方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項 (設置計画履行状況等調査等) に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

< 3つのポリシー策定のための全学としての基本的な考え方の設定 >

中央教育審議会大学分科会大学教育部会で示された3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドラインを参考に、大学としての考え方を示し、2016年度に3つのポリシーの見直しを進め、2017年度に公表した。

また、3つのポリシーを中心とした教育研究の取組みが益々重要になるとの判断から、2020年度に、新たに「創価大学3つのポリシー策定の基本方針」を策定した。これには、「創価大学は、入学者選抜から学位授与までの教育の諸活動を、建学の精神および本学の目的に則して実践するため、下記の通りディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーを策定する」とし、「1. 策定のための基本的な考え方、2. 策定の単位、3. 各ポリシーの内容について、4. 各ポリシーの見直しについて」の4項目について、方針を定めている (根拠資料 2-11)。

< 方針及び手続きに従った内部質保証活動の実施 >

< 全学内部質保証推進組織による学部・研究科等の PDCA サイクルを機能させる取り組み >

< 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 >

< 学部・研究科その他の組織における点検・評価に基づく改善・向上の計画的な実施 >

「創価大学内部質保証ポリシー」「創価大学内部質保証推進体制及び手続きに関する規程」「創価大学自己点検・評価実施規程」に基づき、内部質保証推進委員会の指示の下、全学

及び各学部・研究科等で自己点検・評価を行い、改善・向上の取組みをすることで、内部質保証システムを機能させている。

具体的には、年度初めに内部質保証推進委員会を開催して1年間の活動方針を決定する。その方針に基づき、5月に行われる全学自己点検・評価委員会において、各学部・研究科等に自己点検・評価活動の実施大綱を示す。それを受けて各学部・研究科は自己点検・評価を実施し、9月に中間報告、3月には最終報告を提出する。自己点検・評価結果は、全学自己点検・評価委員会でまとめられ、学長、理事長、内部質保証推進委員会に報告される。内部質保証委員会はそれらの報告に基づき検証及び改善の指示を行う。全学的な事項については「大学教育研究評議会」「大学院委員会」を通して、学部・研究科等の個別事案については、それぞれの組織に直接指示することとしている。

このように学部・研究科等は自己点検・評価を毎年度実施し、内部質保証推進委員会を中心とした学部・研究科等のPDCAサイクルを確立させている。

また、毎年アクションプランである学長ヴィジョンは、中長期計画であるグランドデザインに基づき総合戦略会議で検討し、毎年4月に発表している。その後、取組みごとに担当部署、教員責任者、職員責任者、推進担当者を決定し、内部質保証推進委員会に報告される。責任者及び担当者は、学長ヴィジョンチェックリストを活用して、「取組みの狙い・目標」「取組みに関する評価の基準・方法」「当該年度の取組みの推進目標」「推進状況の評価基準と方法」などの計画を定める。それに基づいて取組みを進め、10月下旬に中間評価、2月下旬に最終評価としてまとめる。最終評価としてまとめた総括表は内部質保証推進委員会に報告される。これにより学長ヴィジョンのPDCAサイクルを確立している（根拠資料2-15）。そして、このサイクルを継続することで、グランドデザインで掲げた様々な計画の達成につながっている。なお、2020年度に内部質保証の体制を見直し、学長ヴィジョンも全学自己点検・評価委員会のもとで点検・評価することを明確にした（図-1）。

・内部質保証への学生参加

本学では、開学当初より「学生第一」を掲げ、学生主体、教職学が一体となった大学運営に努めている。「創価大学内部質保証ポリシー」には、「『学生中心の大学』を標榜する大学として、内部質保証推進のため学生の意見聴取に努める」ことを定めており、2019年度から各学部・研究科の評価分科会や全学自己点検・評価委員会に学生が参加し、意見交換の場を設けている。

また、本学には様々な組織で学生の意見を大学運営に反映させる仕組みがある。具体的には、学長等の大学執行部と学生自治会、学友会、学生寮、留学生、大学院生の代表が参加する「全学協議会」、クラブ・サークルを統括している「学友会代議員会」、学生寮の「連絡協議会」などがそれにあたる。また、学部・研究科においても適宜学生との協議会を行っている（根拠資料2-13、2-14、2-15、2-16【ウェブ】）。

2020年度には、全学自己点検・評価委員会に出席している学生委員（オブザーバー）から「学生の意見を大学運営などに取り入れる仕組み」の適切性について、点検・評価したいとの要望があった。学生委員からの提案は、上述の各種会議体や学部等において、学生の意見を適切に取り入れることができているかどうかを点検・評価するものであり、8月に行われた第2回全学自己点検・評価委員会において、実施計画と現状掌握のために実施

したアンケート結果が報告された（根拠資料 2-17）。最終的な点検・評価の結果は、2021年3月に開催した「全学自己点検・評価委員会」に提出された（根拠資料 2-18）。今後、内容を精査し、内部質保証推進委員会において必要に応じて改善を検討する。

内部質保証推進委員会は、2019年度の『自己点検・評価報告書』の報告を受け、各学部・研究科において自己点検・評価が適切に行われているものの、それに基づく改善の取組みをより明確にするため、教育・研究・国際の分野において課題に対する取組み方策を明示するよう指示した。それまでは、年度末に学部長、研究科長から学長に提出される「教育研究活動報告書」が部分的にその役割を果たしていたが、自己点検・評価と連動したものとは言えない実態であった。2020年度からは、各学部・研究科が点検・評価したことに対し、自ら改善方策を検討し取組みを進めることになったことから、PDCAサイクルの強化を図ることができたと考える（根拠資料 2-19）。

また2019年度の全学的な自己点検・評価の過程において、「求める教員像」「教員組織の編制方針」及び「教育研究等の環境に関する方針」等の必要性が認められ、全学自己点検・評価委員会から内部質保証推進委員会に報告された（根拠資料 2-20）。

内部質保証推進委員会からの指示により、それらの指針を検討・策定し、ホームページで公表している（根拠資料 1-5）。

2021年度には、上述の学生による点検・評価結果も活用し、さらに改善に取り組む予定である。

2020年度の新型コロナウイルスへの対応では、教育研究活動、その他の大学運営全般において、学生・教職員の健康を第一に、感染拡大状況、社会情勢に十分配慮したスピーディかつ的確な大学運営が求められた。本学では、法人全体のことは「新型コロナウイルス対策会議」で、大学に関わることは「教学審議会」で定期的に審議・協議してきた。その中で、対面・オンライン授業の実施、感染拡大防止対策など数多くの課題について対応を進めてきている。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、有効に機能しているといえる。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応>

2014年度に大学基準協会による大学評価を受審した。そこで指摘された事項については、大学全体として、学長を委員長（当時）とした全学自己点検・評価委員会において、すべての指摘事項に対する改善に向けたスケジュールを決定した（根拠資料 2-21）。また、指摘事項に止まらず、大学評価結果及び分科会報告書の総評における指摘についても課題として認識し、それぞれの責任主体が改善に着手している（根拠資料 2-22、2-23）。改善の結果は、全学自己点検・評価委員会でまとめたのち、2018年度に大学基準協会に「改善報告書」として報告している（根拠資料 2-24）。

学部等設置認可時の文部科学省による指摘事項については、事務組織の企画部が主管して関連部署と連携し対応している。なお、設置計画履行状況等調査において本学は過去5年間、意見、指摘事項は付されていない（根拠資料 2-25）。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

自己点検・評価の客観性・公平性を担保するため、外部評価委員会を設置し、全学的な総合評価と学部・研究科ごとの分野別外部評価を実施している（根拠資料 2-26、2-27、2-28）。

総合評価を実施する外部評価委員会は、大学関係者、産業界、地域社会の有識者で構成し、2020年度から毎年実施すること、また、分野別外部評価は、7年に1度、認証評価を受審する前年度に実施することを内部質保証推進委員会で決定した（根拠資料 2-29）。

外部評価の結果は、全学自己点検・評価委員会に報告され、同委員会でまとめた上で、内部質保証推進委員会に上程し改善方策を検討する。

以上のことから、本学の自己点検・評価活動の客観性、妥当性は確保されているといえる。

点検・評価項目④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

＜情報の公表（一般）＞

「学校法人創価大学情報公開規程」を制定し、保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めている（根拠資料 2-30）。情報公開の目的を「本法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究の質の向上に資すること」としており、本規程第3条第1項では、情報公開内容を、(1)学校法人及び学校の基本情報、(2)財務及び経営に関する情報、(3)教育活動に関する情報、(4)研究活動に関する情報、(5)学生生活・課外活動に関する情報、(6)社会貢献・連携活動に関する情報、(7)進路・進路支援に関する情報、(8)校地・校舎等の施設・設備に関する情報、(9)大学評価に関する情報、(10)コンプライアンスに関する情報、(11)学則・諸規程等に関する情報、と規定している。

＜教育研究活動の状況の公開＞

学校教育法施行規則改正に伴う大学の教育関連情報の公開義務化を受け、本学では教員個人の学術研究情報を中心に公式な情報公開ツールとして運用してきた「創価大学研究者情報データベース」の枠組みを活用して、「教育」「研究」「学内活動」「学外活動」などの情報を公開している（根拠資料 2-31【ウェブ】）。さらに、オンラインシラバスのシステムを通じて、各科目の担当者、授業の概要と方法、受講生の到達目標、授業スケジュール、成績評価方法等の情報を含む全科目のシラバスを公開し、教育活動の透明性を高めている（根拠資料 2-32【ウェブ】、2-33【ウェブ】）。

＜自己点検・評価結果の公表＞

本学の自己点検・評価結果については、全学自己点検・評価委員会及び内部質保証推進委員会（2019年度以降）における精査を経て、『自己点検・評価報告書』にとりまとめ、

2004年度から本学ホームページに掲載し社会に公表している（根拠資料 2-34【ウェブ】）。なお、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008年）において、質保証及び説明責任の観点から、学生や国民をはじめとする対社会への自己点検・評価結果の分かりやすい提示等について、工夫が求められたことを受けて、自己点検・評価報告書の概要を付して公開している。

<財務状況の公表>

大学運営の効率性、透明性を確保し、大学を支えてくださる関係者や社会一般に説明責任を果たすという観点から、各年度の事業計画及び事業報告書を公開している。私立学校法や各種通知等による財政情報の公表の取組みとして、予算・決算に関わる計算書類、事業報告書等についてはホームページにて公表している（根拠資料 2-35【ウェブ】）。

<外国語による情報公表>

国際交流を推進する中、グローバル化への対応として、大学ホームページに英語、中国語、韓国語のサイトを立ち上げた。「スーパーグローバル大学創成支援（SGU）」の採択を受けて、各セクションとの連携を強化して、多言語による情報公開の充実を進めている。

<公表情報の正確性、信頼性の確保>

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、情報の正確性及び信頼性を確保するための仕組みや体制を整えている。具体的には、自己点検・評価結果については、全学自己点検・評価委員会で取りまとめ、内部質保証推進委員会の最終的な精査によって、社会への情報公開における正確性・信頼性を確保している。また、財務情報については、監査法人及び監事の監査を受けたうえで「監事の監査報告書」を付して公開しており、社会への情報公開における正確性・信頼性を確保している。このような点検を常態化することにより、公表情報の正確性及び信頼性を担保している。

<公表情報の適切な更新の実施>

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、当該情報を所管する委員会や事務組織、評議員会、理事会などを経て、関係部署と連動し、最新情報への更新を行っている。

点検・評価項目⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

<内部質保証システムの適切性の点検・評価>

本学では、2019年4月に内部質保証推進委員会を設置し、新しい体制で内部質保証に取

り組んでいる。内部質保証システムの適切性については、内部質保証推進委員会による点検・評価と、外部評価委員会による評価の2つの方法を用いている。

内部質保証推進委員会は、評価項目を設定したうえで自ら点検・評価を実施し、改善・向上に取り組むこととしている（根拠資料 2-36）。具体的には、今後、点検・評価項目を決定し、2019、2020 年度の取組みについて、2021 年度に適切性の点検・評価を行う予定である。点検・評価の実施にあたっては、IR 室や教務部などが分析している各種 IR 情報なども活用することを検討している。

また、「外部評価委員会」において、学外の有識者から内部質保証システム自体の評価を受けることにより、客観的に点検・評価している（根拠資料 2-26、2-27、2-28）。

以上のように、内部質保証システムの適切性、有効性について自己点検・評価するとともに、外部評価を受け、それらの結果に基づき改善・向上に取り組んでいる。

<点検・評価の結果に基づく改善・向上に向けた取組み>

2017 年度から 2018 年度にかけて、内部質保証の体制を強化するため大学全体の内部質保証の方針、内部質保証体制について、企画調査室、全学自己点検・評価委員会で検討を進めた。その結果、内部質保証の推進に責任を担う組織として、「内部質保証推進委員会」を設置し全学的な観点から教学マネジメントの PDCA を回す体制を構築した。また、従来あった「全学自己点検・評価委員会」は副学長を委員長とし、自己点検・評価活動を統括する役割を担うこととした。

このような 2019 年度からの新たな体制については、今後自己点検・評価を行い、改善に取り組む予定である。

（２）長所・特色

内部質保証推進委員会、全学自己点検・評価委員会及び各学部・研究科等が連動し、適切に自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組む体制を整えている。具体的な改善方策は、学長室会議による調整・検討、大学教育研究評議会、大学院委員会による審議を中心に進めている。

本学では、開学当初より「学生第一」を掲げ、学生主体、教職学が一体となった大学運営に努めてきた。大学全体の事項について教職学で協議を行う「全学協議会」を、開学から3年後の1974年に設置し、学生の要望の聴取や、大学の方針を一緒に協議する、大学運営における重要な会議体として位置付けている。また、各学部・研究科においても、それぞれの学生団体（学生自治会や学部企画、院生協議会など）と学生生活全般にわたり定期的に意見交換を行っている。全学自己点検・評価実施規程にも「学生の代表を構成員とすることができる」ことを明示し、全学自己点検・評価委員会及び各学部・研究科の評価分科会にはオブザーバーとして学生委員を配置している。2020 年度には、全学自己点検・評価委員会に参加する学生委員の提案により、「学生の意見を大学運営などに取り入れる仕組みが適切になされているか」についての点検・評価が行われ、学生自治会、各学部、学生寮、学友会、留学生会等の学生団体の責任者へのアンケートにより実態を調査し、検証がなされた。このような全学自己点検・評価委員会における学生委員の取組みが、単なる意見交換に留まらず、学生主体の点検・評価に基づく改善行動への提言となっていること

は、学生中心の精神を具現化した本学の大きな特徴といえる（根拠資料 2-17、2-18）。

さらに外部有識者による外部評価を実施し、それに基づく改善に取り組むことで、自己点検・評価の客観性を担保している。

2019 年度に内部質保証推進委員会を設置し、各種方針の策定、自己点検・評価の PDCA サイクルの強化など、具体的な改善も進めている。

内部質保証における各組織の役割、責任は明確になっており、学生参加や外部評価も実施し、具体的な改善にも取り組んでいることから、学長を中心とした内部質保証システムが有効に機能していると判断でき、本学の長所といえる。

（3）問題点

2018 年度までは全学自己点検・評価委員会が年間 5 回開催されていた。2019 年度からは内部質保証推進委員会を設置したことにより、内部質保証推進委員会 2 回、全学自己点検・評価委員会 3 回の割合で開催している。しかし内部質保証推進委員会は大学全体の内部質保証体制を統括推進する組織であり、全学自己点検・評価委員会とは役割分担がなされている。したがって全学自己点検・評価委員会の回数が減少しても、点検・評価活動が十分に行われているかどうかには注意しつつ、2021 年度に行われる内部質保証の取組みに対する点検・評価へ向けて、適切に活動を実施していく必要がある。

また、学生参加の自己点検・評価により学生の意見を積極的に取り入れる工夫をしている一方で、各学部・研究科の取組みについて学生との十分な情報共有や、学生による点検・評価の継続性については、課題として挙げられている。

（4）全体のまとめ

内部質保証の全学的な取組みとして、創価大学内部質保証ポリシーを定め、各組織の役割や手続きを明示している。

内部質保証の責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を 2019 年 4 月に設置した。同委員会は、本学を構成する組織及び教職員が実施する自己点検・評価の結果に基づき、改善方を提示し、関連部局に指示する権限を有し、「内部質保証を推進する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案」など 5 つの役割を担っている。この内部質保証推進委員会のもとに、全学自己点検・評価委員会を置き、各学部・研究科等の自己点検・評価を統括している。自己点検・評価の結果は、全学自己点検・評価委員会がとりまとめ、学長、理事長、内部質保証推進委員会に報告する。内部質保証推進委員会は、必要に応じて各組織に改善の指示を出している。具体的な改善方は、各学部等で検討したのち、学長室会議で調整・検討し、大学教育研究評議会で決定する。内部質保証推進委員会を設置してから 2 年しか経過しておらず、同委員会の支援により改善に取り組んだ事項はそれほど多くはないが、全学的な方針の策定や、学部・研究科の PDCA サイクルの強化の指示など、3 つのポリシーに基づいた教育・研究等の改善・向上のため、着実にその役割を果たしているといえる。

本学は、学生中心の大学運営を標榜しており、大学の重要な意思決定機関として、教職員の代表が参加する「全学協議会」を開学 4 年目の 1974 年に設置し、以来、学費の改定をはじめ様々な事案について教職学一体で協議している。全学協議会の内容は、「全学協議会

報告（議事要録）」として学内ポータルサイトを通じて全学生に共有している（根拠資料2-37）。また、全学自己点検・評価委員会及び各学部・研究科の評価分科会に学生委員が参加し意見交換の機会を設けている。2020年度には、全学自己点検・評価委員会に参加する学生委員の提案により、「学生の意見を大学運営などに取り入れる仕組み」についての点検・評価が行われた。その結果は、2021年3月の全学自己点検・評価委員会に報告された。今後、その結果に基づいた改善を行う予定である。

このような学生参加型かつ学生が主体となった自己点検・評価活動は、本学の大きな特徴の1つといえる。

自己点検・評価の客観性、妥当性を担保し、本学の教育研究活動全般の向上を図るため、外部評価委員会を設け外部有識者による評価を実施している。

情報公開については、「学校法人創価大学情報公開規程」に基づき、教育関連情報、自己点検・評価結果、財務情報など、本学の諸活動について適切に公表している。

内部質保証システム自体の点検・評価については、内部質保証推進委員会が担うこととしている。同委員会を中心とした諸活動は、2019年から開始したこともあり、まだ十分に評価できる年月が経過していない。今後、点検・評価項目を策定し、2021年度に点検・評価を行う予定である。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

「学校法人創価大学寄附行為」、「創価大学学則」に明記されている本学の理念と目的を達成するために、本学は、2020年4月1日現在、8学部10学科から成る教育組織を備えている（根拠資料1-2、1-37、3-1）。

（学部学科組織一覧）

| | |
|--------|-----------|
| 経済学部 | 経済学科 ※ |
| 法学部 | 法律学科 ※ |
| 文学部 | 人間学科 ※ |
| 経営学部 | 経営学科 |
| 教育学部 | 教育学科 ※ |
| | 児童教育学科 ※ |
| 理工学部 | 情報システム工学科 |
| | 共生創造理工学科 |
| 看護学部 | 看護学科 |
| 国際教養学部 | 国際教養学科 |

(※は、通信教育課程も含む)

各学部・学科組織は、「第1章、理念・目的」及び「第4章、教育課程・学習成果」に記しているように、その人材養成の目的を、本学の理念・目的に沿って、適切に定めている。また、それぞれの理念・目的を達成するための教育研究活動を行い、成果を上げており、教育研究組織として適切である。

これらの学部・学科組織に加え、2010年度から、学士課程教育の充実と、質保証という社会的要請に応えるために、全学的な組織として、「学士課程教育機構」を設置した。

この機構のもとに「共通科目運営センター」「教育・学習支援センター」「ワールドランゲージセンター」「総合学習支援センター」を設置し、学士課程教育の基礎となる教養教育の実施とファカルティ・ディベロップメント (FD) の充実、さらには語学教育や学生への学修支援体制を実現している。かつこれらが各学部・学科の専門教育と連携・連動して教育を提供できる体制を取っている (根拠資料 3-2【ウェブ】)。

学士課程教育機構の目的は「本学の学士課程教育の質向上に必要なプログラムの開発、授業運営及び評価・改善活動を通じて、建学の理念に基づく創造的な 21 世紀の地球市民育成に寄与すること」である (根拠資料 3-3)。

同機構内設置の「共通科目運営センター」は、各学部学科等と連携を取りながら、共通科目のカリキュラムの改正や担当者の適切な配置、科目担当者会の開催・運営、共通科目ラーニング・アウトカムズの策定と運用等を行い、学士課程教育の趣旨に適う教養教育の実現に努めている (根拠資料 3-4)。また、そのために各学部とも学生が「基礎科目」「大学科目」「言語科目」「世界市民教育科目」を一定数修得することを義務付ける「創価コアプログラム」を設けている。また、建学の精神に基づく世界市民の育成という理念・目標のもとに、少人数制のオナーズ・プログラムとして「グローバル・シチズンシップ・プログラム」(GCP) を設置し、同機構が運営している (根拠資料 3-5)。

同機構内の「ワールドランゲージセンター」は、「外国語能力の開発及び異文化間交流能力の育成をとおして、学生の世界市民の意識の高揚をめざすこと」を目的としている。外国人教員などがスタッフとして、共通科目の言語科目を担当し、各学部や GCP などと連携を取りながら、グローバル人材の育成に努めている (根拠資料 3-6)。

同機構内の「教育・学習支援センター」は、「教育活動のより一層の向上と発展のために、教育と学習の往還を重視し、学生中心の大学教育の促進を図る」ために設置している。教員の FD 活動を中心に各種講演会、セミナー、各種学習支援プログラムの実施などを行っている (根拠資料 3-7)。

2013 年度には「学生の学習能力の開発・向上を図り、学習活動の一層の充実・活性化を進めるため」に「総合学習支援センター (SPACE)」を設置し、学生の学習活動を支援している (根拠資料 3-8)。

さらに、同機構内に設置していた「グローバル教育推進センター」を改組改変、置換し、「学校法人創価大学総合戦略会議」附置の「創価大学国際戦略室」のもと「グローバル・コア・センター」を 2016 年に設置した。同センターでは、「平和で持続可能なグローバル社会の構築」をテーマとする研究と交流事業を推進するとともに大学院「国際平和学研究所」の設置を含む世界市民教育プログラムを構築し、「創造的世界市民」を育成する「人間

教育の世界的拠点」形成の基幹的な役割を担っている。建学の精神が目指している「国際性」具現化のための拠点の1つとして、位置付けている（根拠資料3-9、3-10）。

通信教育部は、「創価大学通信教育部学則」に明記している理念・目的に基づいて、社会人のあらゆる人々に広く大学教育を開放することを目指し、経済学部、法学部、教育学部、文学部の4学部5学科を設置して、誰もがいつでも主体的に学習できる体制を整えている。学士の学位のほか、小学校教諭一種、幼稚園教諭一種の教員免許の資格取得も可能である（根拠資料3-11、3-12【ウェブ】）。

以上のように、本学の各学部学科を含む学士課程段階の教育組織は、本学の理念・目的に照らして適切に整備されている。

大学院については、「創価大学大学院学則」に定めた理念と目的を達成するために、経済学、法学、文学、理工学、国際平和学の5研究科11専攻の教育・研究組織を備えている。今後の知識基盤社会の進行を見据えて、各分野における高度の専門教育を受けながら研究を行うことができる。また、4研究科においては博士後期課程を設置し、博士前期課程を修了した者が研究者等を目指して、さらに高度な研究を進めることができる。

これらに加え、専門職大学院として法務研究科（法科大学院・2004年度設置）と教職研究科（教職大学院・2008年度設置）を設置し、法曹と教職に関する高度な専門職養成の教育体制を整え、毎年その成果を出している（根拠資料3-13【ウェブ】、3-14【ウェブ】、3-15【ウェブ】、3-16【ウェブ】）。

大学院においても、本学の理念と目的に則って、学部段階からの一貫した教育を可能にする組織体制となっている。

（研究科組織一覧表）

| | |
|----------|----------------------------|
| 経済学研究科 | 経済学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| 法学研究科 | 法律学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| 文学研究科 | 英文学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| | 社会学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| | 教育学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| | 人文学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| | 国際言語教育専攻〈修士課程〉 |
| 理工学研究科 | 情報システム工学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| | 生命理学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| | 環境共生工学専攻〈博士前期課程〉〈博士後期課程〉 |
| 国際平和学研究科 | 国際平和学専攻〈修士課程〉 |
| 法務研究科 | 法務専攻 |
| 教職研究科 | 教職専攻 |

さらに、学部・研究科の他に、センターなどの教育組織を持っている。これらの組織の理念と目的は、各センター等の規程に明記している。すでに記した学士課程教育機構内の各センター以外で、「日本語・日本文化教育センター」が「本学に在籍する外国人学生及び

帰国学生等に対し、日本語・日本文化及びその他の教育課程を提供し、留学生等の日本語能力の向上と学業達成を目的」として設置し、さらには本学の海外交流事業による留学生受け入れに積極的に関与している（根拠資料 3-17、3-18【ウェブ】）。

「教職キャリアセンター」、「法律教育センター」、「行政教育センター」、「会計税務教育センター」の各センターは、それぞれ教職志望者、法律関連専門職志望者、国家試験受験者及び各種公務員志望者、公認会計士及び税理士志望者に対する情報提供、相談、指導を行うことを目的として設置している。

他にも「ジャーナリズムセンター」、「男女共同参画推進センター」、「ロシアセンター」、「小中高理数系科目学習支援センター」、「研究推進センター」、「地域・産学連携センター」、「南アジア研究センター」を設置している。

以上のように、各センターにおいても、それぞれの理念・目的に照らして、適切に組織を整備している。

次に、研究組織については、教育組織でもある学部・研究科組織の他に、研究専門の組織として、「池田大作記念創価教育研究所」、「比較文化研究所」、「平和問題研究所」、「生命科学研究所」、「国際仏教学高等研究所」、「法科大学院要件事実教育研究所」、「プランクトン工学研究所」（2020年9月にセンターから改組）、「糖鎖生命システム融合研究所」（2021年1月にセンターから改組）の8つの研究所を設置し、本学の建学の精神である「人間教育」「文化」「平和（国際性）」の各テーマと、それに関連する諸問題の研究を行っている。

池田大作記念創価教育研究所は「本学の歴史並びに創立者池田大作先生及びその淵源となる牧口常三郎先生、戸田城聖先生の創価教育の思想と実践の研究」を、比較文化研究所は「日本及び世界の文化に関する諸問題の比較研究」を、平和問題研究所は「平和の達成に関する諸問題の研究・調査・教育活動」を、生命科学研究所は「生命並びにそれに関連する諸問題について科学的な研究」を、国際仏教学高等研究所は「仏教の思想・哲学の特徴と現代的意義に関する研究」を、法科大学院要件事実教育研究所は「法科大学院における要件事実教育の充実と発展を図るための調査研究」を、プランクトン工学研究所は「プランクトン工学による環境修復技術やバイオマス・有価物生産技術の開発ならびに、それらの技術と有価物製品にかかるビジネスモデルの提案と、それに資する人材の育成を目指して、研究・教育・啓蒙」を、糖鎖生命システム融合研究所は「糖鎖機能学、糖鎖情報学および糖鎖構造学を融合することにより、糖鎖の生命システムにおける役割を統合的に解明すること」などを目的としている。8つの研究所は、当該分野及び関連する分野の資料の収集・整理・保存、各種調査と研究、講演会・研究会・シンポジウムの開催、研究紀要の発行等の活動を行っている（根拠資料 3-19、3-20、3-21、3-22、3-23、3-24、3-25、3-26）。

このように、各研究組織においても、本学の理念・目的に照らして適切な整備が行われている。

（機構・センター・研究所組織一覧）

学士課程教育機構

「共通科目運営センター」 「教育・学習支援センター」

「ワールドランゲージセンター」 「総合学習支援センター」

| |
|---------------------------------|
| 日本語・日本文化教育センター |
| 教職キャリアセンター |
| 行政教育センター |
| 会計税務教育センター |
| 法律教育センター |
| ジャーナリズムセンター |
| 男女共同参画推進センター |
| ロシアセンター |
| 小中高理数系科目学習支援センター |
| 研究推進センター |
| 地域・産学連携センター |
| 南アジア研究センター |
| 池田大作記念創価教育研究所 |
| 比較文化研究所 |
| 平和問題研究所 |
| 生命科学研究所 |
| 国際仏教学高等研究所 |
| 法科大学院要件事実教育研究所 |
| プランクトン工学研究所（2020年9月にセンターから改組） |
| 糖鎖生命システム融合研究所（2021年1月にセンターから改組） |

点検・評価項目② 教育研究組織の適切性について、定期的に点検・検証を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

学則に定める毎年の学部・研究科等ごとの自己点検・評価作業、外部評価、そして認証評価の過程において、教育研究組織の適切性を検証している。

学校法人創価大学理事会の諮問機関として「学校法人創価大学総合戦略会議」（議長：理事長）を設置している。同会議は主に以下の3点について審議、決定を行う（根拠資料3-27）。

- (1) 学校法人創価大学の中・長期計画
- (2) 創価大学及び創価女子短期大学の中・長期計画
- (3) 理事会からの諮問事項

学校法人全体を俯瞰しつつ、創価大学及び創価女子短期大学の教育研究組織のあり方や再編等を審議している。かつ各学部・研究科等の審議と連動し、社会のニーズの変化や本学の本来のミッションの観点から、学部・大学院組織の適切性が常に検証し、審議している。

これまで、2010年からのグランドデザインやスーパーグローバル大学創成支援事業で掲

げた計画などに基づき、総合戦略会議での審議を中心に様々な教育研究組織の改編を実施してきた。最近では、学部においては、看護学部（2013年）と国際教養学部（2014年）の開設、工学部から理工学部への名称変更と「共生創造理工学科」の設置（2015年）、通信教育部文学部人間学科の開設（2018年）を実現してきた。

大学院レベルでは国際平和学研究科国際平和学専攻（2018年）を開設した。また2020年4月には工学研究科を「理工学研究科」に名称変更、「生命情報工学専攻」を「生命理学専攻」に改組した。

総合戦略会議はグランドデザインの実行プランとして毎年「学長ヴィジョン」を策定し、発表している。「学長ヴィジョン」や「事業計画」が発表される年度開始時期には、教職員が一堂に会した場で理事長、学長からそれらについて説明し、教育研究組織のあり方を含めて意見交換を行い、情報を共有している（根拠資料1-20【ウェブ】）。

大学の教育及び研究全般に関する審議機関として大学教育研究評議会を設置している。学長が議長となり、副学長、学部長をはじめとする各組織の長や関係者を構成員として、毎月開催している（根拠資料1-2、3-28）。主に以下の4項目を中心に審議並びに協議を行う。

- (1) 学生の入学、卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項

大学教育研究評議会において議決及び報告された事項について学部長、各組織の長は各学部教授会等に報告している。また、大学教育研究評議会から各学部等に意見を求める場合もある。

各学部・研究科の教育研究活動に責任をもって遂行する組織は、各学部教授会、通信教育部運営委員会及び各研究科委員会であり、学士課程教育機構においては同機構運営委員会、研究所とセンターにおいては、それぞれ各研究所運営委員会と各センター運営委員会等である。これらの各組織に設置している自己点検・評価を行うための評価分科会が、当該組織等の教育研究活動との関連において、自己の組織のあり方を定期的に検証している。

毎月開催される大学教育研究評議会や教授会等を通じて、学長・副学長と学部長・研究科長等が相互に意見交換と連携を行い、その往復作業を通して、大学の教育研究組織の適切性を総合的に検証している。

その結果、随時、学則をはじめとする諸規則・規程を改正しており、さらに必要な場合には、総合戦略会議や大学教育研究評議会との連動のもと、新学部の設置や改組、大学院研究科の設置（前述）、また学部横断的な組織の設置等を検討する場合もある。

こうした検証に基づいて、学士課程教育機構及び各学部・研究科等では、これまで5年程度の周期でそれぞれカリキュラム改正を行っており、カリキュラム改正のための検証、議論がそのまま教育研究組織の適切性を検証する機会にもなっている。

また、研究科においても、大学院委員会及び研究科長会等でも検証を行い、それらと各研究科委員会が連動している。その検証に基づいて、総合戦略会議との連動のもと、新しい研究科の開設や改組などを実現している（前述）。

2019年4月に設置した内部質保証推進委員会では、優先的に取り扱う事項として教育組

織の編制に関することを定めている。今後は、自己点検・評価の結果に基づき、総合戦略会議とも連携して教育研究組織の改善を図っていく。

以上のように、全学及び各学部・研究科、研究所、センターは、各教育研究組織の適切性について定期的に検証を行っている。

(2) 長所・特色

2020年4月現在で8学部10学科及び7研究科13専攻からなる教育研究組織は、第4章「教育課程・学習成果」に記しているとおおり、それぞれの理念・目的を達成するための組織編制をもって教育研究活動を行い、成果を上げている。これらの学部・研究科に加えて、学士課程教育機構及びセンター・研究所の各組織は、本学及び各学部・研究科等の理念・目的との整合性を図りつつ、カリキュラム改正時など定期的に検証しながら、学術の進展や時代の要請を踏まえて継続的に発展させてきたものであり、長所と言える。

各学部が提供する専門教育と、学士課程教育機構が提供する教養教育が、適切に調整・統合され、総合学習支援センター等によるサポートも加わって、社会の要請に応え、本学が目指す知力と人間力を備えた人材を、総合的かつ体系的に輩出している。大学としての教育の質保証の責任を果たしていると判断する。

本学は2014年度に文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に採択された。この事業で本学は、①「グローバル・モビリティ」（学生の海外派遣・受け入れの拡大を通じ、キャンパスのグローバル化を図る）、②「グローバル・ラーニング」（「創造的世界市民」を育成する学部・大学院教育プログラムのグローバル化を図る）、③「グローバル・アドミニストレーション」（大学の運営体制や決定手続きのグローバル化を図る）、④「グローバル・コア」（「グローバル・コア・センター」開設及び大学院「国際平和学研究科」設置を通じた人間教育の世界的拠点の形成を図る）、の4つの構想実現を目指し、そのプロセスを通して学部、研究科の設置や各学部・研究科組織における取組みの改善、向上を図っている。

国際教養学部国際教養学科開設（2014年）と大学院国際平和学研究科国際平和学専攻開設（2018年）はその象徴的成果であるが、それに加えて、経済学部で SUCCEED（Soka University Courses for Comprehensive Economics Education）と称する English Track 開設（2016年）、韓国事務所とタイ事務所開設（2016年）、フィリピン事務所の開設（2018年）、経済学研究科「国際ビジネス専修」（IBSP= International Business Studies Program）開講（2016年）、グローバル・コア・センター開設（2016年）、外国人留学生との混住の国際学生寮（男子滝山国際寮・女子万葉国際寮）開設（2017年）、English Track として先行していた国際教養学部と経済学部に加えて、新たに法学部、文学部、経営学部の計5つの学部で English Medium Program 開設（2018年）など、多くの事業を実現している（根拠資料 1-25【ウェブ】、1-27【ウェブ】、1-28）。

(3) 問題点

なし

(4) 全体のまとめ

本学の建学の精神を具現化する学部・研究科、各組織を設置し、時代状況やその要請に合わせて新設、改編を続けている。2020年4月現在、学部は8学部10学科、大学院は7研究科11専攻の体制となっている。また学士課程教育の強化を図るため、学士課程教育機構を設置し、このもとに、「共通科目運営センター」「教育・学習支援センター」「ワールドランゲージセンター」「総合学習支援センター」を組織し、学士課程教育の基礎となる教養教育の実施とファカルティ・ディベロップメント（FD）の充実、語学教育や学生への学修支援体制を実現している。その他、各センター・研究所を設置し、様々な学生支援や研究に取り組んでいる。

開学以来、建学の精神が目指す「国際性」の具現化に向けて不断の取組みを進めている。特に2014年の文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援」に採択されてからはその具現化が加速している。それを通して各学部、研究科、組織等が一層自らの組織のあり方を見直しつつ、各取組みを点検・改善し、向上を図るというサイクルを確立している。その結果、最近では、看護学部（2013年）と国際教養学部（2014年）の開設、工学部から理工学部への名称変更と「共生創造理工学科」の設置（2015年）、通信教育部文学部人間学科開設（2018年）、大学院国際平和学研究科国際平和学専攻（2018年）の開設が実現した。また2020年4月には工学研究科を「理工学研究科」に名称変更、「生命情報工学専攻」を「生命理学専攻」に改組した。また、池田大作記念創価教育研究所では、世界市民教育に関する国際共同研究の推進など、新たな事業展開を「Soka University Grand Design 2021-2030」に定めている。その他、グローバル化の進展に伴い、創価大学海外事務所としてそれまでの中国・北京事務所に加え、韓国事務所、タイ事務所、フィリピン事務所を開設した。学生寮においては、留学生との混住の国際学生寮を建設した。

今後も総合戦略会議をはじめとする全学及び学部・研究科等の教育研究組織が、建学の精神の具現化と、時代の要請に対応した目標の設定を行い、その達成に向けて一層の組織的な取組みを進めていく。

第4章 教育課程・学習成果

（1）現状説明

点検・評価項目① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では 建学の精神及び大学の教育目標（人材育成方針）に基づき、大学全体のディプロマ・ポリシーを次のように掲げている（根拠資料4-1【ウェブ】）。

【創価大学ディプロマ・ポリシー】

創価大学は上記教育目標の達成に向け、学部並びに全学的な教育研究組織において、

- ・知識基盤：幅広い知識と高度な専門性
- ・実践的能力：知識を社会に应用する力とコミュニケーション力
- ・国際性：多様性を受容する力と他者との協働性
- ・創造性：統合する力と創造的思考力

を身につけた世界市民となるべき人材の育成に取り組んでいます。

創価大学は、所定の期間在学し、学士課程を通じて上記の知識・技能並びに態度を身につけ、所定の単位を修得し GPA 基準を満たした学生に学位を授与します。

この大学全体の方針のもと、日本学術会議の大学教育の分野別質保証委員会が示している「教育課程編成上の参照基準」を活用しながら、全ての学部、研究科で課程及び授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定めている（根拠資料 4-1【ウェブ】）。各ディプロマ・ポリシーにおいては、学生が修得すべき知識・技能・態度等、どのような学習成果を上げれば卒業（修了）を認定し、学位を授与するのかという方針を示している。

ディプロマ・ポリシーは、大学のホームページで公表するとともに、学部は履修要項、研究科は大学院要覧に記載し、学生に明示している（根拠資料 4-1【ウェブ】、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）。

点検・評価項目② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

カリキュラム・ポリシーは、前述のディプロマ・ポリシーと同様に、大学全体の方針を次のように掲げている（根拠資料 4-2【ウェブ】）。

【創価大学のカリキュラム・ポリシー】

創価大学は、創造的人間の育成を目標とし、上記ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能並びに態度を修得させるために、大学全体として実施する共通科目と、各学部が実施する専門科目を、学士課程教育機構のもとに体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組合せた教育を提供します。創価大学が提供する全科目にコースナンバーを付与し、順次性と体系性を明示しています。

創価大学は入学者が自立した学習者となっていけるように、初年次に初年次セミナー、学術文章作法、外国語等の基礎・導入科目を開講しています。初年次教育推進室が入学前教育を含めた大学全体として、その編成・調整をはかっています。また、創価大学は学生が将来を意識しながら主体的な学びを実践できるように、1年次から4年次にかけて順次性を意識したキャリア科目を提供しています。

創価大学は、全学自己点検・評価委員会を通じて共通科目・専門科目におけるコースナンバーや科目配置の妥当性と、直接・間接評価手法を用いて測定したラーニング・アウトカムズ（学習成果）の達成状況を点検・評価し、それをプログラム・レベルや授業レベルにおける教育改善や、カリキュラムの見直し等につなげることで内部質保証が機能するよう取り組んでいます。

大学全体の方針のもとに、全ての学部・研究科で課程及び授与する学位ごとに、カリキ

キュラム・ポリシーとして教育課程の編成、学習方法・学習過程、学習成果の評価の在り方などの基本的な考え方を示している。なお学士課程は、学士課程教育機構が学部を越えて全学の学生に提供する共通科目と、各学部が行う専門教育から構成している。ディプロマ・ポリシーと共通科目・専門科目の関係性を明示するため、共通科目と学部ごとに、ディプロマ・ポリシーの要点を学習成果の観点からブレイクダウンした、ラーニング・アウトカムズを設けている。シラバスや履修要項等でラーニング・アウトカムズと各科目の関係性を明示している（根拠資料 4-3、4-8【ウェブ】）。

共通科目は、語学を始めとする基礎的学習技能の養成、時代や社会に対する問題意識・批判的思考力の涵養、多様性を受容し他者と協働するコミュニケーション力の開発、習得した幅広い知識・技能を関連づけ問題解決に活かす態度の形成など、大学全体のディプロマ・ポリシーに謳う能力・資質の開発・養成を目指して開講している。共通科目のラーニング・アウトカムズは、以下の3領域8項目に整理している（根拠資料 4-10【ウェブ】）。各科目とラーニング・アウトカムズの関係はシラバスに明記しており、授業担当教員がラーニング・アウトカムズを意識して各授業の到達目標を設定するようにしている。

共通教育のラーニング・アウトカムズ（学習成果）

1. 知識基盤（学生が何を知っているべきか）： ①人文・社会・自然科学、健康科学領域の基礎知識を理解する
2. 実践的能力（学生が何ができるようになるべきか）： ②多面的かつ論理的に思考する／③問題解決に必要な知識・情報を適切な手段を用いて入手し、活用する／④母語による多様な表現方法を習得し、明瞭に論じ述べる／⑤母語以外の外国語でコミュニケーションを図る
3. 教養ある市民としての資質（知識と能力を用いて何を行おうとするか）： ⑥学びの意味や社会的責務を考え、自らの目標を設定し、自立的に学ぶ／⑦自他の文化・伝統を理解し、その差異を尊重する／⑧人類の幸福と平和を考え、自己の判断基準をもつ

カリキュラム・ポリシー、学士課程共通科目編成方針は、大学ホームページで公表するとともに、学部は履修要項に、研究科は大学院要覧に明示し、学生に周知している（根拠資料 4-2【ウェブ】、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）。

カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて検討・策定しており、適切に連関している。また、これらのポリシーは、自己点検・評価活動の中で点検し、適切性を図っている。

点検・評価項目③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

- ・個々の授業科目の内容及び方法
 - ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
 - ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
 - ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士課程】）
 - ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士課程】）
 - ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
 - ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施**

＜各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置＞

本学では、学部・研究科ともに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいたカリキュラムを編成している。専門科目は学部教授会において各学部で設定するディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の科目編成を行っている。専門科目のカリキュラムを見直す際に、全学的な委員会である教務委員会で審議することで学部間の調整と検証を行なっている（根拠資料 4-12、4-13）。

本学の教養教育科目は共通科目と称しており、学士課程共通科目編成方針に基づいて編成している。共通科目は、学士課程教育機構が科目編成と検証において中心的な役割を担っている。共通科目のカリキュラムを編成する際には、専門科目を含めた学士課程教育全体の調整を図るため、学士課程教育機構と各学部の代表者を構成員とする「共通科目カリキュラム検討委員会」を設置している。

共通科目には、10の科目群がある。その中の、「世界市民教育科目群」は、学士課程共通科目編成方針や「スーパーグローバル大学創成支援」事業における計画も踏まえて設置し、選択必修科目とした。

また、全学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づいた「国際性」の涵養のため、全ての学部グローバル教育プログラムを設置するとともに、英語を授業言語とする科目の修得だけで卒業可能な「English Medium Program (EMP)」を5学部・4研究科において設置している（根拠資料 4-14【ウェブ】）。

例えば、経済学部では、「英語による経済学教育を通して、グローバル社会で役立つコミュニケーション力を備えた人材を育成する」という学部の教育目標を念頭に置きながら、グローバル化に対応した教育プログラムとして「International Program」(通称「IP」)と呼ばれる、英語で専門科目の基礎を学ぶと同時に学術的な英語能力とディスカッション能力を養うプログラムを開講している（根拠資料 4-15【ウェブ】）。また、経済学部のEMPとして、専門科目のすべての単位を英語で履修できるSUCCEED (Soka University Courses for Comprehensive Economics Education)という、より高度な英語によるコミュニケーション力を養うプログラムを開講している。さらに、「IP」を履修し終えた学生を中心に、一定の条件 (TOEFL のスコアや通算 GPA など) を満たしていれば、SUCCEED の科目を履修することができる（根拠資料 4-16【ウェブ】）。

一方、幅広い学びを実現するため、所属学部以外の分野（学部）の専門科目を学習することができる副専攻制度を導入している（根拠資料 4-3）。これまで、所属学部以外の学問領域を最大3つまで選択できる制度としていたが、加えて2020年度より、社会からの要請である Society 5.0 に対応する人材を育成することを目的として、学部横断型の副専攻制度

となる「データサイエンス副専攻」を設置した（根拠資料 4-17）。さらに、2022 年度からは入門科目（データサイエンス入門）の全学必修化を目指して準備しており、それにあわせて関連科目群の見直しを図っている。データサイエンス教育の全学必修化を行うため、共通科目に「数理・データサイエンス・自然科目群」を設置する予定である。これらの組み合わせにより、専門性に応じた教育を各学部で行うとともに、大学の教育理念や社会からの要請に応じた教育課程を編成するべく、学士課程教育機構や教務委員会が主導してカリキュラムの改善や調整も行なっている。

カリキュラム・ポリシーを掌握しかつ適切な履修選択を促すために、履修要項で専門科目と共通科目を含むカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリーを提供している（根拠資料 4-3）。また、2014 年度から全科目において科目ナンバリングによる科目の特性とレベル情報を提供し、科目ごとの学問レベルや科目間の系統性などを把握できるよう配慮している。しかし、専門科目と共通科目において同一の科目名があることなどで、科目間における到達目標の整合性について課題があるため、2022 年度に向けてより適切なナンバリングになるよう見直しを始めている。

共通科目は、カリキュラム上は 10 の科目群に細分化している（根拠資料 4-3）。これらは、いくつかの上級プロジェクト・実地演習系科目を除き、ナンバリングの 100 番台 200 番台のレベルに授業内容（学習到達目標）を調整している。

単位制度の趣旨に沿って、学部ごとに単位を設定している。個々の授業科目の内容及び方法は、シラバスに明示している（根拠資料 4-8【ウェブ】）。

本学では 2010 年度に共通科目において 8 つのラーニング・アウトカムズ（LOs）を設定し、2013 年度からは全ての共通科目はシラバス上でどのラーニング・アウトカムズと関連性が深いかを示すことになった。さらに 2018 年度からは全学部の専門科目においてもラーニング・アウトカムズを設定し、その関係性をシラバスや履修要項に記載している（根拠資料 4-3、4-8【ウェブ】）。このことにより教育課程の順次性及び体系性を検証するとともに、学生にもその情報を提供している。

文学部を例にとると、大学の方針に従って、履修者の便宜を図るため、学部のすべての専門科目において、科目の特性と専門性のレベルを示す科目ナンバリングを明記し、併せて各科目がどのメジャーの科目なのかを示している。さらに各科目がディプロマ・ポリシーに記載の 7 つのラーニング・アウトカムズの、どの項目の達成を重点的に目指しているのかを明記した、カリキュラム・マップを履修要項に掲載している。

加えて、社会福祉専修を除く 8 つのメジャーごとに、イントロダクトリーの選択科目から 2 単位、ベーシックの選択科目から 10 単位、アドヴァンスト科目から 28 単位（必修科目 14 単位及び選択科目から 14 単位）、合計 40 単位以上を修得した場合は、卒業時に当該メジャーの修了認定を行うことを明記している。さらに各メジャーの科目をイントロダクトリー選択科目 2 単位、ベーシック選択科目 10 単位、アドヴァンスト選択科目 12 単位、合計 24 単位を修得した場合は当該メジャーを副専攻として認定することも明記している（根拠資料 4-3）。

カリキュラム・ポリシーによって、各メジャー及び専修においては、基礎的な学習から専門的な学習へと連続するように課程を編成している。

共通科目の中で、「基礎科目」「大学科目」「言語科目」「世界市民教育科目」の4つの科目群を「創価コアプログラム」として、創価大学生として必ず履修すべき科目を設定し、本学の目指す人間教育の具現化に努めている。(根拠資料 4-3、4-18【ウェブ】)。なお、プログラムに含まれる科目については、複数の教員が担当する場合でも、授業内容、教科書、評価方法のスタンダード化を図っている。

「創価コアプログラム」では、2014年度に導入したアカデミックライティング授業としての「学術文章作法」に加えて、2018年度より「初年次セミナー」(理工学部は2019年度から「初年次プロジェクト」)を全学部にて少人数科目として開講している。「初年次セミナー」は共通科目であるが、学部教員が担当し、全学共通の初年次教育としての内容と共に、学部独自の内容を扱っている。また、大学生としての学習技能養成という視点から、初年次セミナーと同じく共通科目内の基礎科目群にある「学術文章作法 I」を必修にしている。加えて「基礎数学」、「統計学入門」、「コンピュータ・リテラシー」いずれか1科目の修得を卒業要件としている。このように、共通科目を基礎として専門教育を学ぶ力を伸ばすことを意図している。また、2022年度にはデータサイエンス教育の初年次教育として、「データサイエンス入門」の全学必修化を予定している。これらの科目の導入と初年次教育を学士課程に統合することにより、本学の教育理念を学ぶとともに大学での学習意欲を高めるような教育を企図している。

共通科目と学部専門科目において、それぞれ卒業基準単位数として必修科目、選択必修科目、選択科目、自由選択科目を設定するとともに、必要な単位数を明示している(根拠資料 4-3)。共通科目については、初年次セミナーのように、本学の教育理念・目標を達成するために必要な基礎的な内容が含まれる基礎科目や、全学部統一で必修科目となっている科目群に加え、外国語科目などを10の科目群より、選択科目として履修することができる。専門科目については、各学部の専門性に従い科目を設定している。2014年度からは専門の核となる科目を必修や選択必修としている。

高大接続の観点からは、入学時に英語、数学、国語のプレイスメントテストを行い、「英語 I」「経済数学入門」「学術文章作法」等の科目でその点数(高校までの当該科目領域の習熟度)を考慮したクラス編成あるいは履修クラス推奨を行っている(根拠資料4-3)。また、入学してくる学生の習熟度に応じた各種高大接続科目を、学士課程の共通科目に配置するとともに、各学部で必要な高大接続科目を学部専門科目内に配置している。教養教育の多くを共通科目に統合するとともに、専門教育を各学部で行うことで、適切な科目配置を行っている。

本学では5つの研究科(専門職大学院を除く)を設置しており、修士課程(博士前期課程)では、コースワークとして基礎的な研究力を身に付けるために科目を履修し、主指導教員とは異なる分野を含め幅広く履修することで基礎研究力の向上を図っている。リサーチワークでは研究指導科目を配置し、専門性を深め論文執筆までの指導を実施している。博士課程(博士後期課程)では、リサーチワークを中心に行なっている。近年、コースワ

ーク及びリサーチワークにおいて、幅広い研究分野の知識を得ることが求められており、コースワークとリサーチワークが適切に組み合わせられたカリキュラム編成となるよう配慮している（根拠資料 4-4、4-5）。

例えば、法学研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、博士前期課程 1 年次の春学期は、コア科目の選択必修科目（3 科目 6 単位）を設けている。1 年次秋学期以降は、修論コースにおいては 6 つの専門科目群の中から 9 科目 18 単位（リサーチ・ペーパー・コースでは 12 科目 24 単位）を選択科目として履修しなければならない。また、博士後期課程では各学期 2 単位を履修する研究指導科目に加え、1 年次の春学期及び秋学期には隣接科目群からそれぞれ 1 科目 2 単位を履修しなければならない（根拠資料 4-4）。

また、専門職大学院では、それぞれの特性に応じたカリキュラムを編成している。

教職大学院では、文部科学省が示している「1. 学部段階での資質能力を修得した者の中から、さらにより実践的な指導力・展開力を備え、新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員の養成、2. 現職教員を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員等として不可欠な確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー（中核的中堅教員）の養成」という 2 つの目的も踏まえ、「共通科目」「分野別科目」「実習科目」に分けてカリキュラムを編成している。共通科目は 5 領域から成り、教科・領域及び学校における分掌等について、より具体的に学ぶ科目群である。5 つの領域それぞれから 1 科目以上、合計 20 単位以上の修得を課し、各自の課題や研究テーマに応じた、より主体的な学びを促している（根拠資料 4-7）。分野別科目は、理論と実践の往還・融合をより意識できる科目群であり、実習科目は教職キャリアに応じた実習を行うことができるように設定している。なお教育課程については、授業アンケートや教員と学生の対話、外部評価委員会により、多様な立場の意見を取り入れ、弾力的に改善を行っている（根拠資料 4-19、4-20）。

教育課程の編成においては、5 年に一度程度のカリキュラムの見直しやカリキュラムのマイナーチェンジなどの際、教務委員会で方針やスケジュールが検討され、内部質保証推進委員会による議を経て決定される（根拠資料 4-21）。各学部・研究科はそれらの方針やスケジュールに基づいてカリキュラムの検討を進める。この際、学部・研究科においては履修・成績の状況、授業アンケートの結果などの情報も考慮している。今後は、自己点検・評価の結果に基づいて、内部質保証推進委員会において、各種の IR 情報を活用して、コースナンバーを含めた科目配置の妥当性やラーニング・アウトカムズを検証し、教育課程の見直しに取り組むことを目指している。

社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、共通科目にキャリア教育系科目を設置するとともに、「SOKA Generic Skill テスト」と呼ばれる就業力テストを行うことにより、入学から卒業までの教育効果を測定し検証している（根拠資料 4-22、4-23）。キャリア教育系科目は、1 年次から 4 年次までのすべての学年において、学部横断型キャリア科目、インターンシップ科目などを設置している（根拠資料 4-3）。一方、他の科目においても、担当教員が実務経験を有している場合は、実務経験に関連する授業内容をシラバスに明記することで、学びと社会との関連などを学習する機会を提供している。

学部、研究科においてもそれぞれの専門性を活かした取組みを行っている。

例えば、経済学部と文学研究科では次のような取組みがある。

経済学部では、インターンシップを、学生が職業適性や職業選択について主体的に考える機会であると同時に、企業等の現場で高度な知識・技術や複雑な諸問題に触れることによって主体的な学びの意欲を高める機会として重視している。例えば、「いかに社会に貢献するか」をテーマとした「社会貢献と経済学」という授業を専門科目として配置し、座学だけでなく、実際に外へ出た「東北復興スタディツアー」や「東北復興インターンシップ」などの社会体験や就業体験の機会を提供している（根拠資料 4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】）。

さらに、就業力を高めグローバル人材へのステップとなる約4週間の「クアラルンプール・インターンシップ・プログラム」と、グローバル社会で活躍するための即戦力を高める約3週間の「香港インターンシップ・プログラム」を提供している（根拠資料 4-26【ウェブ】、4-27【ウェブ】）。

文学研究科教育学専攻臨床心理学専修では、臨床心理士としての実践力を身につけられるよう、臨床心理学の特論演習を通して基礎力を高めつつ、面接法や査定法、投影法、心理統計法、人格心理、発達臨床心理、精神医学などを通して、臨床心理学の知見を広げられるように科目を配置している。実習科目（臨床心理基礎実習、臨床心理実習）では、座学で学んだ知識をもとに教育や医療機関等の現場で児童・生徒や病院の患者と接することにより、心理援助職としての態度、心構えを身につける。また、附属心理教育相談室において、スーパーバイザー（指導教員及び指導相談員）の指導のもと、学外の来談者に対してカウンセリングを行う。その内容については、各回で録音した面接内容を逐語にし、スーパーバイザーの指導を受けるとともに、臨床心理実習 I、II において大学院生、教員全員で事例検討を行い、事例理解と自己理解を深め、心理援助職としての資質向上、涵養に努めている（根拠資料 4-28、4-29、4-30、4-31）。

点検・評価項目④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容としラバスとの整合性の確保等）

・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

・適切な履修指導の実施

・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

＜各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置＞

学生の主体的参加を促すための教授方法を、全学的な FD 活動を通して教員に修得する機会を提供し、授業内容や授業方法の改善に反映している（根拠資料 4-32）。また、シラバスにその方法を明記することで、学生が履修する科目ごとに、どのようなスキルが養成されるか知ることができるようになっている。

これまでに本学では、「大学教育再生加速プログラム（AP）」の採択などを受けて、様々な学習の活性化に対する措置と研修を行ってきた（根拠資料 1-26【ウェブ】、4-33、4-34）。本事業の取組みの骨子を示す。事業として取り組んだテーマは（1）アクティブ・ラーニング、（2）学修成果の可視化、の2つである。

アクティブ・ラーニングに関しては、アクティブ・ラーニングを組み込んだ授業づくりを進める授業設計研修を全教員必修として、内容を統一した研修会を学部別実施した。また、LTD など協同学習の手法を学ぶ機会を定期的に提供し、実質的な授業改善を促した。

学修成果の可視化に関しては、学生自らが自身の成長（学修成果）を振り返り、自己変容を進めるための機会提供をアセスメント科目の設定という形で行うこととした。アセスメント科目では、創造的人間としての資質・能力の一部を自己評価するルーブリックと、自らの学習目標に向けた学びの手ごたえを自由記述したものを合わせた振り返りを必須とし、学期を通じた成長の自覚を促した。

学修成果の可視化を確実にするために、卒業までの4年間に最低3回は学生自身が自らの学びや成長を点検する機会として、学年進行に応じて3つのアセスメント・ゲート（マイル・ストーン、タッチ・ストーン、キャップ・ストーン）を置くことが示されている（図-3中央）。このゲートとして指定されたアセスメント科目を軸に、学生側は学習ポートフォリオ作成を通じて自らの学びに向き合い、教員側は学習ポートフォリオ作成を通じた学生たちの振り返りを点検することで授業やカリキュラムの課題に向き合う。そこで見えてくる課題について、同僚たちと改善に向けた行動計画を一緒に考える場として同僚会議が用意される。学生たちは互いの取組みや学習成果を共有しあい、次の学期に向かって自らの取組みの改善を考える。このように、教員も学生も自らの体験（教授・学習活動）から学ぶ体験学習を繰り返すことで、相互評価文化の醸成を図った。

（図-3） 事業開始時点の取組み概念図



この計画を通じ、アクティブ・ラーニングとしては、PBL(Problem-based Learning=「問題解決型学習」)やLTD(Learning Through Discussion)＝「話し合いによる学習」)を用いた授業展開を多くの科目で実施している。また、アクティブ・ラーニングを通じた学習成果の到達状況の点検・評価を意図したルーブリックを用いて、学生自身が自己評価する機会をアセスメント科目の中で提供している(根拠資料4-35)。

さらに、授業アンケートにより各科目における授業外学習時間の可視化も行っており、年々授業外学習時間の増加が見られている(根拠資料4-36)。

一方、教員の授業スキルの向上だけでなく、ポータルサイトを中心としたLMS(Learning Management System)の機能付加や改善を行うことにより、学習の活性化や効率化をサポートする体制も構築している。教員が積極的にアクティブ・ラーニングの手法を取り入れられるようにしたシステムのサポート例として、2013年からクリッカーも導入しているが、装置を授業前に用意し、学生に配布、終了後回収をする必要があり、なかなか利用が広がらなかった。そこで2018年度より、ポータルサイトにクリッカー機能を付加し、学生が所持しているスマートフォンやPCから回答ができるよう改善した(根拠資料4-37、4-38、4-39)。また、学生の学びの効率化を高めるために、ポータルサイトに授業資料及び課題やレポート内容をまとめたサイトがあるほか、学生が自由に復習できるように授業収録システム(CLEVAS)を一部の科目で導入し、履修学生が自由に視聴できるようにしている(根拠資料4-40)。2020年度からは「box」(容量無制限の企業向けコンテンツコラボレーションサービス)を使ったストリーミング機能を実装することで、収録した動画を教員が自由にアップロードすることが可能になり、学内ポータルサイトにて公開することで反転授業に活用している。一方、eラーニングの活用については、現在一部の科目に限定されているが、2022年から導入予定の数理・データサイエンス・自然科目群の設置に合わせて、活用する科目を増設する予定である。さらに、学生自身が客観的に学習状況を把握するためポートフォリオを導入しているほか、上記で述べた課題・レポート管理システムにて学習の進展を掌握できるようにしている(根拠資料4-41)。また、2020年度秋学期からは課題・レポート管理システムにコメントを入れる機能に加えて、評価済みのレポートを添付フ

イル等で返却できる機能を実装化し、学習状況の把握の一助としている（根拠資料 4-42、4-43、4-44）。これら ICT を活用した学習の活性化と効率化は、PC を含めたデバイスを利用することを前提としている。本学では全学的な BYOD (Bring your own device) の推進を行っている。学生が授業や課外活動に積極的に ICT を活用することができるネットワーク環境の整備を行うとともに、BYOD による全学生のノートパソコン必携化を実施することで、①時間や場所に縛られない学修活動の促進・利便性の向上、②ICT を活用した授業の実施拡大、③卒業後に必要とされる ICT 活用・管理能力の向上を目指している。2018 年度よりパソコン必携化の周知や無線 LAN などの環境整備を実施し、2020 年度をパソコン必携化 1 年目として準備を進めてきた。コロナ禍の影響により、2020 年度は多くのオンライン授業が実施され、秋学期の統計では、必携化を目指してきた 2020 年度の 1 年生のうち 1000 名を超える学生が個人の PC を利用していることがわかり、BYOD が大きく進展している（根拠資料 4-45、4-46）。2021 年度には、BYOD 実施のさらなる周知と理解向上、推進を目的としたプロモーションサイトを公開する予定となっている（根拠資料 4-47）。

学生の主体的参加を促すために、経営学部では、1 年次から 4 年次まで、切れ目なくアクティブ・ラーニングを展開できる少人数クラスの必修授業を配置している。1 年次の 15 クラスに分けた「初年次セミナー」では、LTD や隣接する東京富士美術館訪問を軸とした、アート・マネジメントの講義と実地研修を合わせた内容を組み込んでいる。2 年次の「人間主義経営演習」では、経営者による講義を踏まえ、「自らが考える人間主義経営」について、グループごとに PBL にて研修成果をポスターセッションで発表し、優秀賞の選出と教員からの講評を実施している。また 3 年次から卒業まで必修となる、演習ゼミでは、LTD や質問会議などを導入しながら、アクティブ・ラーニングの展開を図っている。

特に、学生の主体的参加を促すために、学生アシスタント (SA : Student Assistant) 制度を構築し、運営の改善を行ってきた。「初年次セミナー」と「人間主義経営演習」での SA は、学部において研修会を実施している（根拠資料 4-48、4-49、4-50）。

本学では、春学期と秋学期のセメスター制を採り定期試験を除く 15 週制にて単位の認定を行なっている。単位の実質化を図るための措置として、十分な学習時間を確保するため、2018 年のカリキュラム改定でも、すべての学部において履修上限を最大でも 25 単位までと設定している（根拠資料 4-3）。各種研修・集中講義においても単位の実質化を図る目的で、2022 年度に向けて履修上限を伴うショートセメスター制の導入を検討しており、シラバスの整備と履修登録システムの構築を行い、評価基準の明確化を行う予定である。授業外学習時間の向上については、10 年以上にわたって全学を挙げて取り組んできた。具体的には、授業アンケート結果をもとに大学教育研究評議会や各学部教授会、共通科目担当者会において授業外学習時間の経年変化を共有し、FD・SD 活動としても優先的に取り組んできた。この結果、授業ごとの平均的な授業外学習時間が 2009 年度から 2 倍を超えるに至った（根拠資料 4-36）。

本学のシラバスには、これまで授業の目的、到達目標、授業内容及び方法、授業計画の記載、成績評価方法及び基準等を明示していた。それらに加えて、2018 年より学習成果の指標としてラーニング・アウトカムズの記載を必須項目化し、期待する学習成果に応じた教育方法を明示し点検できるようになった。また、学生の主体的な学びを保証するアクテ

ィブ・ラーニングの実施の有無や、PBL や LTD の教育手法などアクティブ・ラーニングの種類についても必須項目とした。授業や学習支援への ICT の活用についても、その種類の記載も含めて必須項目としている。授業の準備に対する指示と授業後の課題については、2014 年度から授業計画に事前事後学習内容の記載を求めることで対応している。これらの項目の記載を必須化することで、未入力の際はエラー表示となり、教員に対してシラバスの記入と編集を促すシステムとしている（根拠資料 4-8【ウェブ】、4-51）。

認定科目や一部の集中科目を除き、全ての科目においてシラバスを用意しており、年度毎に専門科目は学部ごとに学部長を中心とした構成員で、共通科目は学士課程教育機構長を中心とした構成員にて、その内容を点検する体制を構築している。このようにシラバスの入力と内容の精査を行なう一方で、各教員における自己点検を促すために、前述の入力必須項目を設けることで、シラバスを各教員が自己点検できるようにしている。また、 Semester 毎にすべての授業の終了後に行われる授業アンケートでは、「授業は、シラバスに示された授業の到達目標や授業計画に沿っていましたか？」という項目を設けることで学生による評価を行っている。授業アンケート結果については、教員がコメントを入れることになっている（根拠資料 4-52）。授業アンケート結果や教員のコメントについては、学内で公表していることに加えて、FD・SD 活動の一環として共通科目担当者会等でも共有することを通じて、授業レベルでの教育改善につなげるようにしている（根拠資料 4-53）。

履修指導においては、各学部学科ガイダンスで行うとともに、アカデミックアドバイザー制度に従い、1～2 年次は指定の担当教員が、3～4 年次は演習の指導教員が履修指導を行っており、教務課がサポートする体制も整えている。また、卒業要件である GPA2.0 以上という基準を満たさない学生においては、別途面談を行い履修指導するとともに、学習支援を行う SPACe での学習指導も促している。これに加えて SPACe では学生向け学習支援サービスとして学生スタッフによる「ヘルプデスク」を設けており、そこで履修・学習相談を行っている。学期始めにはヘルプデスクの学生スタッフが同じ学生の立場から履修相談にあたり、毎年 4 月には 100 名前後の新入生が履修アドバイスを受けている（根拠資料 4-54）。経済学部においても、FEEL (Faculty of Economics Education Lounge) の名で親しまれている経済学部教育ラウンジで、学部教員と初年次セミナーの SA が新生の履修相談会を行うなど、多様な履修指導・支援を実施しており、教職学が一体となった本学の特徴の 1 つといえる（根拠資料 4-55【ウェブ】）。

演習を中心とした各学部の専門科目については少人数教育を行なっているが、学士課程の共通科目については、履修制限を設けているものの大人数となっている科目も散見される。

研究科では、それぞれの学位課程に応じた単位数を設定している（根拠資料 4-4、4-5、4-6、4-7）。シラバスは、作成のためのガイドラインに基づき作成している（根拠資料 4-56）。履修にあたっては、指導教員等の指導のもとに履修計画をたて登録することとしており、適切な履修登録と研究活動ができるよう配慮している。

研究指導計画は、主指導教員等の指導の下、個別に作成されている。加えて、2020 年度に、研究科、学位課程ごとに研究指導の方法やスケジュールを明示した研究指導計画を策定し、2021 年度の大学院要覧及びホームページにて周知、公表する（根拠資料 4-57）。これらの計画に基づき適切に研究指導を行う。例えば、理工学研究科においては、修士論文

中間発表会や博士論文説明会などのスケジュール、及び指導体制や方法を明示している。

点検・評価項目⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

○学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

共通科目や専門科目、各種検定試験や単位互換などすべての単位認定において、文部科学省の単位認定基準である学習時間をもとに、十分な学習成果が認められた場合のみ単位認定を行なっている（根拠資料 4-3）。一方、各種検定試験や単位互換、あるいは留学などによる単位認定を行う一部の科目については、文部科学省通達「大学設置基準第 19 条第 1 項の「自ら開設」の原則との関係」に対応するため、共通科目や専門科目と同様のシラバスと評価体制をできる限り早期に構築する予定である。その初めとして、2021 年度から留学による単位認定の質保証を担保するために、ラーニング・アグリーメント制度を導入できるよう準備している（根拠資料 4-58）。また、編入学生などの学生においては、本学以外の大学や短期大学にて修得した単位について、本学の科目の単位として認定を行なっている。

本学の成績評価は学則に従い、教授会が認めた特定の可否のみを判定する PF 評価科目を除き、2018 年度まで評価基準で S~D までの 5 級を合格とし、E、N を不合格としていた。また、S 及び A 評価については、成績評価制限として全履修学生に占める割合を設定していた。近年、成績評価の国際標準化と厳格性の担保が要求され、2019 年度より新たな評価基準制度を導入した。2019 年度からは成績評価のうち A+~D までの 10 級を合格とし、その他を不合格とした。また、成績評価制限として A+については全履修学生に占める割合を 5%程度とし、A+、A、A-の割合についても 25%程度とすることとしている（根拠資料 4-3）。これらの成績評価制限は概ね守られているが、履修者の人数が少数であることや履修学生の学習レベルの偏りなどで教員が超過して評価せざるを得ない場合には、成績評価制限超過報告書を提出し、教務委員会や学士課程教育機構にて成績評価の妥当性・客観性について検証を行なっている。一方、演習など一部の科目については、教授会の申し入れにより成績評価制限除外科目を設定しているが、これらの科目においては成績評価基準やルーブリックを提示することで、厳格性の担保を図っている。

成績評価について学生に開示した後に成績評価に疑問がある場合は、学生から成績に関わる質問票が提出されることで、対象教員が成績評価を見直す機会を設けている。その上で成績評価を訂正する場合は、教務部長や機構長による承認を経て訂正されるが、教務委員会や学士課程教育機構においても検証を行なっている。また、近年 Semester 途中で考慮されるべき事情（病気や怪我等を含む）により、学習の中断を余儀なくされる学生に対して配慮を求める声が増加している。これらの学生においては従来であれば E、N 評価となるが、2019 年よりインコンプリート（I 評価）制度を導入し、定期試験後に継続した学習を進めることで成績評価を行うなど、厳格性を担保しながら、学生の事情に合わせた成績評価を行なっている（根拠資料 4-59）。

共通科目の担当者には、自身の担当した科目について、ラーニング・アウトカムズを意識した自己点検のレビュー書の提出を促している。レビュー書については、学士課程教育機構の執行部でレビューを行い、学士課程教育機構運営委員会にて優れた事例を例示し、科目担当者会において、適切な評価方法のモデル例として明示している（根拠資料 4-60）。

すべての学部においてディプロマ・ポリシーを内外に公表しており、卒業あるいは修了要件については履修要項に記載している。また、所定の単位を修得しかつ GPA 基準を満たした学生に、学位を授与するものとディプロマ・ポリシーに定めている。学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方針として、大学全体及び学部ごとにアセスメント・ポリシーを定め、2018 年度より測定を開始している。アセスメント・ポリシーにおいて定めている直接指標と間接指標による測定結果を踏まえ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、教育方法の適切性についての検証を始めている（根拠資料 4-61【ウェブ】、4-62【ウェブ】）。

これまでに述べたように成績評価及び単位認定については全学的なルール設定をしている。各学部・研究科は、それぞれの評価分科会において教育の実施や成績評価、単位認定について自己点検・評価を行い、全学自己点検・評価委員会がとりまとめ内部質保証推進委員会に報告している。今後は、自己点検・評価の結果に基づいて、内部質保証推進委員会において各種の IR 情報を活用した教育改善の支援に取り組むことを目指している。

<学位授与を適切に行うための措置>

学部における学位論文審査は、各学部が定める演習科目もしくは卒業論文評価基準をもとに、各指導教員が評価している。

研究科については、主査及び副査を設けて複数の教員が学位論文を審査しており、かつその審査基準も公表することで、学位論文審査の客観性と厳格性を担保している（根拠資料 4-4、4-5）。

また、ICT を活用して、剽窃チェックツール（iThenticate など）を学位論文審査に使い、剽窃の有無も検出できる体制を整えている。

学位授与の要件については、「創価大学学位規則」に定めている（根拠資料 4-63）。

また、本学における学位審査及び修了認定は、ディプロマ・ポリシーに従い学位の授与を行なっている。学位授与に必要な所定の単位数だけでなく、GPA も基準として求めており、その両方を満たした学生について、教務委員会及び教授会にて審議され学位授与を決定している。

大学院の学位授与の要件については、ホームページにおいても公開、周知し、大学院要覧にも明示し、配布している。

博士前期課程における修了要件は、4セメスター（2カ年）在学し（早期修了も可能）、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格することである。

博士後期課程における修了要件は、標準6セメスター（3カ年）在学して、所定の単位を修得し、研究科が定める研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することである。

このように所定の単位を修得しかつ学位論文を提出し合格した者につき、学位授与基準に従って研究科委員会において厳正に審査し、学位授与を行っている。

点検・評価項目⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

≪学習成果の測定方法例≫

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果測定のための指標の設定

・ 学部での取組み

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方針として、大学全体及び学部ごとにアセスメント・ポリシーを定め、2018年度より測定を開始している（根拠資料 4-61【ウェブ】）。アセスメント・ポリシーにおいて定めている直接指標と間接指標による測定結果を踏まえ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、教育方法の適切性について検証を始めている（根拠資料 4-62【ウェブ】）。

機関（大学全体）・プログラム（学部）・授業の各レベル及び課外活動においてアセスメントを実施し、教育改善に活用している。

機関（大学全体）レベルにおいては、直接指標として①GPAの推移、②TOEIC得点の変化、③語学基準達成者数の推移、④就業力測定試験で測られた汎用的能力のスコアの向上等を活用する。また、間接指標として①留学・課外ラーニング・アウトカムズの測定、②学生生活アンケート、③アセスメント科目における自己評価ルーブリック、④進路決定率、等を活用する。（根拠資料 4-64、4-65、4-66）。

授業レベルにおいては、学生の授業アンケートをセメスター終了時に実施し、共通科目群、各学部専門科目別に、その結果や変化を大学教育研究評議会、教務委員会、学士課程

教育機構運営委員会、教授会、共通科目担当者会で共有している。特に授業外学習時間については注視し、その推移について分析している。さらに本学では、2011年度以降、共通科目が先導する形で授業レベルでの「授業の到達目標に関する自己評価報告書」の作成に取り組んできた。これは、各授業が掲げる到達目標と共通科目ラーニング・アウトカムズとの関連性、到達目標ごとの授業での取組み、達成度の測定・評価方法を自己評価として記述するもので、担当教員が3年に1回以上提出するものである。その結果については、共通科目担当者会で共有するとともに、事例集としてまとめて学内全体で共有化し、授業レベルでの改善に活用している（根拠資料 4-60）。この取組みは、専門科目にも拡大している。

【大学全体のアセスメント・ポリシー及び授業レベルでの全学的な取組み】

| アセスメント項目 (ディプロマ・ポリシー等) | 直接・間接指標（実施時期） |
|------------------------------|--|
| 知識基盤：幅広い知識と高度な専門性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ GPA の推移（各セメスター） |
| 実践的能力：知識を社会に応用する力とコミュニケーション力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ TOEIC 得点の変化（入学時と4年次） ・ 語学基準達成者数の推移（各年度） ・ 就業力測定試験の変化（1年次と4年次） |
| 国際性：多様性を受容する力と他者との協働性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外大学での単位取得者数、国際ボランティア数の推移 ・ 留学・課外ラーニング・アウトカムズの測定 <ul style="list-style-type: none"> ①寮生活（4月と1月） ②クラブ活動（執行部を対象：4月と1月） ③短期海外研修（研修出発前と帰国後） ④長期留学（留学出発前と帰国後） |
| 創造性：統合する力と創造的思考力 | <ul style="list-style-type: none"> ・ AP 事業によるアセスメント（3段階） ・ バリュー・ルーブリック「創造的思考力」による測定（2018年度より共通科目「世界市民教育科目群」の一部にて測定開始） |
| 授業レベルでの全学的な取組み | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の授業アンケート（セメスター） ・ 授業外学習時間の変化（セメスター） ・ 教員による授業の到達目標に関する自己評価報告書の提出（3年に1回以上） |

| | |
|--------------|--|
| その他の全学的な取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・進路決定率（卒業直後の5月） ・学生生活アンケート（1～4年次） |
|--------------|--|

プログラム（学部）レベルにおけるアセスメントについては、学部ごとにディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を把握及び評価するためのアセスメント・ポリシーを定めた。そのうえで直接指標と間接指標ならびにそれらの測定するタイミングを決めている。各学部の学習成果検証（アセスメント）において用いている直接指標と間接指標は次の通りである。

【学部の学習成果検証（アセスメント）における直接指標と間接指標】

| 学部 | 直接指標 | 間接指標 |
|------|--|--|
| 経済学部 | 必修科目「ミクロ経済学」「マクロ経済学」「経済数学入門」「基礎統計学」「経済と歴史」「基礎統計学」「経済と歴史」「演習Ⅰ・Ⅱ」「演習Ⅲ」「演習Ⅳ」「卒業論文」での達成度、必修の英語科目を含む国際・プログラムでの達成度、TOEFL、TOEICのスコアを用いた英語コミュニケーション力の達成度、1年次と4年次に受験する就業力測定試験 | 卒業生に対するアンケート調査、学生生活アンケート、学生の授業アンケート |
| 法学部 | GPAの推移、TOEIC得点の変化、就業力測定試験、シュリーマン賞、ダ・ヴィンチ賞の受賞者数、就業力測定試験、卒業研究（卒業論文）、授業外学習時間の変化、授業内での小テスト、プレゼンテーション、ディスカッションへの評価、進路決定率 | AP事業による3段階のアセスメント、短期海外研修・長期留学（留学出発前と帰国後）、学生の授業アンケート、学生生活アンケート |
| 文学部 | 履修科目の到達度（成績）、演習等におけるプレゼンテーションの完成度、卒業論文の完成度、語学系履修科目の到達度、TOEIC等のスコア、中国語等の語学能力試験（各セメスター期末）、就業力判定テスト、初年次セミナーの到達度（期末レポートの完成度）、人間学、文学部の学びとライフデザイン（成績） | 留学（ダブル・ディグリー含む）・海外研修参加者へのアンケート（留学・研修終了後、復学時）、文学部の学びとライフデザインのアンケート、学生生活アンケート、学生の授業アンケート |
| 経営学部 | 関連科目の出席率、課題の提出率、アクティブ・ラーニングに用いた時間、アクティブ・ラーニング成果物の評価、必修科目の統一試験の成績改善度合、小テストやレポートの出題回数と提出率、各種関連検定試験申込人数と合格率、アクティブ・ラーニングにおける教員によるルーブリック評価、演習における教員によるパフォーマンス評価、ルーブリックによる3年次研 | アクティブ・ラーニングにおける学生による自己評価、ピア・レビュー、AP事業の学部独自アセスメント、海外研修・留学用ルーブリック、学生の自己評価及びピア・レビュー、イン |

| | | |
|--------|--|--|
| | <p>究論文及び卒業論文評価の測定、TOEIC 得点の変化、海外派遣・留学参加者数の推移、科目の履修者数の推移、海外派遣・留学参加者数の推移、留学生数の推移、GP 科目の履修者数の推移、PBL における教員による課題達成度測定、外部専門家等による第 3 者評価、LTD における教員によるパフォーマンス評価、インターンシップ、ボランティア活動における第 3 者評価</p> | <p>ターンシップ、ボランティア活動における自己評価及び第 3 者評価、学生生活アンケート、学生の授業アンケート</p> |
| 教育学部 | <p>DP に対応する授業の GPA の推移、卒業研究 I (ジュニア・ペーパー) 卒業研究 II (卒業論文、学びの集大成) の評定</p> | <p>授業アンケートの結果、学生調査の結果の推移、卒業直前の学生へのアンケート、学生生活アンケート、学生の授業アンケート</p> |
| 理工学部 | <p>専門科目の習得単位数と GPA、共通科目 (語学以外) の習得単位数と GPA、語学科目・英語による科目の習得単位数と GPA、TOEIC 等の点数、実験科目及びアセスメント科目の成績 (プロジェクトスタディーズ、ケーススタディ、演習 II)</p> | <p>学生生活アンケート、学生の授業アンケート</p> |
| 看護学部 | <p>看護師国家試験の合格率</p> | <p>看護実践能力到達度評価、看護技術到達度評価、AP 事業による 3 段階のアセスメント、学生生活アンケート、学生の授業アンケート、進路決定率</p> |
| 国際教養学部 | <p>TOEFL-iBT、Cambridge English Write & Improve、TOEIC 試験の TOEFL-iBT 換算のスコア及び 70 点、80 点以上の達成比率、留学生の日本語力の達成度 (日本語 N2/N3 検定試験合格者比率)、ジュニア・ペーパーのルーブリック評価、就業力テスト</p> | <p>ルーブリックによる異文化理解・受容力、学生生活アンケート、学生の授業アンケート</p> |

・大学院での取組み

各研究科が、ディプロマ・ポリシーに設定されている各項目の達成を目指し、それぞれの教育・研究の特徴を踏まえ、アセスメント・ポリシーを公表している (根拠資料 4-61【ウェブ】)。各研究科はアセスメント・ポリシーに基づき、学習成果の測定及び可視化を推進している。さらに、その結果について点検・評価を行い、教育改善につなげるサイクルを構築するよう努めている。各研究科の学習成果検証 (アセスメント) において用いている直接指標と間接指標は次の通りである。

【研究科の学習成果検証(アセスメント)における直接指標と間接指標】

| 研究科 | 直接指標 | 間接指標 |
|--------|--------|---------------|
| 経済学研究科 | <前期課程> | 大学院授業アンケート (振 |

| | | |
|----------|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・修士論文及びリサーチペーパーの中間発表会、口頭試問、ループリックによる論文審査 <p><後期課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術雑誌への論文掲載及び学術学会での発表 | <p>り返しシート)</p> |
| 法学研究科 | <p>各セメスターの GPA の推移 (各セメスター)、国内の各種学会、国際学会でのプレゼンテーション、国内の各種フィールドワーク・実態調査、海外での各種フィールドワーク・実態調査研究への参加者数、国内外の各種学会誌・研究雑誌への投稿</p> | <p>大学院授業アンケート (振り返しシート)</p> |
| 文学研究科 | <p>各専門科目の成績、及び修士論文、リサーチペーパー、博士論文 (専攻ごとに設定している)</p> | <p>大学院授業アンケート (振り返しシート)</p> |
| 理工学研究科 | <p><博士前期課程></p> <p>専門分野の英文学術論文の読解力と理解度、演習等におけるプレゼンテーションの完成度、TOEIC スコア、学術会議等でのプレゼンテーションと質疑応答、学術誌への投稿論文の受理、修士論文の完成</p> <p><博士後期課程></p> <p>学術会議等でのプレゼンテーションと質疑応答、学術誌への投稿論文の受理、博士論文の完成度、IF の高い学術論文誌への投稿論文の掲載、各学術会議における発表の受賞、及び専門の学術誌における論文賞の受賞など、国際学会等でのプレゼンテーションにおける発表及び質疑応答時の英語コミュニケーション能力、学術学会、及び学術論文誌への積極的な成果発表、日本学術振興会特別研究員などへの応募、採択競争的研究資金への応募、及び研究費の獲得</p> | <p>大学院授業アンケート (振り返しシート)</p> |
| 国際平和学研究科 | <p>修士論文の評価</p> | <p>大学院授業アンケート (振り返しシート)</p> |
| 法務研究科 | <p>各科目の平常点 (授業時での発言、小テスト、各種起案、レポート課題など) と定期試験、共通到達度確認試験</p> | <p>中間アンケート・期末アンケート</p> |
| 教職研究科 | <p>教員採用試験、指導主事等への任用、修了生訪問調査、東京都教育委員会と各教職大学院から成る連携協議会による視察、教育課程連携協議会</p> | <p>実習中の自己評価、総括的評価、実習記録に基づくポートフォリオ、報告書の作成、授業アンケート、院生との語り合う会</p> |

具体的には、専門職大学院を除く経済学研究科、法学研究科、文学研究科、国際平和学研究科、理工学研究科では、学習成果の評価が学位論文、リサーチペーパーの審査に集約

されるため、論文審査及び最終試験は各論文審査基準に基づき厳格に実施している。審査にあたる審査委員は、各専門性を考慮して、主査1名と副査2名から構成している。同時に、学習成果を測定するための指標も、各専攻で修士論文と博士論文を分けて決定・公表している（根拠資料 4-4、4-5）。

専門職大学院については、法科大学院では、その特性上、教育目標の達成を評価するうえで司法試験の比重が極めて高い。同試験の最終合格率は2020年では、本学法科大学院生（予備試験を除く）から47名が受験し、16名が合格した。合格率は私立大学で4位（国公私大では13位）の結果となり、開学以来の合格者の累計は396名（2021年1月20日現在）となっている（根拠資料 3-13【ウェブ】）。

さらに法科大学院では、成績評価の基本方針として、「法科大学院の学生が最低限習得すべき内容」を提示して、主要科目の到達目標及び修得すべき能力を明示するとともに、「創価大学法科大学院履修・成績評価及び進級に関する規程」に基づき、平常点と定期試験を合わせた合格ラインを明確にして成績評価を行っている（根拠資料 4-67【ウェブ】、4-68）。

教職大学院での教育の成果や効果は、「実習研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の担当教員が、実習期間中にチーム・ティーチングの形で毎週1回開講している「学習指導の方法研究Ⅱ」を通じて、各学生の学習活動全体を評価することで把握している。また、学生全体の学習の傾向についても、セメスターごとに記述式の授業アンケートによって概要を把握している。

実習研究を行っている学生については、複数の担当教員がチームを作り、その都度実習の状況を把握して、訪問指導などで実習の成果や効果を把握している。

さらに、学生はそれぞれの学習成果及び個別に設定したテーマに沿って教職課題研究論文の作成に従事し、作成後には、主査・副査の教員による審査、教職課題研究論文発表会での外部講師による助言等により、教育成果・効果の全体把握がなされている。本学教職大学院生には、従来通り現任校等で教育に携わっていく学生と、教育委員会等で教育行政に携わっていく学生がいる。また学部卒の学生は、新人教員として各教育現場に赴任する。そのような多様性に対し、修了生の進路状況把握のため、修了後の教職への就職状況について数値化、データ収集を行っている（根拠資料 3-16【ウェブ】）。

○学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握・評価のための方法の開発

所定の期間、本学に在学し、学士課程を通じて知識・技能並びに態度を身につけ、所定の単位を修得しGPA基準を満たした学生には学位が授与されるが、各学習成果の測定に関しては、アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学習成果の測定を目的とした学生調査、卒業生、就職先への意見聴取などの方法を活用している（根拠資料 4-69、4-70）。

学習成果の把握の試みとして「大学教育再生加速プログラム（AP）」事業を機に始めた学年進行に応じた、学習成果点検を主な機能とするアセスメント科目（3つのアセスメント・ゲート）における自己評価ルーブリックの使用は、事業終了後も継続する。ここでいうアセスメント科目とは、各学部において授業活動として学生の学修成果点検を行う科目のことを指し、点検作業としては主に、①行動特性についての自己評価ルーブリックを学期始めと終わりに行き、アクティブ・ラーニング型授業を通じて生じる変化を可視化する、②

自身の学習計画及び取組みを相互評価し合い、次への目標設定を行う、の2つがある。また、自己評価ルーブリックは、大学全体の教育目標である創造的人間の特性と思われるもののいくつかを切り出して観点にしている。これにより、学生は自身の成長を卒業までに最低3回、ルーブリックなどを使って点検することができる(根拠資料 4-33、4-34、4-35)。

さらに、アセスメント科目では、教える側と学ぶ側、双方がその科目の目標達成にどの程度貢献できたのかを点検する体制を整えている。学生に対しては、その点検結果に基づき、自らの学習成果を評価し、学生間で各人の状況について情報交換し、次の学習について考えるよう促している。

なお上記の取組みを含む様々な学習成果の把握に際しては、毎年度、学年ごとに実施している学生生活アンケートがある。共通教育のラーニング・アウトカムズ到達具合を学生自身が自己評価し、それをもとに大学として把握している。学生生活アンケートは IR 室が実施・分析しており、その結果は適時、大学教育研究評議会や共通科目担当者会などで共有・検討し、教育活動等の充実・改善に活用している(根拠資料 4-71)。また、大学のホームページでも結果の概要を公表している(根拠資料 4-72【ウェブ】)。

さらに、対象卒業年度を変えながら毎年、卒業生調査を実施している(根拠資料 4-73)。調査結果は IR 室が分析・検討し、特徴的な事項については適時、大学教育研究評議会などを通じて教職員に報告している。

本学ではこれらの方法を通じ、学習成果の定量的把握を目指している。

・各学部・研究科における学習成果検証(アセスメント)

専門教育においても、各学部・学科のディプロマ・ポリシーをもとにラーニング・アウトカムズを設定し、それと各科目の関係をシラバスに明記している。このことにより、教員・学生双方が意識できるよう配慮している。

アカデミック・スキルの向上及び書く力の養成等の3年次までの学習成果の把握や、卒業論文への準備のための実践として展開しているものに、「ジュニア・ペーパー」作成の試みがある。2016年度より経済学部が、原則的に演習Ⅲでジュニア・ペーパーを課すこと決めた。また2018年度のカリキュラム改正を契機に、国際教養学部ではゼミと連動する形で、「ジュニア・ペーパー」を導入することとなった。さらに、2020年度より教育学部においてもジュニア・ペーパーを導入している。今後、既に先行して実施している経済学部、国際教養学部の事例等を紹介しながら、教務委員会又は学士課程教育機構運営委員会等で検討を行っていく予定である。

なお、各学部・研究科における学習成果検証(アセスメント)の概要は次の通りである。各学部・研究科とも学習成果検証を2018年度以降に開始したばかりではあるが、検証結果を共有し、教育改善につなげていく仕組みが形成されつつある。

【学部・研究科の学習成果検証(アセスメント)の概要】

| 学部・研究科 | 検証結果の概要 |
|--------|--|
| 経済学部 | ディプロマ・ポリシーで掲げる7項目ごとに、カリキュラム上の位置づけ、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、「演習Ⅰ～Ⅳ」「卒業論文」では評価のためのルーブリックを開発していることに加えて、他 |

| | |
|--------|--|
| | の学部必修科目の到達度の状況について分析している。 |
| 法学部 | ディプロマ・ポリシーで掲げる4項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、学生からの意見聴取も行き、指標の改善検討も行っている。 |
| 文学部 | ディプロマ・ポリシーで掲げる7項目ごとに、カリキュラム上の位置づけ、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、学習成果（LOs）や演習、卒業論文に関して評価のためのルーブリックを開発していることに加え、教員が学生の学習成果を適切に把握し評価しているかを確認するため、教員を対象とした独自のアンケートを実施している。 |
| 経営学部 | ディプロマ・ポリシーで掲げる8項目ごとに、カリキュラム上の位置づけ、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。ディプロマ・ポリシーの達成状況や学びの成果を測定するために実施した卒業時のアンケート調査を分析して、教員と学生代表が参加した会議で共有し、各授業の改善につなげている。 |
| 教育学部 | ディプロマ・ポリシーで掲げる8項目ごとに、カリキュラム上の位置づけ、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、学部による独自の学生生活実態調査を春学期と秋学期それぞれで実施し、ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果の把握に努めるとともに、対象学生を抽出した聴き取り調査も行っている。 |
| 理工学部 | ディプロマ・ポリシーで掲げる4項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、3段階のアセスメント科目を設定し、学び始め、中間振り返り、最終の振り返り3回のアンケートを行い、その集計結果をもとに担当教員間や学科会議において、学生の学習達成度や教育方法の改善について議論している。 |
| 看護学部 | ディプロマ・ポリシーで掲げる5項目ごとに、カリキュラム上の位置づけ、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、学生対象調査による「看護実践能力・看護技術到達度分析」を学部内で共有し、カリキュラム編成や授業改善につなげている。さらに、アセスメント対象科目を中心に同僚会議を積極的に行い、授業改善を図っている。 |
| 国際教養学部 | ディプロマ・ポリシーで掲げる7項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、学生の英語力、異文化理解力、クリティカルシンキング（ライティング力）の変化について直接・間接指標を組み合わせ分析するとともに、関連するルーブリックも開発している。 |
| 経済学研究科 | ディプロマ・ポリシーで掲げる3項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、修士論文及びリサーチペーパーについてルーブリックを用いて評価するとともに、それを改善する仕組みを構築している。さらに、学生アンケートへの返答や意見交換会等、学生の声を重視した教育改善を行っている。 |
| 法学研究科 | ディプロマ・ポリシーで掲げる4項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、修士論文・リサーチペーパーの |

| | |
|----------|---|
| | 論文審査基準を明記したルーブリックを開発し、それに基づいて評価している。 |
| 文学研究科 | 各専攻のディプロマ・ポリシーで掲げる項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標について公表している。また、各専攻・専修の基幹的で継続的に開講される科目を中心に、各アセスメント項目にそった形のルーブリックで評価し、その結果を共有化し、学生指導や教育課程の編成に反映しつつある。 |
| 理工学研究科 | 博士前期課程と博士後期課程それぞれのディプロマ・ポリシーで掲げる項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標について公表している。各専攻で学位論文審査基準（評価項目、点数化、合格判定基準）を明示している。教育課程の改善について授業アンケート等の学生意見を反映する仕組みが構築されている。 |
| 国際平和学研究科 | 2018年度に開設し、ほぼ当初の計画通りに運営している。修士論文の審査基準を定め、公表している。 |
| 法務研究科 | ディプロマ・ポリシーで掲げる3項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、成績について多面的に評価している。 |
| 教職研究科 | ディプロマ・ポリシーで掲げる5項目ごとに、関連する直接指標及び間接指標、それらアセスメント実施時期について公表している。また、学生や教育課程連携協議会の意見を取り入れる仕組みを構築している。 |

点検・評価項目⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

○点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価と改善・向上

教育課程及びその内容・方法の適切性について、全学自己点検・評価委員会のもと、学部・研究科の評価分科会、学士課程教育機構評価分科会が自己点検・評価している。それらの結果を内部質保証推進委員会に報告し、改善の検討を行う仕組みを整えている。その上で、カリキュラムの改訂や教育プログラムの変更等は、教務委員会や学士課程教育機構を中心として具体的に検討している。

また、2020年度には、大学全体として外部評価委員会を、各学部・研究科では、分野別外部評価を実施した。これらの外部評価は、大学基準協会の大学基準を活用しており、本学の教育課程に関する外部評価を受けることで、外部の視点を取り入れて点検・評価する仕組みを整えている。外部評価は、大学全体は2020年度以降毎年実施し、分野別外部評価は7年に1度実施する。

教育課程の適切性を点検・評価するため、様々な指標を用いている。

全学ディプロマ・ポリシーでは、次の4点を掲げている。すなわち、①知的基盤、②実践的能力、③国際性、④創造性の達成、を目指している。そこで具体的な取組みとして、①知識基盤については、セメスターごとのGPAの推移を一覧にして学生一人ひとりの現状

と課題を把握している。②実践的能力については、入学時と4年次で実施している TOEIC 及び就業力測定試験の得点の変化に基づく評価、ならびに「大学教育再生加速プログラム (AP)」事業による3段階の評価を実施している。③国際性については、課外ラーニング・アウトカムズの測定、「1. 学生の創造性と勉学意欲の向上、2. 本学の「勉学重視」の方針の徹底、3. 幅広い分野の教養をそなえた全体人間の育成」を目的として制定した「ダ・ヴィンチ賞」や、「積極的な国際交流を誇る創価大学において、語学コミュニケーション能力に長けた人材のさらなる育成を図り、国際性豊かな世界市民の輩出をめざすこと」を目的として設置した「シュリーマン賞」の獲得の奨励、短期海外研修及び長期留学の研修出発前と帰国後の態度・考え方の変化に関する評価等を実施している（根拠資料 4-74【ウェブ】、4-75【ウェブ】）。④創造性については、授業カリキュラムの編成や実施において学生のニーズや水準を高めるように工夫すると同時に（点検・評価項目⑥を参照）、最終的に卒業研究（卒業論文）の提出や報告を通じて思考力の向上を図っている。

これら学習成果の評価結果を通して、教育課程の適切性について点検・評価を行っている。

また、 Semester ごとに学生に授業アンケートへの回答を求め、その内容に教員が回答することで、各教員が今後の課題や問題の発見と迅速な取組みができるように努めている（根拠資料 4-52）。

専門科目に関しては、各学部が授業、課外活動の各分野において科目を選別し、アセスメント・ポリシーに基づいた評価を行い、その結果を教育改善に活用している。

その中でも、特に経済学部では必修科目を中心に科目を選別することで、アセスメントに沿った評価がより影響をもつように、制度を構築しつつある。

また各学部、研究科における学生を対象とした授業アンケートなどの各種アンケートにより、学生の学習状況、履修状況、学習における目標達成度等を確認し、不適切、不十分な部分があれば、教務委員会、内部質保証推進委員会等において、その改善に向けた方策を検討する。カリキュラム・ポリシーに基づいて展開している授業科目の改善・向上のための点検・評価については、以上のようなプロセスを通じて、PDCA サイクルを機能させるよう努めている。

共通科目では、科目群ごとに、学期に1度定期開催される科目担当者会を軸に、改善に向けた情報交換を行っている（根拠資料 4-53）。また、科目担当教員は、学士課程が定める8つのラーニング・アウトカムズのうちから1～3程度の項目を選び、選んだ項目の達成を意識した教育内容や教育方法を行っている。それらの取組みがどの程度成果を上げているかは、学年ごとに行う学生生活アンケート調査により、量的に把握している。この調査は IR 室が実施しており、大学教育研究評議会に対し、適時、IR 室より情報提供されている（根拠資料 4-71、4-72【ウェブ】）。

5年に一度程度のカリキュラム改訂に際しては、学士課程教育機構長、教務部長が中心となったワーキンググループを作り、大学全体で目指す（大学の教育目標に則った）学習成果の達成と、専門教育との連携を視野に改訂案を作成している。作成された改訂案は学士課程教育機構運営委員会及び大学教育研究評議会にて報告・審議し、全学的合意の上を実施する。

全学自己点検・評価委員会を中心とした改善の取組みとして、アセスメント・ポリシー、

アセスメント・プランの策定と、それに基づいた学習成果の測定を開始したこと挙げられる。

2017年4月に、改正した3つのポリシーを発表した。その後、学習成果の向上と内部質保証のさらなる強化を図るため、アセスメント・ポリシー、アセスメント・プランの策定に取り組んだ。

2017年度第2回全学自己点検・評価委員会で、アセスメント・ポリシーとアセスメント・プラン作成の方針を示した。その後、各学部・研究科から提出された中間報告について、2017年度第3回全学自己点検・評価委員会において、「各学部・研究科へのアセスメント・ポリシー等に関する調整案」を示し、全体の統一性の観点から改善指示を出している。それを基に2018年2月下旬に最終案が提出され、2018年4月にホームページ上で公表するとともに、学習成果の測定を開始した。2018年第2回全学自己点検・評価委員会では、アセスメント・ポリシーに基づく学習成果の測定状況が報告され、各学部・研究科が参考にしながら取り組みを進めることができた。

点検・評価項目⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職大学及び専門職学科)／大学院の専門職学位課程)

評価の視点

○メンバー構成の適切性(【院専】)

○教育課程の編成及びその改善における意見の活用(【院専】)

法科大学院と教職大学院に設置が義務付けられている「教育課程連携協議会」について、以下のとおり構成員の適切性とそこで寄せられた意見等を、教育課程の改善に活用するシステムを構築している。

<法科大学院>

学校教育法及び専門職大学院設置基準の改正に伴い、2019年度、教育課程連携協議会(以下、「協議会」と略称)を設置した(根拠資料4-76【ウェブ】)。協議会は、法曹界だけでなく産業界等からの委員を構成員とすることで、創価大学の特徴や建学の精神を反映するだけでなく、高度専門職業人養成を使命とする法科大学院のカリキュラム編成に取り組むものである。

協議会は法曹界、民間企業、財団等からの外部委員6名、本学法科大学院、法学部等からなる内部委員5名の合計11名の委員によって構成しており、2020年3月に第1回目を開催した。協議会では、カリキュラム編成だけでなく、法曹としての使命感をいかに涵養するか、法科大学院の学生募集の継続性などについても意見が寄せられた。意見等は研究科長、研究科長補佐、事務長で共有したうえで、内容に応じて法科大学院内各種委員会に伝え、検討、改善するシステムを構築している。

<教職大学院>

学外関係者や有識者の意見を取り入れ、評価を受けることを積極的に行っている。協議会の委員については、他の教職大学院の教員2名、教育委員会関係者1名、私立学校関係者1名、連携協力校校長2名の合計6名で組織している。毎年度、協議会委員を委嘱し、

年間2回協議会を開催している（根拠資料4-77【ウェブ】）。

原則として、年度初回の会議は、本学を会場とし、7月上旬に授業観察及び教育課程等について意見を聞く機会としている。春学期に制度設計や授業運営に関する意見を聞く機会を設けることで、年度内での改善に結び付けることができる。第2回は、実習期間内である12月上旬に実習校を会場に、実習授業の参観及び実習研究のあり方について意見を聞く機会としている。実際に実習をしている学生の授業を視察することで、教職大学院の学びのテーマである理論と実践の架橋が、どの程度実現されているかを確認し、評価してもらうことにつながっている。

協議会を通して提示される課題や指摘については、他校からの委員との情報交換や、教育委員会や学校現場のサイドからの要望を聞くことにつながり、教育課程編成のうえで非常に有効である。

点検・評価項目【追加】 新型コロナウイルスへの対応

2020年度春学期は、全面的にオンラインで授業を実施することになった。これは主に、①教務課とシステム支援課が共同してのZoom等を利用した授業の、オンライン対応のマニュアル、研修の実施、②CETL（教育・学習支援センター）が主導しての教員間の授業改善に関するセミナー、③各学部・研究科主催の取組み、の3段階で実施された。

①については、3月27日に各学部の代表を集めてのZoom講習会を開催し、その後は4月13日からのオンライン授業実施に向けて利用マニュアルの作成や、非常勤講師向け講習会を数度にわたって開催した。②については、春学期中に計6回にわたり延べ500名以上が参加して、教員間のZoom利用勉強会・意見交換会や外部講師を招いてのセミナーを実施した。また、秋学期に向けて対面とオンラインを併用する、ハイブリッド型に関する体験会も実施した。さらに、CETLでは、コロナ禍以前から事前にトレーニングした学生が受講生役として、学生の視点で教員の授業運営や改善をサポートするPASS（Peer Assessment Support Service）という授業支援サービスを提供しており、コロナ禍の2020年度は、オンラインでのサービス提供を実施した（根拠資料4-78【ウェブ】、4-79、4-80）。Zoomによる授業運営に不安を抱える教員に対して、実際にZoom上で学生役として教員とつながり、Zoomの使い方に対する個別相談を実施して、延べ100名以上の教員が利用した。③について、例えば経営学部では計9回にわたりZoomの利用講習会を独自に開催し、模擬授業をお互いに教員役と学生役を交代しながら実施するなどして、円滑に開講できる準備を整えた。こうした講習会には春学期の授業を担当する全専任教員とともに希望する非常勤講師も参加した。

（2）長所・特色

本学では2008年度以降、3つのポリシーを設定し、共通科目が先導する形で、共通科目ラーニング・アウトカムズ設定、授業レベルでの「授業の到達目標に関する自己評価報告書」の作成、シラバス上における共通科目ラーニング・アウトカムズとの関連性、を示すようにしてきた。この動きは専門科目にも広がり、シラバスや履修要項では各学部専門科目のラーニング・アウトカムズとその授業との関連性を示し、学生と教員双方がその科目の位置づけを意識できるように工夫している。また、学生による授業アンケートの結果に

ついて、教員がコメントを入れ、学内で公表している。それを通じて授業改善につなげるとともに、学生が履修を選択する際の参考にしている。2016年度には大学全体・学部（学科）／研究科単位での3ポリシーを抜本的に見直した。2017年度には、大学全体、学科・研究科ごとにディプロマ・ポリシーの達成をめざしたアセスメント・ポリシーを設定し、翌年度より学習成果の測定を実施している。また、学生寮、部活動、留学といった課外活動のラーニング・アウトカムズを測定する試みも行っている（根拠資料 4-64、4-65、4-66）。

学生の授業ごとの平均的な授業外学習時間が着実に増加している。この点については、10年以上にわたって全学を挙げて取り組んできた。具体的には、授業アンケート結果をもとに大学教育研究評議会や各学部教授会、共通科目担当者会において授業外学習時間の経年変化を共有し、FD・SD活動としても優先的に取り組んできた。この結果、授業ごとの平均的な授業外学習時間が2009年度から2倍を超えるに至った（根拠資料 4-36）。

2014年度に文部科学省補助事業「大学教育再生加速プログラム」に採択された。本事業は5つのテーマに分かれており、本学が採択されたのは、テーマⅠ「アクティブ・ラーニング」とテーマⅡ「学習成果の可視化」複合型である。採択以前も、本学では2000年に開設した教育・学習支援センター（CETL）を中心に、アクティブ・ラーニングの取組みを積極的に推進してきた。2014年からは「大学教育再生加速プログラム（AP）」への採択をさらなる推進力として、全学的なアクティブ・ラーニングの導入、さらにその成果の可視化に取り組んできた。本事業は2014年度から2019年度の6年間の取組みで、その間、2017年度には中間評価、2019年度の事業終了時には最終評価が行われた。中間評価、最終評価ともに「A」評価を得ることができ、対外的にも本学の取組みが評価されていることが分かる。補助期間終了後の取組みについても、CETLを中心にした推進体制が組み立てられていることが評価されており、実際、各学部のアセスメント・ポリシーの評価項目として、「大学教育再生加速プログラム（AP）」事業で展開したアセスメント科目が採用されていることから、学内での本事業の浸透率が伺える。

（3）問題点

問題点は、大部分の授業は比較的少人数で行っているが、全体的な割合ではごくわずかであるものの、幾つかの授業では人数規模が多く、きめ細かい学習指導が課題となっている。この点についてはワーキンググループを設置して検討を始めている。具体的には複数の教員によって分割して実施することや反転授業、TA・SAの活用を考えている。

（4）全体のまとめ

本学は建学の精神及び創価大学学則・大学院学則に定める教育上の目的（人材育成）に基づき、それに対応したディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを学位プログラム（学部・学科／研究科）ごとに策定・公表し、継続的な点検を行ってきた。これらの方針に基づき、各学位課程において適切にカリキュラムを編成している。カリキュラムの編成にあたっては、専門科目は教務委員会、共通科目は学士課程教育機構がその責任を担い、適宜連携し調整を図っている。大学のグローバル化の進展の中で、学部・研究科において、英語を授業言語とする科目の修得のみで卒業できる English Medium Program を開設している。共通科目は10の科目群に分けられ、そのうち、本学の共通科目の教育理念・

目標を踏まえ、本学で学ぶことに誇りを持ち、所属学部に関わりなく、全員が幅広い教養を身に付けることを目指す科目群を、「創価コアプログラム」として開設している。また、幅広い学びを実現するため、所属学部以外の分野（学部）の専門科目を学習することができる、副専攻制度を導入している。2020年度より、社会からの要請である Society5.0 に対応する人材を育成することを目的として、学部横断型の「データサイエンス副専攻」を設置した。さらに、2022年度からは入門科目（データサイエンス入門）の全学必修化を目指して準備しており、それにあわせて関連科目群の見直しを図っている。

2014年度からは、全科目において科目ナンバリングを設定し、科目の特性、学問レベル、系統性などを示し、順次性にも配慮している。また、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーを示し、カリキュラムの体系をわかりやすく説明している。

学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うため、授業内容や方法の改善を図る全学的なFD活動を実施している。また、「大学教育再生加速プログラム（AP）」の採択を契機に、アクティブ・ラーニングを始め学習の活性化に対する措置や研修を行っている。授業アンケートにより各科目における授業外学習時間の可視化も行っている。年々授業外学習時間の増加が見られており、教育改善の成果が表れている。

シラバスには、授業の目的、到達目標、授業内容及び方法、授業計画の記載、成績評価方法及び基準に加えて、学習成果の指標としてラーニング・アウトカムズの記載を必須項目とし、アクティブ・ラーニングの実施の有無や種類、授業の準備に対する指示と授業後の課題についても入力求めている。

成績評価は、2019年度からそれまでの7段階から13段階評価に変更し、国際標準化と厳格性を担保している。セメスター途中で考慮されるべき事情により、学習の中断を余儀なくされる学生に対して、2019年度よりインコンプリート（I評価）制度を導入し、定期試験後に継続した学習を進めることで成績評価を行うなど、厳格性を担保しながら、学生の事情に合わせた成績評価を行なっている。

アセスメント・ポリシーを定め、大学全体、学位プログラム、授業レベルで学習成果測定を試みを実施している。「大学教育再生加速プログラム（AP）」事業において、学年進行に応じた学習成果測定を主な機能とするアセスメント科目では、自己評価ルーブリックを使用し、学生が自身の成長を卒業までに最低3回点検することができる。さらに、アセスメント科目では、教える側と学ぶ側、双方がその科目の目標達成にどの程度貢献できたのかを点検する体制を整えている。これらの取組みを含む様々な学習成果の把握のため、毎年度、学年ごとに学生生活アンケートなどを実施し、共通科目のラーニング・アウトカムズ到達具合を、学生に自己評価させている。学生生活アンケートはIR室が実施・分析しており、その結果は適時、共通科目担当者会などで共有・検討され、教育活動等の充実・改善に活用されている。さらに、対象卒業年度を変えながら毎年、卒業生調査を実施している。これらの取組みは、「大学教育再生加速プログラム（AP）」事業終了後も継続する。今後は、学習成果測定の検証を踏まえ、教育課程の編成・改善につなげていくこと、またディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの見直しに活用することで、内部質保証の改善サイクルを確固たるものにしていくことが肝要だと捉えている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学部>

アドミッション・ポリシーについては、2016年度の3つのポリシー見直しの際に、学力の3要素を念頭におき、他の2つのポリシーとの整合性に留意し検討した(根拠資料 2-38)。策定したアドミッション・ポリシーは、全学、各学部ともにホームページに掲載し、社会一般に公表している(根拠資料 5-2【ウェブ】)。また、各学部については入学試験要項にも記載し、入学志願者への周知に努めている。またオープンキャンパスや進学相談会などの機会を通して、直接受験生や高校生に伝えている。

特に PASCAL (パスカル) 入試、公募推薦入試においては、各学部の基準により書類選考等を行うため、PASCAL 入試では各学部・学科の「評価の視点」、公募推薦入試では「選考趣旨」を定めて明示し、ホームページ、入学試験要項、キャンパスガイド等で公表している(根拠資料 5-3【ウェブ】、5-4【ウェブ】)。

2021年度入試より入試制度を変更したことから、大学全体のアドミッション・ポリシーを以下のように改定した。

【創価大学アドミッション・ポリシー】

創価大学はディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則って「創造的人間」の育成をめざしています。そこで創価大学は入学を希望する者に対して、本学の教育理念を理解し、高等学校までの教育で育成が期待される「学力の三要素」(知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性)にわたる基礎的な学習能力を備えていることを求めます。それらの能力を多面的に評価することを基本方針として入学試験を実施します。具体的には、

1. 創価大学の教育理念を理解し、自身の目的観に照らして本学での学習を希望すること。総合型選抜(PASCAL 入試)、学校推薦型選抜(公募推薦入試)ではそのことを出願資格とし、「面接試験」においてもそれを評価します。

2. 高等学校までの教育において到達目標とされるところの基礎学力を習得していること。総合型選抜(PASCAL 入試)、学校推薦型選抜(公募推薦入試)、一般選抜の一般入試A: 大学入学共通テスト利用入試、一般入試B: ハイブリッド型入試、一般入試C: 大学独自問題型入試(以下一般選抜(一般入試ABC))、外国人入試では、そうした基礎学力、即ち、知識・技能、思考力、判断力等を評価します。

3. 基礎的な英語能力を有すること。創価大学の入試において英語能力を重視します。特に一般選抜(一般入試AB)では英語の得点配分を他科目より高く設定します。また、学校推

薦型選抜（公募推薦入試）、一般選抜（一般入試 ABC）では、実用英語能力の一定レベル以上の資格・スコア等を英語の点数として換算する措置を取ります。

4. 諸問題の解決のために主体性を持って多様な人々と協働して取り組んでいく資質と意欲を有すること。総合型選抜（PASCAL 入試）、学校推薦型選抜（公募推薦入試）においては「書類審査」と「面接試験」を実施し、高等学校等までの取り組みにおける主体性、協働性、学習意欲を評価します。また総合型選抜（PASCAL 入試）では「グループ・ディスカッション」、「小論文」により、協働性、表現力等を評価します。一般選抜（一般入試 ABC）においては、主体性、協働性に関する高等学校等までの取り組みについて出願時に記入を求め、入学後の修学指導等に活用します。

大学院においても、各研究科の課程ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。それらは、ホームページで公表するとともに、大学院要覧に記載し広く周知している（根拠資料 5-2【ウェブ】）。

各学部通信教育課程に関するアドミッション・ポリシーは、本学通信教育部のウェブサイト及び入学の募集要項に明記し、入学希望者に対し、広く公表している（根拠資料 5-2【ウェブ】、5-7【ウェブ】）。

点検・評価項目② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学部>

本学の学生募集活動では、アドミッション・ポリシーに基づいた学生を募集するため、キャンパスガイド、ホームページ、SNS などの各種媒体を通し、幅広く本学の建学の精神、ミッションステートメント、3つのポリシーや教育内容を広報している。受験雑誌や教育関連誌、新聞などへの広告掲載も広く実施している。

また、全国で行われる大学合同の進学相談会への参加（年間で全国約 200 会場）や本学独自の進学相談会（進学フェア）を行い、入学志願者に対して対面で情報を提供する機会を確保している。また、オープンキャンパスは年 6 回開催している。オープンキャンパスに参加できない入学志願者に対しては、個別に予約制のキャンパスツアーも実施しており、直接本学に触れる機会の提供に努めている（根拠資料 5-8【ウェブ】）。そして高校生が大学の授業に参加できる「Campus Academic Visit」も行っている（根拠資料 5-9【ウェブ】、5-10）。

入学者選抜については、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な入試を実施している。

2018 年度入試から、アクティブ・ラーニング（Active Learning、能動的学習）の要素

を取り入れた、AO 入試「PASCAL（パスカル）入試」を導入した。アクティブ・ラーニングの一手法である LTD（Learning Through Discussion、話し合い学習法）方式のグループワークを行い、受験生がどのように主体的に自分の意見を表現するか、他者の意見に接してどのように教材への理解を深めていくかなどを観察し、一人一人の主体性、協働性といった行動特性(Competency)の能力・資質を客観的に評価する。これに小論文・面接を加えて受験生の学力の3要素を総合的・多面的に評価し、選考を行っている（根拠資料 5-11、5-12【ウェブ】）。

2021 年度入試からは以下の改正を行い選抜方法の充実を図っている。

まず、「総合型選抜」においては従来の PASCAL 入試、「学校推薦型選抜」では従来の公募推薦入試、指定校推薦入試、創価高校・関西創価高校からの推薦入試を行う。また「一般選抜」においては、一般入試 ABC に変更し、A は大学入学共通テスト利用入試（前期3科目方式・前期4科目方式・後期3科目方式）とし、B は3科目のうち本学独自問題と大学入学共通テストを併用して受験することが可能なハイブリッド型入試、そしてCは本学独自問題型入試（3科目方式・2科目方式）とした。

公募推薦入試、一般入試 ABC の外国語「英語」については外部英語検定試験の併用ができる。

授業その他の費用や本学独自の奨学金制度については、キャンパスガイド、専用のリーフレット、ホームページにて公開している（根拠資料 5-13【ウェブ】）。

これらの入試については、本学「入学試験組織規程」に定め、「入学試験の統一的な計画、準備及び実施のために」設置する「入学試験委員会（以下、入試委員会）」によって公正かつ適切な運営がなされている（根拠資料 5-14）。

入試委員会の構成委員は学長、副学長、アドミッションズセンター長、各学部長、各学部より選出される委員各1名、大学事務局長、学生部長、教務部長、国際部長、日本語・日本文化教育センター長、アドミッションズセンター事務長である。

また、入試問題の作成にあたっては、年度ごとに置かれる「作題委員会」が担当する。作題委員は、当該年度に「大学受験のための予備校等の授業又は講習に関係がないこと」、「本学受験の子弟等を有しないこと」を資格要件とし公正性を確保している。

さらに、「入学試験問題点検委員会（以下、点検委員会）」を置き、「入学試験問題の適正を図るとともに出題ミスを防ぐため」に試験問題等の点検を担当する（根拠資料 5-15）。点検委員会の委員は作題委員以外であり、かつ作題委員の資格要件を満たす者に委嘱し、公正性を確保している。

合否判定については、入試委員会で原案を検討し、各学部教授会で審議を行い、決定している。

入学者選抜の透明性確保の措置として、一般入試の成績開示を希望者に対して行っている。開示内容は各教科の得点と受験学科の順位である。また、毎年入試問題と解答をホームページにて公表している。さらに、ホームページ、キャンパスガイドでは前年度受験者、合格者数、受験倍率、合格最高・最低点などを公表している（根拠資料 5-16【ウェブ】）。

また、障害のある入学志願者に対し、本学ホームページ、入学試験要項において、本学の教育・研究上の目的や基本ポリシー及び授業方法ならびに合理的配慮の範囲等についての情報及び入試における公平・公正な機会の提供について示している。出願前に本学アド

ミッションズセンターへ申し出があった場合には「入学試験特別配慮委員会」で検討し、入学試験時の特別な配慮を決定する。試験時の配慮については入学志願者個別の状況を考慮し、大学入学共通テストの運営を参考に公平性を保った対応を行っている（根拠資料 5-17【ウェブ】）。

さらに、障害のある学生が入学した場合、ノート・テイキングの便宜を図るなど修学上の支援を行い、健常者と障害者が共に学べる環境づくりを推進している。

2021年3月には、障害のある学生及び入学志願者に対し、入学から卒業まで一貫した支援の強化を図るため、「障害学生支援室」を設置した。「創価大学障害学生支援規程」第3条第4項には、「本学は、障害のある入学志願者に対し、本学の教育・研究上の目的や基本ポリシーおよび授業方法ならびに合理的配慮の範囲等についての情報提供および入試における公平・公正な機会の提供に努める」と定めている（根拠資料 5-18、5-19、5-20）。今後、障害学生支援室を中心に、相談窓口の各部局をはじめ関係する学部、部局及び教職員が、支援に必要な事項について連携し、適切に支援を実施する。

なお、2020年度実施の入試は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、PASCAL入試において、オンラインによるLTD方式のグループワークと面接試験を実施した。その他、筆記試験を課している入試については、予め志願者に対して、感染拡大防止対策に関する受験上の注意事項を通知し、受験生が安心して入試に臨めるよう各種対策を講じて実施した。また、新型コロナウイルスへの感染、または、感染が疑われる症状等により当日の受験ができない場合は、志願者の希望に応じて、追試を実施した。

〈大学院〉

各課程の入学試験制度や入学者等を総合的に分析し、学内及び他大学等から出願してくる受験者を幅広く受け入れる試験制度を確立することに努めている。入試情報については、「学生募集要項」及び各研究科のホームページにおいて公表している（根拠資料 5-6【ウェブ】）。入学金、学費、奨学金を含む経済的支援に関する情報についてもホームページで公表している。

アドミッション・ポリシーのもと、博士前期課程及び修士課程では、それぞれ学内選考試験、一般入試（Ⅰ～Ⅲ期）を実施している。また、経済学専攻国際ビジネス専修、国際言語教育専攻、理工学研究科では、秋学期の入学も可能とする入試体制を整えている。博士後期課程においては、進学選考試験及び一般入試を実施している。

専門職大学院においても、それぞれの入試委員会及び研究科委員会において学生募集及び入学者選抜の方針を決定し、入学試験を実施している。

経済学研究科、法学研究科、文学研究科、理工学研究科の4研究科では、「学士・修士5年一貫教育プログラム」を設けている。本プログラムは、成績優秀、且つ、向学心が旺盛であり、早期に大学院博士前期課程の修了を希望する学生のためのプログラムである。学部4年次に、大学院博士前期課程の履修科目を一部、先行履修し、大学院1年次に1年間での早期修了・修士の学位取得を目指している（根拠資料 5-21【ウェブ】）。

入学試験実施における公平性・透明性を確保するため、出題、面接、試験監督、採点を担当する試験委員を各研究科委員会で決定している。また、公正かつ適切な入学試験を行うため、複数名による入試執行体制を編成している。作題、採点及び面接は常時複数名が

担当する。また合否判定については、研究科長会議で原案を検討し、各研究科委員会の審議を経て決定している。外国語能力については、筆記試験の他、研究科によっては、TOEFLやTOEIC等の広く使われている客観的な試験を導入し、その能力を判断している。筆記試験の出題内容については、研究科ごとにテキストや出題範囲等を明示している（根拠資料5-6【ウェブ】）。これらにより、厳正で公正公平な入学試験が行われることを保証している。

2020年度実施の入試においては、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、書類審査と面接試験により実施している外国人入試や特別学内選考入試については、受験生の居住地に関係なく対面からオンラインによる面接試験に切り替えて実施した。筆記試験を課している入試については、予め志願者に対して、感染拡大防止対策に関する受験上の注意事項を通知し、受験生が安心して入試に臨めるよう各種対策を講じて実施した。また、新型コロナウイルスへの感染、または、感染が疑われる症状等により当日受験できない場合は、志願者の希望に応じて、追試の実施または、検定料返金の措置を講じることとした（根拠資料5-22）。

<通信教育部>

入学者選抜（入学審査）については、入学試験は行わず、入学出願書類（願書・入学資格証明書類等）の書類選考によって行っている。書類選考は、担当職員による要件チェック、上長による多重チェックの上、通信教育部長を議長とし、「通信教育運営委員会」の各学部委員などで構成する「入学審査委員会」で入学の可否について審議を行う。さらに、学長、副学長、各学部長、教務部長などで構成する通信教育運営委員会、各学部教授会での審議を経て、学長による決裁をもって入学審査結果の決定を行っている（根拠資料5-23）。

点検・評価項目③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率（【学士課程】）
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士課程】）
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<学部>

本学では、大学全体の運営方針を決定する大学教育研究評議会を設置している。また本評議会での決定事項や審議事項は「学部教授会」にて確認、検討がなされている。

各学部の合格者の決定に関しては、入試委員会で原案を作成し、適切な入学者数を保つよう努めている。この結果、2020年度の入学定員に対する入学者の比率は1.03、過去5年間の入学定員に対する入学者比率は1.05と、適切な管理が行われている（大学基礎データ表2）。

在籍学生数については、「学生部委員会」に定期的に報告されている。収容定員に対する在籍学生数比率は1.12となっており、適切に管理されている（大学基礎データ表2）。

編入学は3年次の編入を受け入れている。経済学部、経営学部、法学部、文学部では、

2018年度にそれまで若干名としていた定員を変更し、それぞれ定員数を定めた。その他の学部では、若干名を受け入れている（根拠資料 1-2）。

GPA2.0未滿の学生に対しては教員が面談を行う体制を整備し、成績不振が退学・留年につながる前に対策を取れるようにしている。面談の結果は、IR室が成績不審の原因や傾向などを分析し、大学教育研究評議会、教授会等に報告している（根拠資料 5-24）。さらに男女学生寮に教職員のアドバイザーを置き、日常的に様々な相談を行える体制を整備している（根拠資料 5-25【ウェブ】）。

留年者の増加などの諸事情から在籍学生数が増えた場合には、前述の会議体において入学者数を少なくするなどの調整を行っている。この結果、過去5年間の収容定員に対する在籍学生数比率は適切な管理が行われている。

<大学院>

大学院においても大学院委員会や研究科委員会において、教育研究の質確保や社会的ニーズなどの観点に基づく適正な入学定員、収容定員の検討・設定がなされている。

収容定員に対する在籍学生数比率は、概ね適切な数値で推移しているが、法学研究科博士後期課程は、ここ5年間は入学者が不在の時期が続き、2020年度になって2名の入学者があった。2020年度の収容定員充足率は22.2%である（大学基礎データ表2）。研究者養成課程の今日的な傾向の一つとして、法務研究科の修了が要素となりつつある現状に鑑みれば、当面はある程度進学率が少ないこともやむを得ない一方で、司法修習終了後に博士後期課程に入学することを志望する者が、今後出てくる可能性があることから、博士後期課程の定員については、なお従前のままとしている。

同博士後期課程の充足率を高めるためには、本学他学部や他大学等の出身者を広く受け入れるとともに、法学部から法学研究科への進学者をより一層増やすことも検討している。このための具体的な方策としては、例えば法学部生に対し、法学研究科へ進学して法学・政治学の専門研究を行うことを勧奨する、博士後期課程については、法務研究科の卒業生で司法試験に合格をした修了生、また、弁護士を数年行っている修了生に対し、個別に入学の勧奨などを行っている。今後は、研究科の内容、進路などを含めて広報活動を積極的に展開することを検討している。

<通信教育部>

2020年5月1日現在の各学科における在籍者数と収容定員数は以下の通りとなっている。

経済学科：在籍者数 1,166名／定員数 5,200名
法律学科：在籍者数 1,363名／定員数 5,200名
教育学科：在籍者数 1,980名／定員数 1,200名
児教学科：在籍者数 959名／定員数 1,400名
人間学科：在籍者数 1,187名／定員数 2,350名
合計：在籍者数 6,655名／定員数 15,350名

また、2020年度の各学科における入学者数と定員数は以下の通りとなっている。

経済学科：入学者数 85名（編入学者数 40名）／入学定員数 1,000名（編入学定員数 100名）
法律学科：入学者数 47名（編入学者数 31名）／入学定員数 1,000名（編入学定員数 100名）
教育学科：入学者数 66名（編入学者数 41名）／入学定員数 300名
児教学科：入学者数 49名（編入学者数 103名）／入学定員数 350名
人間学科：入学者数 207名（編入学者数 409名）／入学定員数 750名（編入学定員数 100名）
合 計：入学者数 454名（編入学者数 624名）／入学定員数 3,400名（編入学定員数 300名）

収容定員・入学定員については、より適切なものとするべく、2018年度に、経済学部経済学科及び法学部法律学科の入学定員を2,000名から1,000名へ、編入学定員を0名から100名へと変更した。

なお、2020年度の文学部人間学科への編入学者数が編入学定員数を超過していることについては、2018年度に新設した当該学部・学科が開設3年目を迎え、2020年度から3年次編入学の受け入れを開始したため、志願者数が想定以上の人数となったことによる。2021年度以降、編入学者数は編入学定員数に近いものになると見込まれる。

点検・評価項目④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

<学部>

学生募集については入試委員会やアドミッションズセンターを中心に、毎年度すべての入学試験が終了し入学者が確定する3月以降に、出願者・合格者・入学者数や各種試験の得点分布などのデータを作成し、それらをもとに公正性・適切性について検証し、翌年度の学生募集を決定・実施している。

入学者選抜については、全入学試験が終了した時点でアドミッションズセンターが当該年度の課題点と改善点を入試委員会、大学教育研究評議会等に報告し、各学部教授会での検討を含め、次年度に向けた方策を検討・決定している。

具体的には、各入試の募集人員の検討、指定校の選定、入学試験実施の体制検討、学習指導要領などを鑑みた入学試験問題の適切性判断や学部間の調整、入学試験作題の各段階における事故防止のための新たなチェック機能設置、新入試制度の導入検討などである。

<大学院>

学生の受け入れの適切性については、各研究科委員会において収容定員に対する在籍学生数比率などをもとに、定期的に点検・評価を行い、その結果に基づき入試問題の問題数や出題範囲の変更、面接方法の変更などの改善がなされている。

2016年度に設置した経済学研究科国際ビジネス専修（博士前期課程）では、応募者の学力をどのように審査するかが課題となっている。応募者の多くが海外在住のため、対面に

よる学力試験を課すことが難しい。2020年度外国人学生入試Ⅰ期より、Zoom面接試験の際、一部学力試験を課した。現在、より抜本的な改善を図るため同研究科委員会内にワーキンググループを設け検討中である。近年、留学生の受け入れについては、GMATやGREなどの国際試験を奨励する大学もあり、同研究科においてもこれらの外部試験を含め標準的な試験による学力判定を実施できるかどうか検討を進めている。

教職大学院では、志願者数及び入学者数が減少傾向にあることから、各委員会や研究科委員会で議題として取り上げ、原因を明らかにし、改善策を模索してきた。具体的には、短期的な方策として、進学相談会の量的及び質的な改善、学内進学者の増加を図るため、教育学部3、4年生に対し、進学相談会への参加を積極的に働きかけることなどである。これにより教職大学院に興味をもっている学生の情報が入ってくるようになり、それを受けて教職大学院の教員から直接学生にコンタクトを取ることができ、入学につながっている例もある。また、教職課程の履修学生を指導する教職キャリアセンターの活動に、2019年度から教職大学院の実務家教員が参画することになった。このことにより、学生が教職大学院をより身近に感じたり、教職大学院の教員の理解につながったりすることで、学部学生と教職大学院の距離を縮めている。加えて、2020年度からは現職教員の志願者増も視野に、オンラインでの「教師力・授業力アップセミナー」を継続的に開催している。オンラインで開催することで、物理的な距離を越えて、教職大学院の魅力を伝えることができる。毎回30人以上の参加者があり、教職大学院への関心と学ぶ意欲を高めることで志願者増につながることを期待される（根拠資料5-26【ウェブ】）。

中・長期的な取組みとしては、将来の教職大学院のあるべき姿を考え、確たる構想をもって改革をするために将来構想委員会を設置し改革の方途を検討した。検討された改善策の中には、既に具体化し、着実に前に進んでいるものもある。

<通信教育部>

出願者数や入学者数のデータは、入学審査委員会、通信教育運営委員会、各学部教授会、理事会及び評議員会にて毎年報告を行なっている。実質的に入学審査を行う入学審査委員会においては、入学者数などを含めた入学結果の数値や入学審査の課程における課題などを共有し、次年度における入学審査の改善を毎年、図っている。2020年度においても、2019年度の入学審査における結果や課題を踏まえ、入学資格の明確化や教職課程入学者について行う小論文審査の内容の改善、出願期間の見直しなどを審議・決定した。

(2) 長所・特色

総合的・多面的評価の入試制度として「PASCAL入試」を実施している。

PASCAL入試ではアクティブ・ラーニングの一手法であるLTD（Learning Through Discussion、話し合い学習法）方式のグループワークを行う。LTDは予習とグループディスカッションで構成され、受験生は予め提示された予習教材を読み、各自で予習ノートを作成する。入試当日のグループディスカッションでは、準備した予習ノートを手がかりにグループで教材の内容について話し合い、その中で評価者（監督員）は、受験生がどのように主体的に自分の意見を表現するか、他者の意見に接してどのように教材への理解を深めていくかなどを観察し、一人一人の主体性、協働性といった行動特性(Competency)の能

力・資質を客観的に評価する。これに面接を加えて受験生の学力の3要素を総合的・多面的に評価し、選考を行っている。

この選考方法により、アドミッション・ポリシーに謳う本学が輩出を目指す「創造的人間」の資質を豊かに持った学生の受け入れを図っており、特色ある入試制度といえる。

(3) 問題点

学力の3要素の評価については、文部科学省の方針、指針を念頭におきながらも、本学独自の評価の観点を改めて検討していかなければならない。

大学院においては、一部の研究科を除き、在籍学生数比率が低い傾向が続いている。特に法学研究科博士後期課程では、過去5年間入学者が0名であり、2020年度に入学者があったものの、在籍学生数比率が22.2%と低く、引き続き改善に取り組む必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、建学の精神に基づき、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則って「創造的人間の育成」を目指している。これらを踏まえ、求める学生像等を示したアドミッション・ポリシーを全学及び学部・研究科の学位プログラムごとに策定している。アドミッション・ポリシーは、ホームページなどに掲載し受験生をはじめ広く社会に公表している。

アドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜制度や運営体制を整備し、入学者選抜を公正に実施している。

学生募集では、キャンパスガイド、ホームページ、SNSなどの媒体を通し、本学の建学の精神や3つのポリシー、教育内容等を広報している。また、SNSの「LINE」を活用した創価大学入試インフォメーションサービスを開始した(根拠資料5-27【ウェブ】)。このLINEに友達登録することにより、居住地域で開催する各種イベント、オープンキャンパスなどのイベント情報や、「予備校講師による過去の入試問題傾向と対策」動画、「入試問題の学習アドバイス」など受験勉強に役立つ情報を限定配信している。

入学者の選抜では、アドミッション・ポリシーに基づき、多様な入試を実施している。特にアクティブ・ラーニングの要素を取り入れた、総合選抜型「PASCAL 入試」では、LTD方式のグループワークを行い、小論文・面接を加えて学力の3要素を総合的・多面的に評価しており、本学の入試制度の特色の1つである。

各種入学試験の実施、入試問題の作題、採点、選抜は、「入学試験組織規程」等に定めた通り、公正・公平に実施している。

大学院では、修士課程、博士前期課程、博士後期課程においてアドミッション・ポリシーに基づき、入学者の選抜を行わっている。入学試験実施における公平性・透明性を確保するため、複数名による入試執行体制を執っている。

適切な定員設定と在籍学生数の適正管理においては、入試委員会が過去の入学者の傾向などに基づき、適正な入学者となるよう管理している。その結果、適正な在籍学生数で推移している。

大学院においては、法学研究科博士後期課程において、入学者が不在の時期が続き、2020年度に2名の入学があったものの、在籍者数において課題がある。今後は、学内進学者の

啓蒙や他大学からの進学希望者に対する広報活動などの強化を図っていく必要がある。

学生の受け入れの適切性については、学部においては入試委員会が、大学院においては各研究科委員会が担っている。それぞれの委員会において、出願者、合格者、入学者などのデータに基づいた検証及び改善の検討を行っている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

創価大学では、本学が掲げる建学の精神及び理念・目的を実現するために、「求める教員像」「教員組織の編制方針」を設定し、ホームページに公表している（根拠資料 6-1【ウェブ】）。

また、「創価大学教員倫理綱領」では、「基本的人権を尊重し、知的誠実を貫徹し、社会的責任を果たすことは当然の責務であるが、さらに本学のもつ崇高な目的と教育方針を十分に理解し、実践することにより、本学の発展に寄与すべき」として、「創価大学に対する倫理」「教育者としての倫理」「研究者としての倫理」「社会に対する倫理」の4項目を定めている（根拠資料 6-2）。

その他、テニュアトラックとして採用された教員がテニュアへ移行する際に求められる条件として、本学の求める教員像、教員倫理綱領を踏まえ、次のように定め、採用時に該当教員に説明している（根拠資料 6-3）。

1. 学生の成長を第一に考えて教育活動を行い、つねにその改善に努める人物
2. 十分な研究能力をもち、将来にわたって研究活動を継続することが見込まれる人物
3. 大学建設の意欲をもち、大学運営に積極的に参加しようとする協調性ある人物

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針>

各学部・研究科では、全学の「求める教員像」「教員組織の編制方針」に基づき、学部・研究科ごとに「教員組織の編制方針」を定め、ホームページで公表している（根拠資料 6-4【ウェブ】）。

点検・評価項目② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点

○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

○適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

○教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

大学及び学部・研究科の「教員組織の編制方針」に基づき、教員組織を編制している。本学では、大学設置基準、大学院設置基準等で定められた人数は満たしたうえで、各学問分野の教育・研究の特性を考慮した教員配置が可能となるよう、各学部・研究科における教員定数を独自に設けている。これにより、必要な教員数は充足している。

しかし、経営学部において、2019年度に教授1名が自己都合により退職した。それに伴い、補充の採用を行ったものの、採用した教員の職位は准教授であったため、設置基準上必要な教授数が1名不足している状況が発生した（大学基礎データ表1）。このことから、経営学部において必要な手続きを行い、2021年度には充足する予定である（根拠資料6-5）。

<適切な教員組織編制のための措置>

建学の精神や3つのポリシーを具現化した教育・研究を実施するため、適切な教員組織の編制に努めている。学部・研究科においては、年齢構成や男女比にも配慮し、また「スーパーグローバル大学創成支援」への採択など、大学のグローバル化の進展に合わせ外国人教員や海外での学位取得者、教育・研究経験者の採用も積極的に行っている。特に5つの学部と4つの研究科において、EMP（English Medium Program）を設置したこともあり、グローバル化に対応した教員組織の編制が進んでいるといえる。年齢構成についても概ねバランスよく編制しており、男女比については男性教員が多くなっている学部もあるが、採用時に考慮するなどしている（根拠資料6-6）。

なお、専門職大学院では、法科大学院は専任教員15名のうち7名が、教職大学院は専任教員12名のうち6名が実務家教員となっており、必要な教育・研究を進めることのできる体制を整えている（大学基礎データ表1）。

<教養教育の運営体制>

本学の教養教育は、学士課程教育機構が担っている。同機構は「学士課程教育の質向上に必要なプログラムの開発、授業運営および評価・改善活動を通じて、建学の理念に基づく創造的な21世紀の地球市民育成に寄与すること」を目的として掲げている。その達成のために共通科目運営センター、教育・学習支援センター、ワールドランゲージセンター、総合学習支援センターの4つのセンターを設け、初年次教育や外国語科目などの教養教育に必要な教員を配置し、取組みを進めている。

点検・評価項目③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学の教員採用の手続きについては、「創価大学教員の選考及び任用手続に関する規程」に定めている（根拠資料 6-7）。選考については、同規程の第 5 条に、「創価大学教員昇任基準」に準じると明記しており、教授、准教授及び講師の能力、資質を定め、それらに基づき選考を行っている。昇任についても「創価大学教員昇任基準」に基づき適切に行っている（根拠資料 6-8）。

助教の任用は「創価大学学部（看護学部を除く）助教任用基準並びに任用手続内規」及び「創価大学看護学部助教任用基準並びに任用手続内規」などの規程に基づき選考している（根拠資料 6-9、6-10、6-11、6-12、6-13、6-14）。

募集方法としては、「本学教員を任用しようとするときは、各学部長はその旨を各学部教授会にはかり、期限を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。なお、候補者を公募することもできる」との規定に基づき、公募または教員の推薦により手続きを行っている（根拠資料 6-7）。

ワールドランゲージセンターにおいては JALT(全国語学教育学会)や JACET(大学英語教育学会)を通じて公募・募集を行っており、2014(平成 26)年度に開設した国際教養学部においては、新規採用 7 名を国際公募で採用した。WEB で海外高等教育採用情報にアクセスし、300 人を超える応募があった。本学関係者も貴重な採用プロセスを体験し、優秀なスタッフを獲得できた。他学部においてもほとんどが公募による募集を行っている。

採用にあたっては、学部長、研究科長等の教員組織の長から、採用枠の可否について学長を通じて常任理事会に諮られる。認められた採用枠について、学部長等は、当該教授会における推薦や公募を通して、当該教授会の構成員の推薦として採用候補者を決定する。推薦された採用候補者については、各学部専任教員 2 名以上の選考委員が業績等の審査を行い、教授会への審査報告を経て投票により採用候補者の推薦の有無が決定する。採用候補者として決定した場合は、それを教授会の意見として学長に報告し、大学教育研究評議会、理事会等の必要な審議を経て採用が決定している。また、採用候補者は適宜学長、理事長等が面談し、本学の建学の理念、教育方針に対する理解を確認している。最終的な雇用は理事会で承認される。

昇任（昇格）については、学部の人事委員会が昇任基準を勘案し、遺漏のないよう候補者を検討する。ただし、「創価大学教員の昇任手続に関する規程」第 6 条には、「昇任基準に準拠して昇任を求める者があるときは」と規定しているところから、自己申告の場合も想定している（根拠資料 6-15）。候補者については、選考委員を定め、業績等の審査を行い、教授会への報告を経て、投票により議決される。昇任が議決された場合は、教授会の意見として学長に報告され、学長が昇任の可否を決定し、理事会が発令する。

任期の定めのある契約教員として任用された教員（テニユアトラック教員）のテニユアへの移行は、2018 年度までは各学部において業績等を考慮し審査していた。2019 年度から

は「学校法人創価大学テニユアトラックに関する規程」を定め、全学的な委員会である「全学テニユア審査委員会」のもとでテニユアへの移行審査を行う体制を整えた（根拠資料6-16）。テニユアトラック教員には、学部内・学部外から1名ずつのメンターを配置し、教育・研究・学内活動等において必要に応じて助言をするなど、その活動を支援している。

テニユアへの移行を希望する教員は、契約初年度から3年度目に審査申請を行うことができ、その翌年度に全学テニユア審査委員会（委員長：学長）が審査を行う。審査は大学の求める教員像やテニユアに求められる条件を踏まえた、教育・研究・学内外の活動についてあらかじめ定めた評価指標に基づいて行う。審査の結果は委員長から理事会に報告し、理事会が承認する（根拠資料6-17、6-18、6-19）。

以上のように、募集、採用、昇任等について基準や手続きを定め、適切に実施している。

点検・評価項目④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

本学では、教員の教育研究活動の向上を目的としてFD活動を検討・実施し、その改善、充実を図るため、「全学FD・SD委員会」を組織している（根拠資料6-23）。また、教育活動のより一層の向上と発展のために、教員に対する授業改善の支援や学部・部局の教育改善の取組みに関する支援・協働を目的として、学士課程教育機構のもとに教育・学習支援センター（CETL）を設置している。本学における教員へのFD活動は、全学FD・SD委員会とCETLが連携することで、組織的かつ多面的に実施している（根拠資料6-24【ウェブ】、6-25）。

全学FD・SD委員会では、年3回開催する会議において、全学的なFD・SD中期計画と年間計画を決定している。中期計画は3カ年ごとに更新しており、2017～2019年度の3年間は「個人レベルの授業改善と同僚性に基づく教育改善の推進」、2020～2022年度については、「アセスメントを意識した各学部独自のFD・SDと階層別FD・SDの推進」を目標に掲げて取組みを行っている（根拠資料6-26【ウェブ】、6-27）。

本委員会には各学部長も構成員として参加しており、各学部は、この3カ年計画やそれを年度単位に分割した年間計画に基づいて、配分された予算を活用しつつ、学部単位の年間計画を策定し、各学部の事情に応じて、個人レベルのFD・SDを推進している。その推進に当たっては、各教員に個人のFD計画の作成を促し、作成した各個人の計画書は、学部単位で回収し、学部長、副学部長が内容を確認し、FD・SD委員会に学部単位で報告している（根拠資料6-28）。また、年度末には、学部ごとに各自の計画に対する振り返りを行い、PDCAサイクルが回るように配慮している。

全学的なFD・SDの実施は、CETLが中心になって推進しており、直近では、2019年度にFD・SDセミナーを8回、FD・SDフォーラムを1回、また、2020年度には、FD・SDセミナーを3回、FD・SDフォーラムを1回、以下に示す内容で実施した。

○2019年度学士課程教育機構FD・SDセミナー（公開を前提とした取組み）

- 第1回5月24日(金) 望月雅光(教育・学習支援センター長) FD入門
 第2回6月8日(土) 安永悟氏(久留米大文学部教授) LTD入門
 第3回6月21日(金) 特色ある授業実践から学ぶ1
 第4回6月29日(土) JPFシンポジウムと共催
 ・高橋浩太郎氏(文部科学省大学改革室室長補佐)
 ・佐藤昌宏氏(デジタルハリウッド大学大学院教授)
 第5回9月7日(土) 初年次教育学会と共催・中原淳氏(立教大学教授)
 第6回11月8日(金) 佐藤広子(学士課程教育機構准教授) 読解力向上につなげる教職学協働の取り組み ―初年次教育科目「学術文章作法I」と日本語ライティングセンター、及び図書館SBWとの協働を通して―
 第7回11月22日(金) 特色ある授業実践から学ぶ2
 第8回12月6日(金) 朴勝俊氏(関西学院大学) 心をつかむプレゼンテーションの技法
 第9回3月7日(土) 鈴木克明氏(熊本大学) インストラクショナル・デザイン
 (※新型コロナウイルスの影響により中止)

○第5回教育フォーラム(第17回FD・SDフォーラム) / AP事業報告会

開催日時: 2019年10月19日(土) 午後

会場: 創価大学中央教育棟AB102教室

基調講演:

平野 博紀氏 / 文部科学省高等教育局大学振興課 大学改革推進室長

深堀聰子氏 / 九州大学教育改革推進本部教授

AP事業最終報告・本学の取り組み紹介

○2020年度学士課程教育機構FD・SDセミナー(公開を前提とした取組)

第1回 7月8日(水) 仲道雅輝氏(愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室・講師) オンライン授業における成績評価

第2回 7月30日(木) 仲道雅輝氏(愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室・講師) オンライン授業の授業設計

第3回 12月23日(水) 山内豊教授(創価大学 教育学部) Zoom授業をインタラクティブに楽しくする工夫

○第7回教育フォーラム(第18回FD・SDフォーラム)

開催日時: 2021年2月20日(土) 午後

開催形態: Zoomウェビナー

基調講演:

木谷 慎一 氏 / 文部科学省 高等教育局 専門教育課 課長補佐

島方 敏 氏 / ZVC Japan株式会社 (Zoom) セールスマネージャー

小松川 浩 氏 / 公立千歳科学技術大学 理工学部情報システム工学科 教授、
情報メディアセンター長

特色ある授業実践:

ワールドランゲージセンター長 尾崎 秀夫 氏
法科大学院 教授 嘉多山 宗 氏
国際教養学部 講師 吉江 弘和 氏

2020年度については、2019年度と同程度のFD・SDセミナー開催を計画していたが、コロナ禍の影響を踏まえ、春学期前半は、オンライン授業向けの授業改善支援へと開催方針を変更した。以下が、春学期前半に開催した勉強会である。

○Zoomを利用したオンライン授業のためのCETL勉強会

- 第1回4月18日（土） Zoomの利用方法について
 - 第2回4月24日（金） PLASの活用について
 - 第3回4月29日（水） Googleフォームで小テストを実施する方法について
 - 第4回5月8日（金） 教員への緊急調査結果と講義の質向上について
- ※講師はすべて、望月教育・学習支援センター（CETL）長が担当

これらのセミナーやフォーラム等について、教員に対して年間3回以上の参加を義務付けており、FD・SD委員会において、各教員の参加状況を確認し、目標の達成を促している。

2020年度については、前年までと大きく形態が変わり、オンラインによる研修を中心に開催しているが、テーマがオンライン授業における授業運営、授業設計に関わるものだけに、1回の研修あたり、例年に比べ多くの教員が参加した（根拠資料 6-29）。

また、FD・SD委員会、CETLで主催するものの他にも、各学部でも積極的にオンライン研修会や座談会を開催し、教員間での課題やグッドプラクティスの共有が進んでいる。

秋学期からは対面授業を併用する科目も増え、それに伴い、教員の授業形態もオンラインのみからハイブリッド型（対面＋オンライン）に変化している。こういった状況を鑑み、CETLでは秋学期冒頭に「ハイブリッド型授業に関する勉強会」を開催した。これは、CETLセンター長が実際に教室から、ハイブリッド型授業用機材を使用して、映像を配信し、受講者はオンラインで受講するという形を取り、教務部職員のサポートのもと、機材の使用方法的説明の他、参加者に画面越しで受講する学生役を体験してもらった。25人の教員が参加し、非常に活発な意見交換がなされた（根拠資料 6-30）。

専門職大学院を含む7つの研究科では、上述のFD活動に加え、研究科ごとに教育・研究面の特性を踏まえたFD活動を検討し、実施している（根拠資料 6-31）。これらの実施内容は、大学院FD委員会（2020年度に「大学院SD・FD委員会」に改称）において報告され、大学院全体としてのFD活動のあり方や課題などを検討している。

本学における全学、また、学部ごとのFD推進の流れは、「大学教育再生加速プログラム（AP）」の採択とも深く関連している。本学では2014年度にAPが採択されてより、学年進捗でその取組み学部を拡大してきた。取組みの大きな柱の1つに、アクティブ・ラーニング推進のための教員向け授業設計研修がある。これはAP採択時に在籍していたすべての学部専任教員を対象に、2014年度から2019年度までに計12回開催したもので、1泊2日の合宿型研修である（根拠資料 4-34）。これによって大学全体の授業改善に向けての共通認識を整えることができた。こうした取組みの効果もあって、コロナ禍における急遽の対

応を余儀なくされた2020年度春学期には、全学的に開催したCETLの勉強会への参加のみならず、学部レベルでも、学部内の勉強会などを積極的に開催し、オンライン授業への対策を講じていた学部もあった。さらに、教員個人レベルでも自主的に情報収集し、様々な研鑽、努力をしてきた教員も多かった。

2020年度には、ティーチング・ポートフォリオの推進に向け、FD・SD委員会のもとにティーチング・ポートフォリオ検討WGを立ち上げた。ティーチング・ポートフォリオとは、授業改善に向けた様々な努力や成果を適切に評価する観点から、教員が教育業績の記録を整理・活用する仕組み（2008中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」より）であり、本学でも、教員の授業振り返りの方策として導入を検討している。CETLセンター長を座長とし、各学部から1名ずつ参加するWGにて、これまでに4回の検討会議を開催し、ティーチング・ポートフォリオのサンプルを幾つか作成した（根拠資料6-32、6-33）。今後は、2021年度4月に開催されるFD・SD委員会にて、サンプルの提示と共に、WGの検討結果を報告し、全学へティーチング・ポートフォリオを推進していく。

その他、学生参画型FDとして、PASS(Peer Assessment Support Service)の取組みを行っている。これは、学生による授業参観型の教育改善であり、あらかじめCETLでトレーニングを受けた学生スタッフが、要望のあった教員の授業に参加し、教員の教え方のみでなく、教員の学生への声のかけ方、教室内での教員の行動特性、学生の授業内の態度などを細かく記録し、教員に対してアドバイスを行うサービスである（根拠資料4-78【ウェブ】、4-80）。2020年度については、対面で行えない授業が多かったが、Zoomによるリアルタイム授業についても、操作方法や授業運営に不安を持っている教員に対して、実際にZoom上で学生役として教員とつながり、Zoomの使い方に対する個別相談を実施して、延べ100名以上の教員が利用した（根拠資料4-79）。

<教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

本学では、2018年度より教員の総合的業績評価を行っている。

教員業績評価システムの全学的な導入については、2008年度に全学自己点検・評価委員会のもと、改めて「総合的業績評価システム検討委員会」を設置し、教員の総合的業績評価システムの在り方について検討を始めた。2009年度に分野・領域別評価基準案を全学に提示した。2010年度には、全学自己点検・評価委員会のもとに、総合的業績評価を具体的に推進する「教員の総合的業績評価委員会」を設置し、教員の総合的業績評価に関する新制度の試験的導入の準備を始めた。教育・研究情報の公表義務化に対応するため、2011年度には、「教員の活動に関する自己申告書」を改修し、新たに「教員業績登録システム」を導入した。新システムを活用し、評価制度の試験的導入（分野・領域別評価基準に基づいた業績の仮評価算定）を始めた。2013年度には試行的に各教員が、「1. 教育」「2. 研究」「3. 学内活動」「4. 学外活動」の4分野について、業績を登録し、ポイント制による算定結果の蓄積を行った。2016年度に「教員の総合的業績評価委員会」のもと、他大学の視察も実施しながら、評価制度の大枠を決定した。その後、同委員会のもとに組織された「規程案検討ワーキンググループ」にて詳細を検討した。2017年度に「教員の総合的業績評価委員会」のもと検討された教員の総合的業績評価の概要と規程（「創価大学教員の総合的業績評価規程」「創価大学教員の総合的業績評価実施細則」）が、大学教育研究評議会にて承

認められ、現在の評価制度が完成した（根拠資料 6-34、6-35、6-36）。業績評価は、学部・研究科の全ての教員を対象にしている。評価は、教育、研究、学内活動、学外活動の4つの分野において、それぞれの実績に対してあらかじめ定められた分野・領域別評価基準によってポイント換算される。各評価分野には教員自身でエフォート率を設定することができ、それも反映される。この制度のもと、2018年度に教員の総合的業績評価を開始した。業績の結果は、各教員組織の長による精査を経て、教員の総合的業績審査委員会に報告される。この委員会において、業績の上位者を審議し、大学教育研究評議会にて、表彰者として決定する。表彰者には報奨金として一人20万円を授与する（根拠資料 6-37）。2019年度に、業績管理の方法について科学技術振興機構がサービスを提供する「researchmap」を正とし、学内システムを副とした仕様に変更するため、システム的大幅改修に着手し、それに伴って評価項目にも大幅な修正を加えた。2020年度からは、新しい評価基準による評価制度を開始している。

点検・評価項目⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教員の採用・任用・昇任・退職などは、常任理事会で検討・決定する。学部長・研究科長等の教員組織の長は、教員の新規採用や退職教員の補充などの機会を通じて、当該部局のカリキュラム構成や専門分野、男女比、外国人教員（特に English Track の担当の可否）などに配慮した教員組織の構成を検討している。検討された結果は、学長に報告されるとともに、常任理事会で審議される。この過程を通じて、教員組織の適切性を点検し、必要に応じて改善に取り組んでいる。この際、教員組織全体を網羅した年齢構成や男女比、定年時期についてなどの情報は担当事務局から提示している。

また、「スーパーグローバル大学創成支援」事業で示した数値目標である外国人教員等及び女性教員比率については、当該事業の推進組織であるグローバル・コア・センター（同センターのもとに自己点検・評価の組織であるグローバル教育評価部会を設置）が定期的に点検している（根拠資料 1-28）。

SGU の数値目標達成へ向け、これまで順調に実績値が推移している（ただし 2019 年度以降はコロナ禍により、学生に係る海外派遣の取組は影響を受けている）。

2020 年 4 月に、「生命情報工学専攻」を「生命理学専攻」に改組した際には、理学分野の研究力向上を図るため、新たに 2 名の教員を採用した。

また、2022 年度には、共通科目のカリキュラム改正を予定している。共通科目を担当する学士課程教育機構では、データサイエンス教育の強化を図るため、教員の採用を検討し、学内の所定の手続きを経て、2021 年 4 月に採用が決定している。

以上のように、学部・研究科等のカリキュラムや各学位プログラムの実態を踏まえ、採用や退職などの機会を通じて、教員組織の適切性を担保しており、常任理事会での審議によって必要に応じて改善に取り組んでいる。

(2) 長所・特色

本学では適切な教員組織の編制に取り組んでおり、大学のグローバル化の進展に合わせて変革をし続けている。2019年度任用者から新たに全学的な統一方針のもと取り組みを開始したテニユアトラック制度は、若手教員等を支援する特色ある取り組みといえる。さらに「総合的業績評価制度」は、教員の教育、研究、学内外の活動を総合的に評価しており、高評価の場合には報奨金が授与される。制度面・システム構築面ともに先進的な取り組みと考える。

FD活動については、CETLから幅広い研修コンテンツを教員に提供している。また、同期型のセミナー以外にも、非同期型の研修として、JPFのオンデマンド講座を大学執行部や新任教員に提供している。また、2019年度からは東北大学のPDPonlineの提供も開始しており、様々な形で研修の機会を提供している（根拠資料6-38、6-39）。

2020年度からは、オンラインでのセミナー実施を開始している。授業がオンラインで実施されたことも相まって、専任教員に限らず、非常勤講師のFD・SD意識も高まってきており、FD・SDに対する意識も向上してきている。

また、2020年度は意識的に学士課程教育機構主催でのセミナーを減らし、学部主体のFD・SDの充実をCETLセンター員が中心となって推進している。図らずも、オンラインでの授業実施に移行したことで、学部での独自の勉強会などが増えてきている。春学期中だけでも、経営学部の9回を始めとして、全学部を合計すると20回の学部主催イベントが開催されている。その他、経済学部ではIPコーディネーターによるZoom会議をほぼ毎週開催し、教育学部ではオンライン授業に関する学部懇談会を隔週で開催するなど、学部が積極的にFDイベントに取り組んでいる。その結果、全学として専任教員のFD・SDイベント参加率は79.1%と8割に近い割合となっている（根拠資料6-29）。

さらに、本学ではAP事業で取り組んだ授業設計研修による授業改善の流れが根付いており、今回のコロナ禍の対応でも、全学レベル、学部レベルによるFDの取り組みだけでなく、教員個人レベルでも自主的に情報収集し、様々な研鑽、努力をしてきた教員も多かった。2020年度に実施した授業アンケートでも、授業外学習時間をはじめ、複数の項目で、例年よりも数値が向上した。これは、FD・SDイベントの参加回数という、数字には現れない教員個別の努力が授業アンケートに反映された結果と言える。

(3) 問題点

既述の通り、大学設置基準上必要な教授数が、経営学部において1名満たしていない状態があった。これに対して、内部質保証推進委員会の長である学長の指示により、経営学部において検討がなされ、必要な手続きを経て2021年度には改善する予定である。

本学では、全専任教員へ年間最低3回のFD・SD活動への参加を義務化しており、その達成率は約8割と高い水準となっている。上述のようにFD・SDの推進主体を、全学から学部・研究科単位に重点を移したことで、2020年度は参加者が大幅に増加し、小単位化の効果が出ている。しかし年間1度もFD・SDイベントに参加していない教員も一定数おり、問題点として引き続き改善を要する。

一方で高等教育の趨勢やそれに必要な教職員の職能開発といった包括的なテーマについては、年に1回の「教育フォーラム」を開催して全専任教員の参加を求めている。また

年度初めに開催される「事業計画説明会」は当該年度の「学長ヴィジョン」の研修を行うもので、全教職員が一堂に会する FD・SD の機会となっている。この2つの中核的な行事は、個々人の自律的な FD・SD 活動の基軸となるものであることから、参加者の増加も含めてその充実発展に努める必要がある。

上述したように、AP 事業の取組みの一環として、2014 年度の AP 採択時に在籍していた教員については、その 95.2%が2日間の授業設計研修に参加しており、基本的な授業改善の意識については全学的に底上げできており、その点では、FD の取組みは大きく進んでいると考える（根拠資料 4-34）。しかし、FD に対する意識の低い教員も少なからずおり、こういった教員にも FD への関心を持ってもらうために、どのような方策を取るべきかの検討が必要である。また、AP 事業期間中に採用された新任教員を含め、今後採用される教員には AP 事業での授業設計研修の取組みに置き換わるような、新たな研修も準備する必要がある。

（4）全体のまとめ

大学として「求める教員像」、「教員組織の編制に関する方針」を定め、学部・研究科ごとに「教員組織の編制に関する方針」を定め、ホームページで公表している。教育・研究分野や男女比・年齢構成に配慮した教員組織を編制しており、大学のグローバル化に即した外国人教員等の採用も進んでいる。2010 年度に発表したグランドデザイン及び「スーパーグローバル大学創成支援」事業では、教員に占める外国人教員等（「外国籍」「外国の大学で学位を取得」「外国で通算1年以上の職務・研修経験」）の割合や、教員に占める女性の比率の目標値も設定している。これまでの取組みの結果、外国人教員等は、2015 年の 158 人（45.7%）から 2020 年度現在は 191 人（54.3%）に、女性教員比率は、2015 年の 99 人（28.6%）から 2020 年度現在は 114 人（32.4%）に増加している（根拠資料 6-40）。

採用や昇任にあたっては、規程に基づき適切に進められており、若手教員等の支援の一環として、テニュアトラック制度が運用されている。この制度については、2019 年度からは全学テニュア審査委員会が主体となり、テニュアへの移行審査を全学統一の指標で実施することを決定した。テニュアトラック教員には、学部内・学部外から1名ずつ計2名のメンターを配置し、教育・研究面等において必要に応じた支援も行う。これにより、学部・研究科の独自性に配慮しつつ、大学の求める教員像やテニュアに求められる条件を踏まえた、教育・研究・学内活動などの統一の評価指標に基づいた審査を行い、テニュア教員の質保証を図っている。

FD 活動については、全学 FD・SD 委員会が教員の教育研究活動の向上を担っており、教育活動のより一層の向上と発展と、教員に対する授業改善の支援や学部・部局の教育改善の取組みに関する支援のために教育・学習支援センター（CETL）を設置している。本学における教員への FD 活動は、全学 FD・SD 委員会と CETL が連携することで、組織的かつ多面的に実施することができている。

教員の業績評価を行う、「総合的業績評価」が 2018 年度から始まっている。業績評価のプロセスは、まず教員自身が Researchmap 及び大学独自の業績評価システムに、教育・研究・学内外の活動を当該年度末までに入力する。入力されない場合は、次年度の研究費の執行が認められないことになっている（入力された段階で執行が許可される）。入力された

業績は、事務担当者がデータ上の精査を行い、あらかじめ設定された指標でポイント化される。その結果をもとに、教員組織の長である学部長・研究科長の精査を経て、学長を責任者とする教員業績評価委員会で業績の評価を決定する。評価の高かった教員に対しては報奨金を授与している。このような全学的な教員業績制度は、本学の特色ある取組みといえる。総合的業績評価は、現時点では教員個人の業績を評価するものであるが、今後はその結果が学部の教育・研究力の向上や大学の質向上につながるものとなるよう展望している。なお、前述したテニユア審査と教員業績評価の指標は、統一の分野（教育、研究、学内外の活動）で設定しており、制度の違いにより評価の方向性が変わることがないように配慮している。

教員組織の適切性は、各部局のカリキュラムや専門分野を踏まえ、採用・退職などの機会を通じて教員組織の長である学部長・研究科長等により点検されている。それらの状況は随時学長に報告されている。特に、毎月の教授会が終了した後、学長が学部長等から個別に報告を受ける機会を設けており、学部・研究科等の実態を把握している。年齢構成や男女比、退職時期などのデータは担当事務局が学長及び常任理事会に提示している。常任理事会では、各部局からの報告を踏まえて、適切な教員配置、教員組織となるよう必要に応じて改善に取り組んでいる。

第7章 学生支援

(1) 現状の説明

点検・評価項目① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、建学の精神に基づく「創造的世界市民」の育成を教育目標とし、そのために学生が学修に専念し、安定した生活を送ることができるよう以下の通り、「創価大学学生支援ポリシー」として、修学支援、生活支援及び進路支援の各分野について方針を定め、ホームページや学生生活ハンドブックなどで公表している（根拠資料 7-1【ウェブ】）。

<学生支援ポリシー>

○修学支援

1. 学生の学習能力の開発・向上を図り、学習活動の充実・活性化を促進するために、学習環境を充実させ、学習支援サービスを提供する。
2. 障害のある学生の修学を支援するため、学生から要望があり、配慮が必要であると認められた場合は、教職員と連携し支援を行う。
3. 修学の継続に困難を抱える留年者や成績不振者などの学生に対して、学習方法や履修に関する面談などの支援を教職員が行う。
4. 多彩な留学制度等を設け、学生が国際性を身につけることのできるよう支援を行う。

○生活支援

1. 学生の心身の健康の保持増進のために環境を整備する。
2. 学生の人権を保障するため、キャンパス・ハラスメントの防止のための対策を行う。
3. 学生の経済的状況に応じ相談体制を整備し、大学独自の奨学金および学外奨学金等の支援、スチューデントアシスタント制度の充実、アルバイト紹介システムを通じた紹介を実施する。
4. 寮生活、クラブ活動およびボランティア活動等の課外活動において、学生が人間性を培うことのできる環境を整備する。
5. 「学生生活ポリシー」を公表し、学生に求められるもの、学生生活で留意すべきことを学生に提示する。

○進路支援

1. キャリアデザインを実践的にを行うことを目的としたキャリア教育科目を設置し、支援を行う。
2. 多様な学生状況に応じて教職員などによる個別の進路相談を行う。
3. 国家試験、教員採用試験や各種資格試験の合格を目指す学生に対して支援を行う。
4. 在学生によるピアサポート、卒業生によるサポートを通じて、就業力の強化、進路支援の拡充を行う。

点検・評価項目② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

○学生支援体制の適切な整備

○学生の修学支援に関する適切な支援の準備

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・障害のある学生の状況把握と修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

○学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・留学生の多様なニーズへの支援

○学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

・留学生のキャリア支援

○学生の正課外活動を充実させるための支援の実施

○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

学生支援ポリシーの方針の下に、主に修学支援に対応しているのが、総合学習支援センター・学習支援課、教務課、理工学部事務室教務課、学事部学事第2課大学院係、教職大学院事務室、法科大学院事務室である。主に生活支援に対応しているのが学生課である。また、主に進路支援に対応しているのがキャリアセンターであり、教職キャリアセンター、看護学部事務室では、教職や看護職へ特化して支援を行っている。

以下、それぞれの支援分野ごとに具体的な取組みを記述する。

<学生の修学支援に関する適切な支援の準備>

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、2013年9月、中央教育棟2階に設置したラーニング・コモンズ「SPACE」のオープンに合わせ、既存の教育・学習支援センター（CETL）から、学習支援分野を独立する形で、学生の学習を総合的にサポートする組織として、総合学習支援センター（SPACE）を開設した（根拠資料 7-2【ウェブ】）。

総合学習支援センターのサービスは多岐にわたるが、大きくは以下の3つに分けられる。

- ・物理的な環境整備や関係部署との協働を含むラーニング・コモンズ「SPACE」の運営
- ・正課「学術文章作法」と連動した、日本語ライティングセンターによるレポートチュータリング（根拠資料 7-3【ウェブ】）
- ・ヘルプデスクにおける履修・学習相談、セミナールームなどを活用した学習セミナー（タイムマネジメント、ノート・テイキング、ストレスマネジメントなど）（根拠資料 7-4【ウェブ】、4-54）

「SPACE」内には多様な学びのニーズに応えるため、さまざまなエリアを設けている。少人数でのグループディスカッションから大人数での講演会など、幅広い用途に対応することができる「ラーニングアリーナ」の他、個人学習スペースやグループワーク用の個室も提供している。さらに、44台のPCを設置し、リスニングやスピーキングも含めたトレーニングができるPC教室も併設している。

日本語ライティングセンターとは、学生のレポート作成を支援するセンターであり、「学術文章作法」の担当教員及び大学院生チューターによって運営している。日本人だけでなく、日本語が母語ではない学部留学生も自由に利用することができる。

日本語ライティングセンターでは、「レポートチュータリング」、「レポート診断」、レポートに関する「学習セミナー」といったサービスを提供している（根拠資料 7-5、7-6、7-7）。

- ・レポートチュータリングは、教員あるいは大学院生チューターによる対面のサービスで、学生は個別にレポートに関する相談をすることができる。
- ・レポート診断は、教員あるいは大学院生チューターにオンライン上でレポートを診断してもらうサービスで、主にレポート全体の構成や段落の構成、日本語表現をチェックし、

問題点にコメントを入れてもらうことができる。

- ・レポートに関する「学習セミナー」は、少人数形式で行い、レポートに関する基本的知識や、読みやすい文章を書くために必要なスキルを学ぶことができる。

その他、日本語ライティングセンターと協働する形で職員による文献検索サービスも提供している。レポートや卒論の参考文献検索、データベース利用の手ほどき、学外所蔵資料の入手、その他の調べごと等についてサポートを受けることができる（根拠資料 7-8）。

次に、ヘルプデスクでは、学生スタッフによる学生のための学習支援を行っており、具体的には以下のようなサービスがある（根拠資料 4-54）。

- ・学期初めの履修相談は、特に入学直後の新入生を対象に、シラバスの活用方法、1週間の中での授業の組み立て方などについてのアドバイスを受けることができる。
- ・なんでも相談は、時期を問わず、学期中を通して、大学生活を送る中で生じる悩み、疑問について、学生スタッフに話を聞いてもらったり相談に乗ってもらったりすることができる。
- ・学習セミナーでは、上記の日本語ライティングセンター主催のセミナーよりも幅広く、入学直後の新入生の多くが抱える悩みや相談に対するものから、上級年次の学生にも関心のあるプレゼンテーション技法や留学アドバイスなど、多岐にわたるセミナーを開講している。

この他、様々な学習に関する悩みの相談を受けるオアシス・プログラムを開設し、心理的支援・対人援助の資格を持つ担当者が、学生の支援ニーズに沿ったサポートを行っている（根拠資料 7-9、7-10）。定期的な面談を通して、学生の学習意欲と自己管理能力の向上を促している。2018年度からはオアシス・プログラムの一環として、グループワークが苦手な学生を対象にグループワークイベントを開催しており、2019年度も継続して開催している。毎回8名程度の学生が参加しており、2020年度も開催している。

さらに、「SPACE」は、それまでは独立したセンターだった「ワールドランゲージセンター（WLC）」の機能の一部である「セルフアクセスセンター」を統合し、自学自習のみならず、多彩な語学プログラムによる語学学習もワンストップで行える空間になっている。

WLCセルフアクセスセンターでは、Chit Chat Club、English Forum、Writing Center、Global Village、Speaking Test Preparation Center、English Consultation Room（英語学習相談室）、CALL Room（CALL 教室）、Reading Area の8つのプログラム・サービスを実施している（根拠資料 7-11）。英語にとどまらず多言語による会話プログラムを提供している他、英語学習相談、英文添削などや IELTS・TOEFL-iBT のスピーキングテスト等と、様々な目的の語学学習に対応している。

2020年度については、コロナ禍でのサービス開始となったため、SPACEの施設利用も、対面サービスの提供も例年通りには行えなかった。しかし、サービスごとに検討を重ね、施設利用については、感染対策を十分に行った上で、オンライン授業での利用を目的としたPCルームの使用を許可した。さらに、秋学期に入ってから、段階的に利用エリアを拡大し、WLC エリア以外については、座席を間引く、換気を行う、利用者の入退室時間を把握するなどの対策を行いながら、学生の利用を再開している。

日本語ライティングセンター、ヘルプデスク、WLC 語学プログラムについては、対面でのサービスは停止し、ゴールデンウィーク明けからは順次、オンラインでのサービスを開

始した。

各サービスについて、2019年度と2020年度の春学期実施状況を比較すると、以下の通りである

| | 2019年度 | 2020年度 |
|----------------------|--------|--------|
| ○日本語ライティングセンター | | |
| レポートチュータリング | 371 | 245 |
| レポート診断 | 62 | 74 |
| 学習セミナー（参加人数/開催回数） | 210/16 | 236/4 |
| ○調べごと相談（レファレンス） | 42 | 53 |
| ○ヘルプデスク | | |
| 学習相談 | 189 | 104 |
| ピアサポート（利用者数/応募者数） | 23/37 | 28/58 |
| 学習セミナー（参加人数/開催回数） | 196/10 | 124/3 |
| ○オアシス・プログラム（来談人数/回数） | 44/227 | 24/221 |
| ○WLC 語学プログラム | | |
| 自主学習 | 3341 | 1770 |
| 授業課題 | 10916 | 0 |

2020年度春学期については、サービス開始時期も例年より遅く、慣れないオンライン対応のため、当初は利用者数の減少を予想していたが、実際、サービス内容によっては利用者数が増加したものもあった。特にセミナー系については、開催回数が昨年度よりも大幅に少ないにも関わらず、参加人数は増加している。これは、少なからずオンラインセミナーの需要があることと、オンラインセミナーの性質上、申込や参加がしやすいということが理由と考えられる。

一方、WLCの語学プログラムについては、英語科目の授業課題としてもプログラムの利用を推進している。2019年度は10,916件の利用があった。しかし、2020年度は、国内に滞在している留学生スタッフの減少により、プログラムの提供数を大幅に減らすことになった。コロナウイルス感染拡大により対面でのサービスが行われなかったこと、そして英語科目がオンラインとなり、授業課題としての利用がゼロになったことから、利用者数は大幅に減少したものの、必要とする学生には求めるプログラムをオンラインにて十分に提供できたと言える。

各学部においては、例えば経済学部では常駐するスタッフに相談できる教育ラウンジ「FEEL」、法学部では女子学生専用ラウンジも備えた教育ラウンジ「COSMOS」を設置しており、関連書籍も配架している（根拠資料4-55【ウェブ】、7-12、7-13）。

看護学部においては、限定的に実施した対面授業及び臨地実習の実施に際し、実習受け入れの条件としてPCR検査を求める実習施設があったため、PCR検査費用を助成し、学生の自己負担を軽減した。さらに、対面授業においては、1日に登校できる学生数の制限・調整を行い、校舎内の移動に際しては動線の指示を出した。実習室での演習ができない学生のため、映像配信システム「ビジュランクラウド」を導入し、使用頻度の高い50コンテ

ンツの視聴覚教材を常時視聴できるようにした。また、「Educational Video Online」「ナースチャンネル」「メディカルオンライン」など、コロナ禍において特例で無料配信されている動画や電子書籍などの情報を収集し、学生に配信した。

②正課外教育

本学では、豊かな人間性を形成するため、寮生活やクラブ活動、ボランティア活動に注力している。学生寮においては、7つの学部寮と3つの国際学生寮を整備している。主に1年生の6割近くが寮生活を送っている。留学生と日本人学生が混住する国際学生寮では、異文化理解を促進し、寮生が安心して生活できるよう、レジデント・アシスタント制度を設け、学生によるサポート体制を敷いている（根拠資料 7-14【ウェブ】、7-15【ウェブ】）。

2020年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で春学期は入寮を認めなかったが、各寮で寮生同士が繋がれるようオンライン懇談会などを企画した。秋学期については、1人1部屋の条件のもと、寮生活を再開させた。

クラブ活動においては、学友会の中に、体育会、学術局、文芸局の3つの局が設置され、100団体を超えるクラブが活動を行っている。クラブへの登録学生数は全学生の50%を超えている。

春学期は、コロナ禍の影響のため、一部強化クラブを除いてクラブ活動の自粛を求めた。8月以降、全国大会が開催される等の条件のもと、クラブ活動の一部再開を認めた。そのような中、新入生の入部体験等をオンラインで実施するなど、各クラブが工夫をしながら、クラブ活動再開に向けて取り組んでいる。

10月に開催した大学祭は、初めてオンライン上で開催し、学生実行委員会を中心に、各学生団体が作成した演技の動画や研究内容を発表した。学生実行委員会の公式ホームページへの実アクセス数は、2日間合計で6万5千件を超えた（根拠資料 7-16【ウェブ】）。

その他、各クラブ団体のリーダーに対して、スマートリーダーシップ講座を開講するなど、サポートを行っている（根拠資料 7-17）。

③障害のある学生の状況把握と修学支援

本学では、学生課を窓口として以下のような支援を行っている。

・バリアフリー委員会の設置

バリアフリー委員会（全学協議会の下部組織）のもと、キャンパスのバリアフリー化を検討、推進している（根拠資料 7-18【ウェブ】）。

・障害のある学生への支援、合理的配慮の申請

学生課が主管となり、学生からの要望に応じて、授業等における合理的配慮の申請を行っている。申請数は2019年度春学期40件、2019年秋学期37件、2020年春学期43件、2020年秋学期48件となっている。また、授業における支援として、学外委託業者と提携し手話通訳士、ノートテイクの派遣を依頼している。また、聴覚障害の学生の支援として、UDトークというアプリを法人契約して活用している。

・学生相談室との連携

障害のある学生に対して、学生課と学生相談室とが連携し、学生の課題の解決に向けた取組みを行っている。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響から、電話やオン

ラインでのカウンセリングを実施した。学校に通学しなくてもカウンセリングが受けられる利便性もあり、利用者が徐々に増え、キャンセルが少なくなったとの効果も見られた。

・保健センターとのカンファレンスの実施

学生課、学生相談室、保健センターが協働し、障害学生に対するカンファレンスを開催し計画的なサポートの実施を行っている（根拠資料 7-19【ウェブ】）。

・障害学生支援室の設置

2021年1月に「障害学生支援規程」「障害学生支援ガイドライン」「障害学生支援室規程」を制定し、同3月に障害学生支援室を設置した。今後、障害学生支援室が中心となって障害学生の修学支援を実施する（根拠資料 7-20、7-21、7-22）。

④成績不振の学生の状況把握と指導

教務課では、留年者や退学希望者といった学習の継続に困難を抱える学生への対応として、GPA2.0未満者の把握を行っている（根拠資料 7-23）。成績不振者には、学部の教員、学部事務室との連携により、アドバイザー教員、学部長等で面談を実施している（根拠資料 7-24）。

また、初年次教育推進室と連携し、入学後の早い段階で授業の欠席が重なる学生の把握と対応を行っている。

⑤留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者について、その在学状況・単位修得状況を一覧化し、教務委員会に報告し、該当学部と共有している。休学者については、手続き時に学生部委員会・学部教授会に報告し、履修指導等に活用している。

⑥退学希望者の状況把握と対応

退学希望者について、個々の状況を確認し、修学の意思がある場合、今後の履修計画の策定や、再入学制度の説明、または通信教育部への転籍制度について説明を行っている。2020年度は、特に経済面に課題のある学生については、学生部学生課奨学金係と連携し、支援について周知している。

⑦奨学金その他の経済的支援の整備

経済支援が必要な学生に対して、高等教育の修学支援新制度への対応と合わせて、本学独自の給付型奨学金制度を適切に組み合わせて運用している（大学基礎データ表7）。

学部生の給付型奨学金として、「創価大学給付奨学金」「創価大学牧口記念教育基金会学部生奨学金」「創価大学創友会奨学金」「兄弟姉妹同時在籍者への給付奨学金」「創価大学特別奨学生」「創価大学特待生奨学金」「創価大学法曹会奨学金」「創価大学家計急変学生への給付奨学金」がある。

創価大学家計急変学生への給付奨学金は、生計維持者の死亡・疾病や火災・地震・台風等の災害といった突発的事由による経済的变化のために、学業の継続が著しく困難となった学生を対象に、当該年度に限り、学費の全額相当、半額相当、または5万円の給付を行う制度である。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大による保護者の収入減少、学生本人のアルバイトへの影響、春学期オンライン授業にともなう受講環境整備の費用負担に鑑み、「緊急支援給付金」として、全学生に一律5万円の給付を実施した（根拠資料7-25【ウェブ】）。また、新型コロナウイルス感染症によって家計が急変した学生に、学費半額相当または4分の1相当を給付する、「新型コロナウイルス感染症による家計急変学生への給付奨学金」を実施した（根拠資料7-26【ウェブ】）。

その他、交換、認定留学派遣生を対象とした「学校法人創価大学交換及び認定留学生等奨学金」、文学部で実施しているデュアル・ディグリーコースや国際教養学部で派遣される学生に対しては助成金を給付している。

海外からの交換留学生等を対象に「創価大学牧口記念教育基金会留学生奨学金」「学校法人創価大学外国人留学生奨学金」及び「創価大学私費外国人留学生授業料減免」制度など、本学独自の給付型奨学金制度を設けている。

大学院生には、「創価大学大学院牧口記念教育基金会奨学金」の他、「大学院学生学会発表補助金」制度、「論文投稿に対する研究奨励金」の支給がある。学会発表補助金制度では、旅費、宿泊費、参加登録料、参加費の一部について助成することとしており、国内開催の場合は、博士前期課程及び修士課程は6万円、後期課程は10万円、国外開催の場合は、10万円を上限に助成する。限度額以内であれば、補助回数の制限はない。研究奨励金は、査読雑誌または同等以上の雑誌に論文が掲載された者、または学術出版社から著作を刊行した者に対し、1回につき15,000円を支給している（根拠資料4-4、4-5）。さらに、大学院生の教育研究活動及び雇用確保を目的として、ティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）制度を設けており、経済支援にもつながっている。

専門職学位課程の法務研究科（法科大学院）の学生を対象とする奨学金は、本学独自の給付奨学金制度として、「創価大学法科大学院給付奨学金」「創価大学法科大学院牧口記念教育基金会奨学金（第Ⅰ種・第Ⅱ種）」がある（根拠資料7-27【ウェブ】）。

教職研究科（教職大学院）の学生を対象とする奨学金は、本学独自の給付型奨学金として、「創価大学教職大学院給付奨学金」「創価大学教職大学院特別奨学金」「創価大学教職大学院牧口記念教育基金会奨学金」がある（根拠資料7-28【ウェブ】）。

学外奨学金には、日本学生支援機構奨学金、その他、地方公共団体や民間団体の奨学金があり、申請支援を行っている。

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

①学生の相談に応じる体制の整備（根拠資料7-29）

本学では学生相談室を設置し、平日10時～16時30分の時間帯に、常時6名のカウンセラーを配置してサポートを行っている。

学生相談室は、学生が抱える諸問題について相談に応じ、必要な助言、指導及びカウンセリングを行うことにより、学生の充実した生活に資することを目的として設置した。学部生・大学院生等の学生生活・対人関係・メンタルヘルスに関する相談、グループワーク等に取り組むとともに、学生対応に困難を抱える教職員・保護者へのコンサルテーションも実施している。「学生相談室パンフレット」「うつ状態の理解と対応 気分が落ち込んでいる人が周りにいたら」を作成・配布している（根拠資料7-30）。

2018年度より英語対応可能なカウンセラーを2名配置し、留学生の相談にも応じている。学生の相談に応じる体制整備の一環として、「メンタルヘルス・セミナー」を毎年度6月、10月、3月の年3回開催している。特に3月開催のセミナーでは、クラブ、寮、各種団体の執行部の学生を対象に後輩の面倒をみる側のメンタルヘルス・セミナーを開催している（根拠資料7-31【ウェブ】）。

2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の中、夏季休業期間中にオンラインでのセミナーを3回開催した。1つは、春学期、大学に来ることができなかった1年生を対象に、学生相談室の活用を促すためのセミナーを、2つ目にはストレスに対するセルフマネジメントを行うセミナーを、3つ目には、各団体のグループリーダーを対象にメンタル面の問題を抱える同僚や後輩への接し方を考えるセミナーなど、参加対象を工夫し効果的なセミナーとなった（根拠資料7-32）。

「学生部」「学生相談室」「こころ元気科」の連携についても、年数回の会議を開催している。学生相談室ではケースカンファレンスや年2回学内・学外講師を招聘して事例検討会を実施するなど、カウンセラーの自己啓発にも努めている。

2019年度からは、初年次セミナー（春学期）において学生生活ポリシーガイダンスを実施している。そこでは、消費者教育セミナー、学生生活ガイダンスの他、ストレスマネジメントセミナーとして、学生相談室カウンセラーによるセミナーを行った。

2020年度春学期においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響のため、保健センター、こころ元気科での診察、学生相談室でのカウンセリングをオンラインで実施した。

②ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学では、「キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程」「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」を定め、キャンパス・ハラスメント対策室を設置している（根拠資料7-33、7-34）。対策室には、相談員として教員8名と職員18名の計26名を選任し、相談にあたっている。

「キャンパス・ハラスメント防止ガイドライン」のパンフレットを作成し、新入生対象の学生生活ガイダンスにおいて配布し、理解を深めるための説明を行っている。また、大学ホームページにも掲示し意識啓発に努めている。教員に対しては、「新任教員オリエンテーション」などの機会を通じて周知をしている。

2019年度より新入生に対して、初年次セミナー（春学期）においてキャンパス・ハラスメント防止に対する本学の取組みを紹介し、注意を喚起している。

専任教職員対象のSDとして、2019年10月、11月に同じ内容で2回、外部講師を招き「キャンパス・ハラスメント防止研修」を開催し、教職員のおおよそ半数が参加した。2020年度も11月、12月に計3回の同研修を開催した（根拠資料7-36）。

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

保健センターでは、全学生を対象として健康診断の実施と事後対応、健康相談、救急処置にあたるほか、感染症疾患の予防と対応、医師の処方のもと希望者には禁煙支援、禁煙相談などを行っている。新入生を対象とした学生生活ガイダンスでの健康セミナー、男女各学生寮での健康セミナーの開催など、健康教育も実施している。

保健センター内に「こころ元気科」を置き、精神科医師の判断により必要に応じて学生を医療機関へと繋ぐ体制を構築している。女性専門外来も保健センター内に設置して対応している。

本年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月よりオンライン診療を開始した。また、発熱や体調不良者の相談を受け、病院・保健所への案内や健康相談等を行っている。そして、学内ポータルサイト内に設けた「検温記録システム」により学生自身が毎日の体温・健康状態を記録し、体調の変化を把握できるようサポートしている。

④留学生の多様なニーズへの支援

人種・宗教・習慣・文化・言語等が異なる留学生を支援するため、本学では礼拝所の設置、学内売店でハラルフードの提供などを行っている。また上述のこころ元気科には、現在2名の英語対応可能なカウンセラーを配置し、留学生の心身の健康促進にも配慮している（根拠資料7-37【ウェブ】）。

<学生の進路に関する適切な支援の実施>

①学生のキャリア・就職支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

本学では就職部を発展的に解消し、2004年度にキャリアセンターを設置し、学生のキャリア・就職支援を行っている（根拠資料7-38【ウェブ】）。

2010年度にキャリア委員会が発足し、学長が指名する副学長が委員長となり、各学部の教員・職員の代表等を委員として、本学のキャリア・就職支援に関する取組みについて、定期的に協議している。

キャリア教育科目を開講し、1年生から4年生まで各学年にあわせたキャリア教育を行っている。また、正課内外のキャリアサポートを充実させて、学生のキャリアに対する意識を高めている。

2019年度にはキャリア教育科目を担当する専任教員（学士課程教育機構所属）が本学で初めて就任し、キャリア教育の充実を図っている（根拠資料7-39【ウェブ】）。また、インターンシップの準備を自己分析や業界研究を通して学べる科目「キャリアビジョンⅡ」を2019年度に新規開講し、約1,000名が履修した。

②進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

多様な学生の状況に応じた個別の進路相談、キャリアガイダンス（1、2年生対象）や就職ガイダンス（3、4年生対象）などを実施し、進路選択に関わる支援を行っている。

学生の進路相談は専任職員の他、キャリアカウンセラーを企業からの派遣や業務委託で受け入れ、体制を強化しながら対応している。また、様々な学生の状況に対応するため、専任職員の面談スキルの向上、知見を深めることを目的として、資格取得や研修参加を推奨している。

各種国家試験、公務員試験、教員採用試験の合格を目指す学生に対して、学生の進路にあわせて、法律教育・会計税務教育・行政教育・教職キャリアの各センターで進路・就職支援を行っている（根拠資料7-40【ウェブ】）。

在学生によるピアサポート、卒業生によるサポートを通じて、就業力の強化、キャリア・就職支援の拡充を行っている。進路・就職が決定した4年生の学生が、1、2年生の進路支援をするキャリアサポートスタッフ（CSS）、3年生の就職支援をするリクルートサポー

トスタッフ（RSS）、公務員志望者の支援をするパブリックサポートスタッフ（PSS）を毎年9月に結成し、卒業までの半年間、正課の授業や正課外の講座などでピアサポートを行っている（根拠資料7-41【ウェブ】）。卒業生を正課の授業の講師、正課外の講座の担当として招聘し、キャリア支援の協力を得ている。

2012年度より実施している就業力テストを、2019年度にSOKA Generic Skillテストに名称変更し、1年生と4年生を対象に実施している。また、テスト結果をもとに分析を行い、キャリア委員会及び各学部の教授会等で報告している（根拠資料4-22、4-23）。

2020年度は新型コロナウイルスの影響で、春学期は全てオンライン授業になり、キャリア教育科目、各種ガイダンス、また卒業生懇談会などのキャリアイベントも対面で開催できなくなり、オンラインで実施している。学生の進路相談についても、面談予約のWEB申し込み化を図り、オンラインによる面談を実施している。また学内企業説明会も対面で開催できなくなり、企業と連携しながらオンラインで実施している（根拠資料7-42）。

③外国人留学生のキャリア・就職支援

キャリアセンターでは、外国人留学生のキャリア・就職支援も行っている。外国人留学生の増加に伴い、これまで外国人留学生向けのキャリア教育科目（日本語での授業科目4科目、英語での授業科目1科目）を開講し、また日本語及び英語によるインターンシップも実施してきた。2019年度は授業内で民間企業とタイアップした学内インターンシップを実施し、日本で就職を目指す留学生の就業力の向上を図っている。

外国人留学生担当の職員を配置し、個別の進路相談、外国人留学生向けのガイダンスも実施している（根拠資料7-43）。

以上のように、学生の進路に関する様々な支援を実施した結果、本年3月には、学習や教育等の情報を発信する朝日新聞 EduA（エデュア）にて、「就職偏差値が上がった大学」のランキングが発表され、主要企業の就職者が100人以上200人未満（中規模の部）において本学が1位となった。今後も、キャリアセンターを中心として、適切な進路支援を実施していく（根拠資料7-44【ウェブ】、7-49【ウェブ】）。

<学生の正課外活動を充実させるための支援の実施>

正課外活動を充実させるため、クラブ活動、寮生活における学習成果の測定を行っている（根拠資料4-65、4-66）。

①クラブ活動におけるラーニング・アウトカムズ

クラブ活動におけるラーニング・アウトカムズは、100団体を超える本学のクラブ団体の幅広い分野での活動を対象とし、各活動における共通項を見出し、普遍性のあるラーニング・アウトカムズの作成を目的としている。クラブ活動に取り組む学生に身につけてほしい能力を、①「自律する力」②「協働する力」③「リーダーシップ力」に分類しており、アンケートを通じて、クラブにおける教育目標の各項目について5段階の自己評価を求めている。

2019年度アンケート実施期間は、第1回を2019年5月～7月、第2回2020年2月とし、アンケートを実施した。2019年度のアンケート結果では、「尊重する力」「コミュニケーション力」について、ポジティブな回答が多く見られる一方で、他の回答と比較して、

ポジティブな回答が少なかった項目（学生が課題として捉えていると思われる能力）として、「分析力・課題設定力」が挙げられる。上記の結果を踏まえ、能力向上のためのサポート内容を現在検討している。

②学生寮におけるラーニング・アウトカムズ

学生寮におけるラーニング・アウトカムズは、快適な生活の場を提供することだけでなく、どのような教育的付加価値を提供し、学生の成長を促すことができるかを焦点としている。

寮生活を通じて、寮生に身につけてほしい能力を、クラブ活動と同様に①自律する力②協働する力③リーダーシップ力に分類した。

ラーニング・アウトカムズの測定は5段階の自己評価とし、2019年度のアンケートは2019年5月～7月と2020年1月、2020年度は2020年10月と2021年2月にアンケート調査を実施している。

2019年度のアンケート結果では、多様性を受け入れる力やコミュニケーション力が上がったと回答した学生が、入寮時よりも増加していることが分かった。一方で、タイムマネジメント、課題設定力等の自己管理力は、大きな変化が見られなかった。自己管理力の育成のため、教職員の寮アドバイザーによる研修の開催を検討していく。

<その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

①多様な性のあり方への理解について

「性的マイノリティ」についての理解増進のための取組みを、学生生活ハンドブックに掲載している。2019年度からは、1年次の初年次セミナーの1コマを学生生活ポリシーガイダンスとして開講し、その中で性的指向、性自認の多様な在り方への理解についてガイダンスしている。学生生活ハンドブックには、相談方法や、具体的な対応についても記すとともに、氏名、性別の変更や、学内文書や証明書等から性別欄を削除するなどの対応を行っている。2021年度の公表に向けて、「多様な性のあり方に関する基本方針」の策定を学生と協働して進めている。

性的同意「セクシャルコンセント」について、性暴力への問題意識をもった学生団体と協義を重ね、2020年度の学生生活ハンドブックに意識啓発の文書を掲載している（根拠資料7-45【ウェブ】）。

②留学生への支援について

本学では創立50周年を目指して策定したグランドデザインに基づき、より多くの留学生を迎え、留学生への教育サポートの一層の充実を期して2011年に「日本語・日本文化教育センター（以下、日日センター）」を設立した（根拠資料7-46【ウェブ】）。

日日センターでは、交流大学からの交換留学生と学部・大学院への進学を希望する日本語別科留学生、さらには科目履修を目的とするノンディグリー留学生、また海外の大学からの短期日本語研修生を受け入れている。留学生の多様なニーズに応えるため、日本語科目、日本文化体験科目を提供するとともに、日本語ならびに英語で開講している学部の専門科目、共通科目の履修をサポートしている。

また、2014年度に開設した国際教養学部や、2018年度から他学部にてはじまった English Medium Program など、英語のみで本学を卒業できるコースが充実してきたことにより、日本語を話すことができない学生が在学するようになった（根拠資料 4-14【ウェブ】）。その学生に対し、日常的な日本語会話を学べるプログラムも行っている。なお、日日センターで設置している課程は、以下 2 課程になる。

①別科日本語研修課程

別科日本語研修課程は、本学の経済学部、経営学部、法学部、文学部、教育学部、理工学部に進学を希望する学生が、必要な日本語を習得する課程。学生の日本語レベルに応じて、1年間の日本語学習を行い、学部での講義を受講できるだけの日本語能力を養うことを目的としている。

②特別履修課程

特別履修課程は、創価大学で開講している専門科目及び共通科目を受講することを希望する外国人学生を受け入れる課程。外国人学生用に開講している日本語科目はもちろん、語学力に応じて日本語や英語で教授する専門科目の履修も可能としている。在籍期間は、1学期ごととなっており、最長1年間まで在籍することができる。

2020年度より、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、海外にしながら日本語教育が受けられるよう、オンラインでの授業提供を始めた。また、これまで窓口での対応を主としていた証明書発行や在籍確認、各種相談なども電話、メール、SNS等を活用して行っている。また、オンラインを活用しバーチャル窓口を設置した。来日できていない学生だけでなく、オンライン授業を受講している学生なども活用している。交換留学生の修了式や留学生イベントなどもオンラインで実施し、全ての学生に同様のサービスが行き届くように工夫している。

点検・評価項目③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

<学生支援の点検・評価・見直し>

学生支援を実施する各課では、関連する委員会において実施状況を報告するとともに、点検、見直しを行っている。主な委員会は以下の通りである。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・学生の修学支援 | 学士課程教育機構運営委員会 |
| ・障害学生の状況把握と修学支援 | 学生部委員会、障害学生支援室運営委員会 |
| ・成績不振、留年・休学者対応 | 教務委員会 |
| ・経済的支援の整備 | 学生部委員会 |
| ・学生生活支援の実施 | 学生部委員会 |
| ・学生の相談に応じる体制の整備 | 学生相談室運営委員会 |
| ・心身の健康、保健衛生配慮 | 保健センター運営委員会 |
| ・学生の進路支援 | キャリア委員会 |

- | | |
|--------------|------------|
| ・学生の正課外活動支援 | 学生部委員会 |
| ・留学生に対する修学支援 | 留学生教育支援委員会 |

これらの委員会が取り組んでいる活動について、包括的に点検・評価を行っているのが、学生部長（学生支援担当理事）を主査とした、学生支援評価分科会である。本分科会は、学生部、教務部、キャリアセンター及び国際部等、学生支援に関わる部署で構成している（根拠資料 7-47）。例えば、障害のある学生に対する支援について、現状の課題を共有し、支援強化にむけて障害学生支援検討委員会の設置、関連規程及びガイドラインを策定した。その後、2021年3月に障害学生支援室を設置した。今後、障害学生支援室が中心となって支援の強化を図る。

＜長所・特色＞

2013年9月に開設した総合学習支援センター（SPACe）・ラーニング・コモンズ「SPACe」の取組みは、年々、そのサービスも拡充し、学生の間にも定着してきている。2020年度については、コロナ禍の中でのサービス開始ではあったが、サービスごとに検討を重ね、ゴールデンウィーク明けからはオンラインでのサービスを開始することができた（根拠資料 7-2【ウェブ】）。当初は利用者数の減少を予想していたが、サービス内容によっては増加したのもあった。特にセミナー系については、開催回数が昨年度よりも大幅に少ないにも関わらず、参加人数は増加しており、少なからずオンラインセミナーの需要があることと、オンラインセミナーの性質上、申込や参加がしやすいということが理由と考えられる。

成績不振者、留年、休学する学生に対する支援について、学生部委員会、教務委員会、学部教授会での情報共有と学業指導の充実を図っており、あわせて初年次教育推進室や IR 室との連携によってさらなる支援を検討している。

学生相談室はカウンセラーの配置も充実し、利用しやすい環境を整えている。2019年度からスタートした初年次セミナーでのメンタルヘルス・セミナーを、2020年度もオンラインで実施し、2021年度も開講が決定するなど、予防教育にも力を入れている。

障害のある学生に対する合理的配慮について、2019年度は関係部署間での連携や研修会を実施してきた。加えて、障害学生支援検討委員会を設置し、大学としての支援方針や支援実施概要を検討し、さらなる強化を図ることとなり、2021年1月に、障害学生支援規程、障害学生支援ガイドラインを制定し、同3月に障害学生支援室を設置した（根拠資料 7-48）。

これまでも、経済的に困難な学生を幅広く支援してきた。修学支援新制度の導入を受け、一部の学生に偏ることなく支援されるよう、独自の奨学金の制度変更を行った。返還不要の支援を受ける経済的に困難な学生は2019年度の約900名から、制度変更により約1,500名となった。

学生の進路に対する支援については、キャリアセンターが中心となり、学生が自分の未来を（self-Future）、自分で切り拓く力をつけ（self-Frontire）、自身の基盤を築く（self-Foundation）ことを目的に「F3プログラム」を実施している（根拠資料 4-49【ウェブ】）。教職員とピアサポートにあたる学生スタッフ（CSS、RSS）が連携し、キャリア科目の運営やキャリア・就職イベントの開催、課外講座の運営、進路相談などに取り組んでいる。2019年度からはキャリア教育分野に専任教員を配置するなど、充実を図っている（根拠資料 7-

34【ウェブ】)。本年3月には、学習や教育等の情報を発信する朝日新聞 EduA（エデュア）にて、「就職偏差値が上がった大学」のランキングが発表され、主要企業の就職者が100人以上200人未満（中規模の部）において本学が1位となった（根拠資料 7-44【ウェブ】、7-49【ウェブ】）。

クラブ活動や寮生活等の正課外活動に対する支援については、ラーニング・アウトカムズを策定し、到達目標を明示するとともに、自己評価アンケートを実施し、課題発見及びその改善に向けた取組みを行っている（根拠資料 4-65、4-66）。

＜問題点＞

修学支援について、2020年度はコロナ禍の影響で、対面による多くのサービスが実施できていない。オンラインによるサービスも利用者は予想以上に多く、需要があることは確認できたが、対面を希望する学生も少なからず存在する。こういった学生に対して、今後どのようにサービスを提供していくか、さらに、新しい生活様式の中、大学における学生生活も変化していくことが考えられる。そういった状況でのサービスのあり方などは検討を継続していく必要がある。

進路支援においては、2018年10月、日本経済団体連合会より「採用選考に関する指針」について、2021年3月卒業の学生から廃止するとの意向が表明され、企業の採用活動の早期化が懸念されている。どのような状況になろうとも、学生が対応できるようにキャリア教育の充実を図る必要がある。

留学生数の増加に伴い、学びの形態も多種多様となった。英語のみで卒業できる学部コースや、大学院などへの入学者も増え、日本語能力が高くない学生の対応として、対応する部署での職員の英語能力が問われるようになった。1つの基準としている TOEIC730 点以上を取得した職員数は増加しているものの、全ての対応部署に配置できるまでには至っていないため、今後も職員に対する言語教育の充実を図る必要がある。

＜全体のまとめ＞

学生支援ポリシーのもと、担当の組織、教職員が様々な取組みを通して学生支援にあたっている。

修学支援においては、総合学習支援センター（SPACe）を中心に、ラーニング・コモンズ SPACe において、先に述べたような様々なサービスを提供している。

日本語ライティングセンターでは、「レポートチュータリング」、「レポート診断」、レポートに関する「学習セミナー」、また、学期初めの履修相談や、なんでも相談（ピアサポート）、多岐にわたる分野の学修セミナーを開講しているが、どのサービスも概ね好評で、特に入学直後の新生生にとっては、履修に関する相談などは有効に機能しているといえる。今後は、他部署とも連携を密に取りながら、オアシス・プログラムのようなより専門性の高い修学支援も強化していく。

2020年度の SPACe の施設利用、各種サービスも、コロナ禍での感染対策と両立しながら提供するという制限があった点を考慮すれば、概ね順調に実施していると言える。今後、対面授業が増え、キャンパスに戻ってくる学生が増えてきた時に、どうすれば、感染拡大に最大の配慮をしながら、学生のニーズを満たすようなサービスの提供ができるかを、引

き続き検討していく。

生活支援においては、経済支援が必要な学生に対して、修学支援新制度への対応と合わせて、本学独自の給付型奨学金制度を適切に組み合わせて運用している。

障害のある学生への支援については、部署間の連携などにより取り組んできたが、支援体制を強化するため、2020年度に障害学生支援検討委員会を設置した。同委員会で検討を進め、2021年1月に障害学生支援規程、障害学生支援ガイドラインを制定し、3月に障害学生支援室を設置した。今後、関係部署との連携をさらに強化し、より充実した学生サポートを実施する。

進路支援においては、正課内外のキャリアサポートを充実させて、留学生も含めた学生のキャリアに対する意識を高め、学生の進路決定率の向上を図っている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学の建学の精神や教育目標等の方針を踏まえ、学生の学習や教員による教育研究活動に関する環境や条件を整備するため、「教育研究等の環境整備に関する方針」を定め、ホームページで公表している（根拠資料 8-1【ウェブ】）。

また、本学は、2021年に創立50周年を迎えるにあたり、新たな10カ年の中長期計画として、「Soka University Grand Design 2021-2030」を策定した。この2030年への新グランドデザインのテーマを「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学」と掲げ、4つの戦略分野（教育、研究、SDGs、ダイバーシティ）において具体的な計画を定めている。それとともに、経営基盤強化策として「キャンパス整備」などにも取り組むことを掲げており、中長期財政計画に基づき、校舎や建物をはじめとした施設設備の維持管理及び改修工事等、キャンパスの特徴を生かしたキャンパス整備を作成する予定である。さらに、SDGsを推進するため、温室効果ガスの排出量の削減目標の達成とともに、再生可能エネルギーについての検討も開始する（根拠資料 1-16【ウェブ】）。

点検・評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有しかつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

＜施設、設備等の整備及び管理＞

2020年4月現在、校地面積は742,820㎡であり、大学設置基準上必要な校地面積63,420㎡の約11.7倍であり、基準を十分に満たしている。また、校舎面積は163,314㎡であり、大学設置基準上必要な校舎面積39,234㎡の約4.16倍であり、基準を十分に満たしている（大学基礎データ表1）。

本学では、中央教育棟（2013年竣工・53,297㎡）をキャンパスの中心として、学生に充実の教育環境を提供している。地下3階、西棟12階、東棟9階、中央棟7階、ホール棟2階建ての校舎2階には、グループ学習室や語学取得のスペースとしてラーニング・コモンズ「SPACE」を設置し、また1,000名収容の大ホールやカフェラウンジなどを備えている。その他には、理工学部各棟、教育学部棟、看護学部棟や本部棟など、学生の学習や教員の教育研究活動を支えるための施設を整備している。

運動場施設としては、400mトラックと天然芝のグラウンドを備えた池田記念グラウンド（2008年改修）において、2015年にクロスカントリーコースの拡充を行った。また、第一グラウンド（2013年改修）はランニングコースとクレーのグラウンドを備え、ビクトリーグラウンド（2009年竣工）は人工芝のサッカー・ラグビー場として学生のクラブ・競技活動などを支えている。また、体育施設として、総合体育館（2009年竣工・12,872㎡）は、アリーナ、観覧席（1,000席）、多目的室、トレーニングルーム、弓道場などを備えている。

本学では「学生第一の大学」を掲げ、キャンパスでの学生生活支援について、学生の意見・要望を十分に取り入れる体制を整えている。具体的には、理事・教職員・学生の代表で構成する全学協議会にて、食堂やラウンジの充実、トイレのウォシュレット化、障害のある学生のためのバリアフリー施設の設置など多くの施設改修を実現してきた。

この全学協議会にて、2009年より全学禁煙化へ向けての検討委員会の設置なども検討された。喫煙所の順次削減、タバコ自動販売機の順次撤去、構内各所に全学禁煙化予告ポスターの掲示、卒煙塾の開催などを行い、2013年4月にキャンパス全面禁煙化を実現した。

食堂施設に関しては、学生の要望に十分に答えるべく、「ニューロワール」（1階520席・2階462席）、「ニュープリンスホール」（448席・テラス席120席）、「本部棟13階カフェテリア」（128席）、「学生ホール軽食ラウンジ」（112席）、「中央教育棟4階軽食ラウンジ」（211席）など食堂や軽食ラウンジが多数あり、豊富なメニューを用意し学生のニーズに答えている。中央教育棟地下1階にはコンビニエンスストア「ローソン」を誘致し、隣接するラウンジ「プラット」とともに多くの学生が利用している。また、主要な建物には、休憩用ラウンジやテラスなど、授業の合間に休憩、懇談できるスペースが確保されている。さらに、屋外にもベンチやテーブルを適宜配置し、学生が休憩できるよう配慮している。

キャンパス内外には、多数の学生寮を備えている。留学生と日本人学生が共に生活を過ごす国際学生寮として、男子は滝山国際寮と宝友寮、女子は万葉国際寮、創春寮を運用している。また、男子寮として滝山寮、女子寮として白萩寮・朝霧寮・桜香寮・陽光寮・香峯寮がある。また、大学院生寮として桂冠寮・正義寮・創英寮・パイオニアホール、留学生寮として友光寮・秋桜寮・サンフラワーホールがある。さらに、光球寮（野球部）、太陽の丘クラブハウス（陸上部）、誓伸寮・誓峯寮（柔道部）があり、約2,100名の学生を収容できる体制となっている。

本学は、郊外型のキャンパスのため、大学への交通手段は様々であり、駐車場や駐輪場が欠かせない。学生専用駐車場は300台収容可能で、事前登録制となっている。登録する際には、年間利用料(3,000円)と共に、免許証、車検証、任意保険証のコピーの提出を義務付けている。また、一般来学者用駐車場は、24時間無料で200台収容可能で、地域住民や見学者等が利用する。構内には、教職員や出入り業者向けの400台収容可能の駐車場がある。また、駐輪場は、正門、栄光門、創大門の大学の各門に隣接し、自転車2,000台、バイクは350台収容可能で、整理する人員も配置している。卒業時には業者と協力し、不要自転車買い取りを行い、環境へ配慮した再利用とアパートや大学への放置防止を図っている。

耐震化対策については、2005年に1981年6月1日の新耐震設計基準施行以前に建築確認された施設の耐震診断を行った。2006年から3カ年計画で、文系校舎A棟、ラーニング棟など耐震補強が必要とされた建物の構造体の補修工事は、すべて実施済みである。また、天井耐震化など非構造部材の耐震対策については、現在、中長期キャンパス計画に基づいて順次実施中である。

アスベストを含む建材を使用している建物については、すべて吹き固め処理がなされているが、毎年飛散状況を調査・確認しており、問題は生じていない。2006年より2カ年計画で囲い込み工事を実施済みである。現在は、アスベストを封じ込めまたは囲い込み処理をした箇所の定期点検を毎年実施し、必要に応じて補修工事を実施している。

バリアフリー対策については、学生(障害者を含む)・職員・教員で構成する「バリアフリー対策委員会」を2003年に設置し、バリアフリー化の各種工事を年次計画により進めてきた。また、創価大学「バリアフリーマップ」を作成し、学生・教職員のみならずキャンパスを訪れる一般市民・障害者の方々にも配布し、安全に施設・設備を利用できるように配慮している(根拠資料7-18【ウェブ】)。バリアフリー対策として、各棟におけるエレベーター、多目的トイレ、車イス対応スロープなど対応済みである。

省エネ対策については、エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づき実施している。特に、省エネ効果の大きい高エネルギー機器(空調・照明)更新などを軸に、順次取組みを実施している。この具体的な取組みとして、最近では2018年度に、理工学部F棟・教育学部棟の空調設備改修工事を実施した。

また、新築の建物に関しては、高効率の照明・空調機器の導入を積極的に行うとともに、太陽光発電システムを大教室棟(30kw)、看護学部棟(37kw)、中央教育棟(99kw)に導入済みである。2018年度には、特高変電所の受変電設備の改修を実施したが、今後も学内全体のエネルギーの省エネルギー化・最適化を目指し取り組んでいく。

安全・衛生管理については、日常の警備業務は、警備会社に委託し、防災センターに常時人員を配置し、24時間体制で構内の警備を実施している。また構内各所には、防犯灯及び非常警報システムを備え、学内における事件・事故を未然に防いでいる。日常の安全・衛生管理は、主管部署である管理部電機室のもとで、電気・空調・衛生施設管理を施設管理会社に委託し、24時間体制で管理している。

また、教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成のため、毎月定期的に「衛生委員会」を開催している。衛生委員会は、人事部長、産業医、衛生管理者、

労働衛生に関する経験を有する者などで構成され、現状の課題や今後の対策に関し検討・報告を行っている。また、産業医による職場巡視を行い、危険箇所の指摘に基づく改善を重ねている（根拠資料 8-3）。

新型コロナウイルス感染拡大に対する本学の対応については、各建物の入口に手指消毒用のアルコール消毒液や自動検温器を設置した。授業等で使用する教室等においては窓を開けて換気するだけでなく、中央教育棟・本部棟では全館換気設備（機械換気）を稼働するなど、外気導入による換気を実施している。人が多く集まることを避けるため、各建物内の点検作業を実施し、食堂など人が多く集まる場所については換気状況を把握するとともに、券売機や配膳などの人が並ぶ場所や机には十分な距離を保つため、「ソーシャルディスタンスの表記シール」を貼付して人と人との距離を確保し、アクリルパーテーションを設置した。各棟事務室などの常勤する職員エリアについては、職場のソーシャルディスタンスを保つため、対面となる個所には飛沫防止段ボールを設置し、学生や来学者を対面で対応する窓口にはビニールカーテン（またはアクリルパーテーション）を設置している。

構内の清掃消毒については9月より対面とオンラインのハイブリッド式の授業開始に伴い、使用教室の1日1回の消毒作業を実施している。文部科学省が定めている大勢がよく手を触れる個所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）についても1日1回消毒作業を実施し、感染防止に努めている。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、ICT戦略室会議にて検討を行い、要求仕様書として取り纏め、業者選定を行い、5、6年おきにリプレースを実施している。直近では、2020年4月に教育研究システムのリプレースを実施し、ネットワーク、サーバ環境、PC教室の更新整備を行った。

ネットワーク環境については、2019年度から3カ年計画で整備を実施している。ネットワークは、大きく(a)教育研究系ネットワーク、(b)認証系ネットワーク、(c)事務ネットワークに分けて運用を行っており、これまでも各ネットワークの機器の更新を定期的に行っている。

特に、学生が主として使用している(b)認証系ネットワークを対象に、学生が学内において各自のパソコン等を活用し自由に学習ができるよう、無線LAN環境の改善を重点的に実施した。さらに学生寮でも学内と同じ方式でネットワークを利用できるように、無線LAN環境を整備している。

コロナ禍によりオンライン授業となったが、自宅からアクセスする機器が無い学生に対して、ノートパソコンを貸与した。秋学期では、対面授業とオンライン授業のハイブリッドとなり、学内キャンパスや学生寮でオンライン授業を受講する学生が大幅に増加する中、ネットワークに接続できないとの問合せも増えたため、現地でのトラブル対応を実施した。

本学では、学生の自主的な学習を促進するための環境整備の一環として、2013年9月、中央教育棟の開設に合わせ、2階部分に約2,000平方メートルに及ぶラーニング・コモンズ「SPACE」をオープンした。「SPACE」内には多様な学びのニーズに応えるため、さまざまなエリアを設けている（根拠資料 8-4【ウェブ】）。

「SPACE」の中央に位置する「ラーニングアリーナ」は、円形のエリアに可動式の机と椅子を用意し、少人数でのアクティブ・ラーニングやグループディスカッションから、大人数での講演会やセミナーなど、幅広い用途に対応することができる。「ピアラーニングゾ

ーン」には大小様々な形状のテーブルを用意し、開放的な空間の中で、グループワークをメインとした学生の自学自習ができるようになっている。この他、個別学習のニーズにも対応できるように、「C-Zone」と呼ばれる個人学習スペースや、集中してグループワークに取り組みたい学生向けには、「セミナールーム」「Viewing Room」「和」といった6～10人ほどが利用できる個室も提供している。「セミナールーム」では、隣接する部屋同士の壁を可動させることで最大30名までの大型のセミナールームとしても利用できる。さらに、44台のPCを設置し、リスニングやスピーキングも含めたトレーニングができるPC教室も併設している。

また、それまでは独立したセンターだった「ワールドランゲージセンター（WLC）」の機能の一部である「セルフアクセスセンター」を「SPACe」の中に統合し、自学自習のみならず、多彩な語学プログラムによる語学学習もワンストップで行える空間になっている。

WLCセルフアクセスセンターでは、英語にとどまらず多言語による会話プログラムを提供している他、英語学習相談、英文添削などやIELTS・TOEFL-iBTのスピーキングテスト等と、様々な目的の語学学習に対応している（根拠資料8-5【ウェブ】）。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

情報倫理については、学生には新入生ガイダンスにおいて、WEB上で学習、テストを課し、テストに合格して初めてネットワークに接続するアカウントが有効化される仕組みとしている。また、「コンピュータ・リテラシー」の授業において、情報セキュリティと情報倫理の知識習得を図っている。

教職員については、新任のオリエンテーションにおいて、個人情報の取扱い等について、ガイダンスを実施している。また、インシデントが発生した際などに、学生、教職員に周知徹底をしている。2019年度に「学校法人創価大学情報セキュリティ体制に関する規程」を定め、創価大学及び併設する創価女子短期大学における「情報セキュリティ対策の推進と情報セキュリティインシデント検知および発生による有事において、円滑かつ速やかな対応を実現すること」を目的とした情報セキュリティ体制を整備した（根拠資料8-6）。その中で、「情報セキュリティインシデント対応チーム（Computer Security Incident Response Team、以下「CSIRT」という。）」を置き、CSIRT担当者は、「本学教職員によって情報セキュリティに関する方針策定、情報共有・連携、情報収集・分析、情報セキュリティインシデント対応、情報セキュリティ教育等の役割を担う」ことを規定した。2020年度には、情報倫理の確立のためCSIRTによる取り組みとして、eラーニングによる情報セキュリティ研修を実施し、専任教員の67.8%が修了した。

点検・評価項目③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応

・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学の附属図書館には中央館の中央図書館の他に、理工学部分館のフレイザー図書館・看護学部分館の白樺図書館・法科大学院分館の法科大学院図書室がある。附属図書館全体の延床面積は10,101㎡で、195.5万冊を収納することができる。

中央図書館は1階から4階までの閲覧室と書庫（A書庫8層、B書庫4層）からなる。1階閲覧室は2013年4月に大きくリニューアルし、ラーニング・コモンズとして運用している。中央図書館の玄関入り口や貸出カウンターには、大型ディスプレイを設置し、各種情報発信に努めている。

中央図書館の施設の詳細は以下の通りである。座席数は、1階閲覧室185席、2階閲覧室168席、2階ブラウジングルーム95席、3階閲覧室210席、4階閲覧室320席などである。これは大学院生を含む学生収容定員の14%にあたる。4階閲覧室には障害者対応の閲覧机や1階閲覧室には車いす対応の新聞閲覧台がある。1階～4階の閲覧室には無線LANのアクセスポイントを設置している。パソコンは4階閲覧室の91台の他、館内利用の貸出用として5台、ガイダンスルームに38台、OPAC検索用に13台、個人閲覧室に9台設置している。OPAC検索用パソコンは、各閲覧室や書庫内にも設置している。図書館内でのパソコンの利用頻度が年々上昇しているため、学内には平日の20時30分まで外部専門業者のSEが常駐しており、利用時のトラブルには迅速に対応している。この他、1階のガイダンスルームには、文献検索ガイダンスなど、各種の催しに対応できるようマルチメディア機器を備えている。

1階のラーニング・コモンズには、グループ学習ができる閲覧席が95席あり、学内のSPACE・日本語ライティングセンターの大学院生によるレポート作成及び学習を支援する窓口を開設している。DVDやCDなどの視聴コーナーやマイクロ資料を閲覧するための機器も備えている。

2階のブラウジングルームは飲食・会話・電話可能なエリアとして運用しており、可動式ホワイトボードや無線LANのアクセスポイントを設置している。この他、ソファやジュースやパン・菓子等の自動販売機・新譜音楽CDの試聴機などを設置して、くつろいだ雰囲気の中で学ぶことができる。

また、中央図書館・フレイザー図書館・白樺図書館では、利用効率の向上や管理機能の一元化のためにICチップを内蔵した学生証・職員証等で制御する入館ゲートと、ICタグで制御するBDS（ブックディテクションシステム）機能を備えた退館ゲート、さらに自動貸出機等を設置している。本学図書館で運用しているICタグは、UHF帯を採用しており、長い距離に反応する特徴を活かした退館ゲート・自動貸出機等を設置している。さらに、蔵書点検がスムーズに実施できるシステムを導入したことで、休館日を最小限に抑えることができ、中央図書館では年間300日以上（2019年度は305日開館）の開館を実現している。

図書館では利用者サービス向上のため、開館時間の延長・拡大に努めてきた。2014年度から、学期中の平日は、開館時間を9時から30分早くして8時30分に変更した。日曜日は、学期中は10時から17時まで開館しているが、定期試験期間は9時から21時まで拡大して開館している。2013年度からは、それまで休館日であった入学式・卒業式・一般入

試の実施日も開館することとした。

職員の構成は、2020年度は専任6名、兼任の館長4名（教員：中央館1名、分館3名）、非専任は4.8名（非専任職員の総年間労働時間を1,500時間で除した数：内訳は非常勤職員2.4名、臨時職員・パート1.3名、アルバイト1.1名）となっている。このうち専任職員5名と非専任職員1名が司書資格を有する。なお、2002年度から図書の受入整理業務を、2010年度から閲覧サービスを外部委託している（※法科大学院図書室は2016年度から職員に変更した）。

附属図書館全体の蔵書数は、2020年5月1日現在で107万冊、新刊書を中心に305,991冊が開架されている。2019年度の受入総数は、和書17,952冊、洋書2,760冊計20,712冊であった。雑誌は、2020年5月1日現在で7,244誌を所蔵している。継続購入中の雑誌は847誌で、うち195誌が外国雑誌である。

電子情報資源の種類としては、電子ジャーナル、データベース、電子書籍、CD・DVD-ROM等がある。2019年3月にホームページのデザインを一新し、スマートフォンなどのタブレット端末からも使いやすい「レスポンスデザイン」に変更した。外国人留学生のための多言語化を進めており、2020年1月には、韓国語サイトを開設した。本学ではリモートアクセス（VPN接続）を導入しており、学外ネットワークから図書館に来館せずに電子情報資源にアクセスすることができる。統合検索システムPrimoやリンクナビゲーションシステムSFXを導入して、電子資料へのアクセス向上を図っている。

本学図書館では、2004年度から全学読書運動Soka Book Wave（SBW）を展開しており、2020年度で読書運動開始17年目を迎えた。私立大学図書館協会賞を受賞（2011年）するなど活発に活動している（根拠資料8-10、8-11、8-12【ウェブ】、8-13）。読書運動の一環として、読書展も学内外で開催している。また、学生が希望する図書を広範囲に汲み取る目的で、2010年度から2019年度にかけて8回、学生が直接書店に出向いて選書する選書ツアーを実施した（根拠資料8-14）。さらに、読書運動に関する特別講演会や読書イベントの開催、文章力向上につながる取組みとして、感想文の提出をポイント制で実施するなど、様々な読書啓発の活動を重ねている（根拠資料8-15）。

国内教育研究機関との学術情報相互提供システムの種類としては、NII（国立情報学研究所）NACSIS-CAT、NACSIS-ILLを通じた他大学との相互利用がある。2018年3月に、GIF（グローバルILLフレームワーク）プロジェクトが終了したため、海外の文献の取り寄せについては現在、米国企業が提供するドキュメント・デリバリー・サービスを利用している

さらに2012年より機関リポジトリ「創価大学学術機関リポジトリ」（※2017年6月からは「創価大学・創価女子短期大学学術機関リポジトリ」）を運用しており、主に紀要論文を掲載し、2020年5月1日現在で4,625件の論文記事を搭載している。これらの論文記事の書誌事項は、国立情報学研究所によって自動的にハーベスト（収集）される仕組みとなっており、日本国内の学術機関リポジトリの横断検索サイトであるIRDB（学術機関リポジトリデータベース）からも、本学の機関リポジトリに掲載されている論文記事全文へのアクセスが可能である。

『大学ランキング2021』（2020年、朝日出版社）の大学図書館ランキングにおいて、本学は全国727校中、総合第9位となった。その前年のランキングでも総合第9位であり、2年連続で一桁台にランキングされた。また、同指標のうち「学生1人当たりの貸出し冊

数」の指数においては、掲載されている約70大学のうち第2位となった。一出版社による指標ではあるが、これまでの読書推進や蔵書構築などのさまざまな取組みの成果が表れたものと判断している（根拠資料8-16）。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本学附属図書館では4月9日から臨時休館の措置をとったが、学生及び教員の教育研究活動を支援するため、5月8日からは来館を伴わない図書の貸出サービスを開始している。また、春学期にはオンラインによる図書館ガイダンスを実施し、秋学期からはオンラインによる読書イベントを開催している。図書館が契約するデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等の電子資料については、リモートアクセス（VPN 接続）にて学外からの利用が可能で、オンラインサービスの充実を図っている。

緊急事態宣言解除後、6月5日から図書の貸出返却に制限した、事前予約による一部図書館利用を中央図書館において再開し、6月23日から同じく事前予約による一部閲覧席の利用を再開した。秋学期開始の9月14日からは学内者を対象に、中央図書館、分館のフレイザー図書館、白樺図書館、法科大学院図書室を、感染防止のためグループでの学習や閲覧席数を制限し、館内の滞在人数の上限を設けるなど感染拡大の対策を講じながら、教育研究活動の環境整備を行っている。

点検・評価項目④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

<研究活動を促進させるための条件の整備>

研究に対する基本的な方針として、本学では、「創価大学教員倫理綱領」において、「広く価値ある研究に努め、その成果を教育と連動させていく」ことを掲げている（根拠資料6-2）。また、研究者として、「学問探究の旺盛な意欲をもって研究に精励し、その成果を公表する」「研究成果を教育に反映させるよう努める」ことを明言している。この基本的な考えのもと、創価大学グランドデザイン及び学長ヴィジョンにおいて、研究戦略を定め、研究者が学術・研究活動を円滑に推進できるよう環境の整備を進めている。

2017年4月には学長主導で、研究力の向上と研究サポート体制の充実を図ることを目的に「研究推進センター」を開設した。本センターでは、研究戦略、研究企画及び支援、研究倫理等を専門的に取り扱うとともに、適正な研究費の執行、ルールの一統化を図り、スムーズに研究を推進できる研究環境の整備を推し進めている（根拠資料8-17）。

2019年には、研究推進センターにおいて、本学が取り組む重点戦略を定め、基本目標として、①研究基盤の強化（研究戦略立案と進捗管理、研究資源の把握、研究環境の整備、

研究時間の確保、研究支援機能の強化、研究成果の事業化と産学官連携による社会への浸透、研究分野の広報活動強化) ②国際競争力の強化(国際共同研究の促進、国際学術論文の増加、研究力が高い他大学大学院との連携、優秀な研究者の戦略的確保) ③外部資金獲得の強化(外部資金獲得へのマインド向上、科研費獲得額1億円へ向けた方策) ④重点研究の推進(トップレベル・フロンティア領域の研究テーマの創出と先導、SDGs 目標達成のための研究推進、学際領域研究の推進、研究所の機能強化) ⑤特色研究の推進(世界市民教育に関する国際共同研究の推進、平和研究の推進) ⑥多様な人材の活躍(若手研究者の育成・活躍促進、外国人研究者の研究支援強化、招へい研究者の受入態勢の充実、大学院生が活躍するための環境整備) ⑦適正な研究活動の推進(研究者及び大学院生に対する実効性のある研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止に係る制度の確立、研究推進に伴うリスクの分析、研究データの保管の在り方検討)を掲げている。

研究者の教育研究活動を支援するため環境・条件の整備については、様々な学内研究推進制度を整備している(根拠資料8-18)。

・研究費の適切な支給

①個人研究費

本学の研究に関わる経常的な予算として「個人研究費」を支給している。個人研究費は、「創価大学個人研究費規程」に基づき、専任教授・准教授及び講師に対しては年額43万円、助教に対しては年額18万5千円を基準として支給している(根拠資料8-19)。用途の範囲としては、図書・消耗品・備品・学会費・情報利用料・研究出張旅費・印刷費・人件費等である。また、2005(平成17)年度より教育研究業績等に基づいて、学部毎に傾斜配分制度を導入している。

②特殊研究費

理工学部所属の助教以上の専任教員については、個人研究費とは別に、専門分野における特殊研究を行うにあたり、研究上の費用を助成することを目的として特殊研究費を支給している。専任教授・准教授及び講師に対しては年額105万円、助教に対しては年額53万円を基準として支給している。

③その他の学内研究費

ア. 研究開発推進助成金

科学研究費助成事業へ研究代表者として申請し、不採択となった研究課題を対象に支給する助成金。不採択のレベルにより学内助成金を支給している。

イ. 学術国際会議派遣制度

国際的に認められている学術団体が主催する会議で、研究発表または会議の運営について重要な役割を担当する場合、研究出張費、指導出張費とは別に、1件につき10万円を限度として、出張旅費を支給している。

ウ. 英語論文投稿支援制度

研究成果の国際的な発信を促進し、本学の研究の国際化に寄与することを目的に、英語学術論文の増加への施策として、英語学術論文を英文ジャーナル等へ投稿する際に必要となる校閲料・翻訳料・掲載料を助成する制度。助成対象は本学の専任教員、大学院生とし、助成される経費は、校閲料（1件につき上限6万円まで）、翻訳料（1件につき上限10万円まで）、掲載料（Scopus収録のジャーナルに限る。CiteScoreのTop10%に位置する雑誌への投稿論文は「全額補助」、それ以外の投稿論文は「半額補助」）としている。

エ. 創価大学出版助成事業

創立50周年として、研究成果の普及を促進するとともに、本学研究者のキャリアアップに資する取組みとして、2020年度から5年間にわたって出版助成事業を実施している。助成額は1件あたり150万円を上限としている。

オ. 学内研究費繰越制度

科学研究費助成事業等の競争的資金の採択を受けた場合、年度内に使用しなかった個人研究費について、残額から10万円以上30万円以内（1万円単位）を翌年度に繰り越すことができる。

カ. 公的研究費立替制度

科学研究費助成事業等の公的な助成金の交付を受ける場合、研究等の円滑な推進と助成金の適正な執行に資することを目的として、助成金が入金されるまでの間、研究または事業の実施に必要な金額の支払いを本学が一時的に立替えている。

・学外研究費の獲得に向けて

科学研究費助成事業セミナー（入門、応募書類の書き方、公募要領説明）や、競争的研究資金申請のためのコンサルティング、科研費採択実績のある研究者の研究計画調書の閲覧制度等を行い、科学研究費助成事業をはじめとした学外研究費のさらなる獲得に向けた施策を行っている（根拠資料8-20）。

・研究時間の確保

研究時間の確保は研究者にとって重要な環境条件である。本学として教員が研究に専念できる時間を確保する方策として、各種委員会の整理統合や教授会等の日程集約化などを行い、研究時間減少のリスクを低減してきた。また、本学経費により国外で研究等を行う「在外研究員制度」や、授業及び校務を免除し国内で研究等を行う「特別研究員制度」を設け、本学における教学の発展と学術研究の振興を図っている。さらに、2018年度には、研究時間を増やすための有効な手段及び研究パフォーマンスをあげるための有効な手段を調査することを目的として、全専任教員を対象に、職務状況調査を実施した（根拠資料8-21）。その結果は、研究推進センター及び専門部会で議論し、具体的な施策として実行できるよう協議している。

・新型コロナウイルス感染拡大における対策

2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、研究活動を取り巻く環境に大きな影響が出た。特に、4月16日に発表された政府による緊急事態宣言以降、研究室を含む学内施設を利用した研究活動や、海外への研究出張が実施できなくなるなど、制約が多い状況の中ではあったが、主に、下記の事項について、緊急対策を実施するとともに、研究者による研究活動の継続を担保した。

①緊急事態宣言下の外出制限による在宅研究の実施

政府からの外出制限、テレワークなどの推奨により、研究者については、原則、自宅での研究活動とし、必要に応じて、研究資料や研究費購入の物件について、自宅に郵送するなどの対応を行った。

②国内移動の制限、国外への渡航制限の実施、「在外研究員制度」の期間延長対応

研究出張について、国内移動及び国外への渡航ともに原則認めないこととし、特に、国外への渡航は、外務省海外安全情報の危険度並びに感染症危険レベル1以下にならない限り認めないこととしたが、「在外研究員制度」については、国外への渡航が不可能な状況であること、また、受入機関の準備が整わないことから、研究者の希望を尊重し、期間の延期を認めている。

③会議・セミナーのオンライン化・オンデマンド化

本学の研究戦略の策定及び研究力向上を議論する各種会議体について、対面型の会議は行わず、すべてオンラインで実施した。また、研究者向けに実施している各種セミナーについては、時間を気にせず受講できるオンデマンド方式を採用し、5月より順次動画を公開した。

④出張手続き、物品調達等各種手続きのオンライン化の検討推進

政府によるテレワークの推奨、デジタル化の方針を受けて、これまで協議してきた各種手続きのオンライン化を加速させ、特に、これまで紙媒体で行ってきた出張申請手続きや物品調達手続きについて、試験的導入を開始している（根拠資料8-22）。

これらの施策により、研究者が安全かつスムーズに研究活動が継続できるよう大学として引き続き責任を持って対応していく。

講義、演習及び実験補助といった、教育効果の充実向上を図るとともに、大学院生等に対する経済的支援を目的とした教育支援体制として、ティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）の各制度を運用している。TA制度では、大学院生を雇用し、SA制度では学部生を雇用している。

TA制度は大きく2つに分かれており、第1種として、講義、演習補助を担当するもの、第2種として、実習補助の担当に分けて雇用している。SA制度は、TAの第1種に当たる、講義、演習補助に学部生が雇用される場合に運用している。第1種では、大学が配分したTA枠に基づいて、各学部学科会議等で検討し、TAを必要とする科目及び人数を決定してい

る。第2種では、実習ごとに教員による実習担当責任者を配置し、実習運営上、必要な補助人数を実習担当者が決定するものとしている。本制度は、「創価大学ティーチングアシスタントおよび授業事務補助者の制度運用規程」及び、「創価大学スチューデントアシスタント制度運用規程」に基づき運用しており、講義、演習、実験、実習をはじめとする、支援の必要な科目に対して、教務上の補助業務を行わせることができるようになっている（根拠資料 8-23、8-24）。成績判定、授業の代行・補講、外部講師への連絡活動などをはじめとする、教員の個人的業務及び研究補助などを行うことは禁じている。また、コンプライアンスの観点から、TA 及び RA 等を含む、パートアルバイトはすべてシステム管理し、雇用の重複勤務が発生しないための対策を講じている。

理工学部の実習補助においては、安全管理及び安全教育の観点から、毎年4月に、「理工学部安全管理委員会」が主催し、「TAのための安全教育ガイダンス」を開催している（2020年度はオンラインによるガイダンスを9月に実施した）（根拠資料 8-25）。特に実験実習に、大学院生が TA として関わる上で、危機・安全管理ならびに施設全体の安全衛生管理の意識を向上させることを主眼に、ガイダンスを行っている。当日は、専門業者の説明によるガスボンベの使用、管理方法などを同委員会が作成し、配布している「創価大学理工学部安全管理マニュアル」を確認しながら、講義及び参加型の体験学習を通して安全管理教育を行っている（根拠資料 8-26）。

若手研究者の育成とスタッフ充実化による、教員の研究環境改善及び研究活動の推進の観点から、ポストドクトラルフェロー（PD）やリサーチ・アシスタント（RA）といった若手研究者を積極的に雇用する制度を設けている。本制度を運用する上で、「創価大学ポストドクトラルフェロー規程」ならびに「創価大学リサーチ・アシスタント規程」を設け、若手研究スタッフの充実を図りながら、研究活動の活性化に取り組むことを推進している（根拠資料 8-27、8-28）。具体的には、教員の研究活動の成果として外部資金を獲得した際に、外部資金を原資に PD、RA の制度を利用できることを規定しており、PD については、本学のみならず博士の学位を取得した者を雇用できるものとしている。RA については、本学大学院博士後期課程に在学する学生を対象としており、全額外部資金による研究プロジェクトにおいて給与を支給する場合は、同額を本学が助成し加給することができる制度（一人につき 40 万円を上限）としている。限りある研究資金に加えて、本学が一部助成できる制度とすることにより、さらなる大学院生の研究活動支援及び教員の研究活動の支援にも値するものとなっている。

また、若手研究者支援の一環として、本学大学院博士後期課程の修了者を助教として採用し、継続して研究に取り組めるよう支援するとともに、雇用期間内に新しい大学や研究機関への就職活動期間として活用できる制度となっている。当該助教は、学部（看護学部を除く）では最大3年間の契約が認められている。

点検・評価項目⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

・規程の整備

・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及

び研究倫理教育の定期的な実施等)

・研究倫理に関する学内審査機関の整備

文部科学省が定める「公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学では以下の通り、各種規程の改正・制定を行い、コンプライアンスの遵守、研究倫理意識の向上、研究倫理に関する学内審査機関の整備に取り組んできた。

2014年度に、本学における研究活動の不正行為防止に関して必要な事項を定めた「創価大学における研究活動の不正行為防止規程」を施行した（根拠資料 8-29）。

2019年度4月1日には、研究データの保存・開示内容、保存期間、保存方法及び開示方法等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的として、「研究データ保存等に関するガイドライン」を新たに策定した（根拠資料 8-30）。同ガイドラインでは、研究データ等の資料に関する保存期間は、原則、当該論文発表後10年間とすること等、研究データの再現性を担保するための各種ガイドラインを定めている。また、「創価大学公的研究費及び研究活動の不正行為に関する通報・告発細則」を一部改正し（2020年度4月1日より施行）、不正行為の公表時の対応について規程を整備した（根拠資料 8-31）。

研究倫理の確立を図る取組みとして、2015年度には公的研究費に応募する専任教員に対してコンプライアンス教育の受講を義務化した（根拠資料 8-32）。また、同年、学内研究費を受給する全専任教員に対して、研究倫理教育の受講を課した。2016年度からは、さらに対象を広げ、大学院生についても研究倫理教育の受講を課している。2017年度及び2018年度には、研究倫理教育における新任教員・大学院生の未受講者の把握を行い、受講を促した。2019年度には、全研究者の研究倫理教育受講状況について、専任教員は100%の受講率とすることができた（根拠資料 8-33）。また、研究者倫理意識の向上のため、学外講師を招き、人文社会分野・理工学分野それぞれを対象にした研究倫理教育セミナーを2回実施した（根拠資料 8-34）。併せて、論文発表だけでなく、紀要等の学内刊行物についても不正行為の防止策を講じるべく、研究者向けの剽窃検知ツール「iThenticate」を導入し、紀要担当者には紀要投稿前の利用を義務付けた。今後は、より実効的なコンプライアンス教育と研究倫理教育を実施するため、ウェブコンテンツを中心とした各種研修内容の充実化を図る。

コンプライアンス教育においては、今まで新任教員向けに実施してきた対面式でのコンプライアンス教育（理解度チェックテストを含む）を2020年度に全面オンデマンド化した。また、2021年度以降外国人教員向けの英語によるコンプライアンス教育教材の作成と、最新の事例を含む新しいコンプライアンス教育の映像コンテンツの制作を検討している。

研究倫理教育については、引き続き新任教員及び大学院入学者に対して、研究倫理教育の受講状況を確認し、未受講者に対しては、受講を促す。さらに、2021年度より専任教員・大学院生を含む全研究者に対し、倫理教育を定期的に受講させるためのeラーニングシステム、「eAPRIN」の導入を決めた（根拠資料 8-35）。また、2020年度には大学院研究倫理科目設置ワーキンググループを発足した。2022年度以降、大学院における研究倫理科目を設置するために、2021年度中に体制を整備することとなった。

研究倫理に関する学内審査機関の整備として、「創価大学人を対象とする研究倫理委員会」が挙げられる。当委員会は、2012年に策定された「人を対象とする研究倫理に関する

ガイドライン」に基づき設置し、試験的な運用を開始した（根拠資料 8-36）。その2年後の2014年4月1日には、「創価大学人を対象とする研究倫理規程」と「創価大学人を対象とする研究倫理審査手続に関する細則」を策定し、本格的な研究倫理に関する学内審査機関として運用を開始した（根拠資料 8-37、8-38）。

過去8年間の実績として、2012年度20件、2013年度43件、2014年度75件、2015年度85件、2016年度69件、2017年度95件、2018年度90件、2019年度69件の申請を審査した。審査件数の伸びからも、制度に対する認知度が相当程度高まってきたと判断できる。2016年度には教職大学院に独自の事前審査会を設置することで、本審査にかかる時間と負担を抑制することを図った。さらに、2017年度より申請・審査に係る手続きを簡素化し、申請者・審査委員会双方の負担を軽減することができた（根拠資料 8-39）。2018年度には、文学研究科の教員の要請を受け、国際言語教育専攻英語教育専修の大学院生に対し、本申請における講習会を英語で開催した。2019年度には看護学部にも独自の事前審査会を設置した。また、大学ホームページ上に、人を対象とする研究倫理委員会への申請方法を記載したウェブサイトを作成し、学外者もスムーズに申請ができるよう改善した。同時に、申請書のサンプルやFAQをホームページ上に記載し、事前の質問や申請書類の不備等を削減することができた（根拠資料 8-40【ウェブ】）。2020年度以降は、資料・動画コンテンツの作成を検討し、全ての研究者がよりスムーズに審査申請が行えるよう改善を図っていく計画である。

点検・評価項目⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究などの環境整備にあたっては、毎年夏に実施している夏季集中討議・理事会などを中心に、中長期キャンパス計画（10年計画）の策定を実施している。校舎や建物をはじめとした施設設備の維持管理及び改修工事等、キャンパスの特徴を生かしたキャンパス整備を進めている。また、毎月実施の管財委員会（常任理事会の諮問機関）にて、理事長・本部事務局長を中心に、中長期キャンパス計画に基づき各工事案件の審議を実施している。

施設・設備の維持及び安全については、管理部が各種法令に基づく定期点検を実施している。また、毎年、管理部の施設保全担当者が、構内各建物の劣化状況の確認を、文部科学省のガイドブック（評価A～D）などを参考に、各部位ごとに点検を実施しており、特に劣化の進んだC・D項目については、設計事務所と概算金額を出し更新計画の優先順位に反映している。

図書館では、附属図書館運営委員会及び各分館の図書館運営委員会が、取り組みの点検・評価及び改善・向上の役割を担っている。運営委員会は、館ごとに年間4～5回程度開催している。「創価大学附属図書館運営委員会規程」には、予算に関する事項や選書及び蔵書構成に関する事項などについて審議することを定めており、来館者数やデータベース等の利用度などのデータに基づき、各種サービスの実施や選書方針、データベース・電子ジャーナルなどの契約について検討している。近年、図書館では、ホームページや蔵書検索サ

イトがパソコンのみに対応した画面デザインであったことから、利便性の向上が課題となっていた。そこで、2018年度に附属図書館運営委員会にて検討を進め、スマートフォンやタブレット端末でも閲覧しやすい、レスポンスデザインに対応したホームページのリニューアルを実施した。その後、蔵書検索システムのスマートフォン対応も完了し、学生をはじめとする利用者の利便性の向上を図った。

研究倫理を含む教育研究活動の支援の適切性の点検・評価及び、改善の取組みについては、研究推進センターが担っている。同センターは、センター運営委員会のもと、「企画・調査部会」「国際連携・知的財産戦略部会」「プロジェクト運営支援部会」「研究倫理部会」「広報部会」の5つの部会で構成し、本学の研究推進・支援のため様々な課題について検討・協議している。最近では、英語論文投稿支援制度の一部見直しや、研究倫理教育の推進のため大学院における研究倫理教育科目の設置検討、専任教員・大学院生が倫理教育を受講するためのeラーニングシステムの導入など、多くのことを検討し、改善を図っている。

(2) 長所・特色

ネットワークについては、学内主要機器の高速化を図り、教育研究活動において、安定的にネットワークを利用できるように努めた。学生寮のネットワークは学内とVPNで接続をしておき、学生にとっては学内と同じ方式でネットワークに接続ができるメリットともに、セキュリティも同レベルで管理できる。

ICT整備では、2014年度に導入した仮想基盤を拡張し、より多くの物理サーバを収容できるように、効率的にシステム管理をしている。

教職員のメールシステムをOffice365に移行し、メール及び個人ストレージの容量が大幅に増加し、学内外問わずアクセスが容易となり利便性が向上した。2014年度に学生はG Suite環境に移行済みであり、学生と教職員のオンラインサービスを分離することで、不用意なストレージ共有などを防止し、セキュリティの向上を図っている。今後、G Suite、Office365のクラウドサービスならではの各種セキュリティサービスを活用することができ、よりセキュアなICT基盤を整備することが可能となる。

研究推進センターにおいて、センター運営委員会と5つの部会により、本学の研究推進・支援について機動的・重点的に検討している。その結果、国際的な学術雑誌への掲載数や科研費受給件数が増加し、研究倫理教育体制の強化も図っている（根拠資料 8-41）。現在も、効果的な研究費の傾斜配分や研究者支援のための方策の検討をしておき、同センターを中心とした研究支援が進んでいることは長所といえる。

(3) 問題点

情報倫理、セキュリティに関する啓蒙が不定期の実施となっていたが、2020年度よりCSIRTを立ち上げ、運用を開始した中で、eラーニングによる情報セキュリティ研修を実施し、改善を図っている。

(4) 全体のまとめ

本学は、742,820 m²の広大な校地面積を有し、中央教育棟、本部棟、教育学部棟、看護学

部棟、理工学部棟などの教育施設、さらに総合体育館、ビクトリーグラウンド、池田記念グラウンドなどの運動場・体育施設を整備している。また、約2,100名の学生を収容できる学生寮を備えており、学生が十分に学習し安心して生活できる環境を整えている。安全面においても、中長期キャンパス計画に基づいた耐震化工事の実施やバリアフリー化の促進に努め、警備会社への委託による24時間の警備体制も整えている。

ICT環境の整備も進めており、PC教室の整備とともに学内のどの建物でも無線LANを利用することができる。近年は、スマートフォンの普及や個人のノートPCを持参し使用する学生が急増した。また現在推進している学生のBYOD化を視野に入れ、無線LAN環境の整備を重点的に実施した。学生寮においても、学内と同じ環境で無線LANを利用できるようにしたことで、セキュリティ面の向上を図り、電子ジャーナルやデータベースなど学内からしかアクセスできないサイトも利用できるよう改善された。

学生の自主的な学習を促進するために設置した、中央教育棟2階のラーニング・コモンズ「SPACE」は、本学の特色ある施設の1つである。約2,000㎡に及ぶ施設内には、少人数でのアクティブ・ラーニングやグループディスカッションから、大人数での講演会等を開催できる「ラーニングアリーナ」、大小様々な形状のテーブルを用意し、開放的な空間の中で自主学習ができる「ピアラーニングゾーン」、個人学習スペースの「C-ZONE」など、多様な学習スタイルに対応した施設となっている。

教職員及び学生の情報倫理を確立し、その取組みを強化するために、「学校法人創価大学情報セキュリティ体制に関する規程」を定め、具体的な取組みを担うCSIRTを設置した。2020年度には、情報倫理やセキュリティに関する啓蒙のため、eラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している

附属図書館は、中央館である中央図書館のほか、理工学部フレイザー図書館、看護学部白樺図書館、法科大学院図書室を設置している。ICタグを利用した蔵書点検システムの構築や、委託業者との協力により、年間300日以上開館しており、利用者の学習や教育・研究活動に寄与している。附属図書館全体の蔵書冊数は約107万冊（2020年5月1日現在）を所蔵し、雑誌、データベース、電子ジャーナル、電子ブックなどの各種資料を備えている。2004年度から実施した全学読書運動Soka Book Waveは本学の特色ある取組みである。2018年度にはホームページのリニューアルも実施し、利用者の利便性を図った。

2017年4月に、研究力の向上と研究サポート体制の充実を図ることを目的とし「研究推進センター」を開設した。2019年には、研究推進センターにおいて本学が取り組む重点戦略を定め、研究基盤の強化、国際競争力の強化など6つの目標を定め、研究環境の向上を推し進めている。ティーチング・アシスタント（TA）やサポート・アシスタント（SA）の制度を整備し、講義や演習を補助することで教育効果の充実向上を図っている。また、ポストドクトラルフェロー（PD）やリサーチ・アシスタント（RA）などを雇用できる制度を設け、若手研究者や大学院生の研究活動と教員の研究活動を支援している。

教員及び大学院生に対し、コンプライアンス教育の受講を課している。また、学外講師を招いての研究倫理教育セミナーの開催、eラーニングによる研究倫理教育の導入など、研究倫理の涵養を図っている。今後は、大学院における研究倫理科目を設置するため検討を進めている。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、産学官連携並びに地域社会、国際社会との連携方針として、創価大学「社会連携ポリシー」を定め、ホームページで公表している（根拠資料9-1【ウェブ】）。

創価大学社会連携ポリシー

創価大学（以下「本学」という。）は、1971年の創立以来、日本のみならず世界の各界で活躍する幾多の有為な人材を輩出してきており、人間教育の最高学府として、本学に対するその役割と期待はますます大きくなっている。

また、本学は、社会に必要な価値を創造し、健全な価値を提供し還元していくことにより、文化建設の一翼を担うことを建学の精神としており、人文科学・社会科学・自然科学の各分野における研究基盤から生まれる高度で先進的な研究成果を社会に還元すること、すなわち「教育」と「学術研究」に並ぶ第三の使命である「社会貢献」を、広く社会から求められている。

よって、本学は、教育・研究活動を通して得られた知的な創作活動により、地域社会、国と地方公共団体、産業界、そして国際社会の発展に寄与する「社会連携」を本学の重要な使命として明確に位置付けるとともに、大学の社会的責任を果たすため、次の方針を確認する。

- 1 社会連携を本学の使命として推進し、人類社会の福祉と発展に貢献する。
- 2 社会連携活動を推進することにより、教育・研究の質の向上を図る。
- 3 地域社会との連携により、地域社会の課題解決、発展に貢献する。
- 4 初中等教育機関等との連携により、次世代の人材育成に貢献する。
- 5 研究成果に基づく知的財産権の取得、及び技術移転活動を推進する。
- 6 産業界との連携による共同研究等、産学連携活動を推進する。
- 7 教育・研究成果に基づく、新たな事業の創出を推進する。
- 8 社会連携活動への寄与を、教職員等の業績として適切に評価する。
- 9 学生を社会連携活動に参加させる場合は、学生の権利を遵守し、安全に最大限配慮する。
- 10 法令及び学内諸規程を遵守し、公平性及び透明性の高い社会連携活動を行い、社会的説明責任を果たすことを基本とする。

点検・評価項目② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

○学外組織との適切な連携体制

○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

○地域交流、国際交流事業への参加

1. 地域産学連携センター

2019年4月より、地域連携、産学連携機能を統合した組織として「地域・産学連携センター」（以下、「センター」）を設置し、各部局から選出されたセンター員、事務部門としてのリエゾンオフィスとともに、地域連携、産学連携活動を機動的、戦略的に推進していく体制を整備した（根拠資料9-2）。

地域・産学連携センターでは社会連携ポリシーに基づき、民間企業等の産業界、包括協定を結んでいる八王子市を始めとした地方自治体、町会・自治会等の地域団体、地域の大学、小中高等学校、大学コンソーシアム八王子、ネットワーク多摩等の広域団体等と積極的に連携し、教育、研究、社会貢献の諸活動に積極的に取り組んでいる（根拠資料9-3【ウェブ】）。

・主な社会貢献、社会連携活動の取組み

①受託研究・共同研究の推進

本学では民間企業及び各種研究機関との受託研究及び共同研究を積極的に推進しており（2019年度実績：受託研究費260万円・共同研究費278万円）、共同研究成果に基づく特許の共同出願（2019年度実績：4件）も積極的に行われている。

②知的財産の権利化及び技術移転

特許を始めとする知的財産の権利化及び技術移転活動を積極的に推進しており、2019年度の国内特許出願数は8件、国際特許出願数は1件、2019年度末時点で11件の特許権を保有している。

特にヘテロコア光ファイバセンサ関連特許については、大学発ベンチャー企業「(株)コアシステムジャパン」によって製品化され、実用化されている（根拠資料9-4【ウェブ】）。

さらに特許以外でも、本学が育成者権を持つ桑の品種「創輝」を素材とした食品が、大学発ベンチャー企業「創輝(株)」によって商品化され、「創輝」の葉を含有するお茶や青汁等として販売されている。なお「創輝」の生産は八王子市内の農家へ委託されており、かつて桑の生産地として栄えた八王子の貴重な農産物ともなっている（資料9-5【ウェブ】）。

③ネットワーク多摩

多摩地域のコンソーシアム、「公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩」（ネットワーク多摩）に加盟している。地域の大学、企業、団体、行政とともに、地域の活性化、交流促進、大学間連携等に取り組んでいる（根拠資料9-6【ウェブ】）。

④大学コンソーシアム八王子

八王子地域の大学・市民・経済団体・企業・行政などが連携・協働して設立された「大学コンソーシアム八王子」に加盟している。大学等間の単位互換、学生と市民との交流等の推進に取り組んでいる。

本年度はコロナ禍で地域連携活動が制限される中、大学コンソーシアム八王子主催の学生企画事業補助金に、理工学部丸田ゼミ（八王子産酒米米粉を利用したプラスチック代替

品の開発)と文学部尾崎ゼミ(ウェルカムタウン八王子プロジェクト)の2件が採択された。

また、2020年12月に行われた第12回大学コンソーシアム八王子学生発表会では、「学生が八王子市長へ直接提案!～最終選考会～」で、経済学部西浦ゼミが最優秀賞を受賞。

「農・食セッション」では理工学部丸田ゼミ、「観光セッション」では法学部前田ゼミがそれぞれ最優秀賞を受賞。3部門すべて本学学生チームが最優秀賞を受賞した(根拠資料9-7【ウェブ】)。

⑤八王子市との包括連携協定

地域連携分野をはじめ、産業振興、まちづくり、人材育成に共同して取り組み、地域・大学を核とした交流を推進するため、八王子市と包括連携に関する協定を締結している(根拠資料9-8)。

⑥公開講座

毎年夏に行われる「夏季大学講座」、夏休み期間に親子で一緒にプログラミングや工作を学ぶ「夏休み親子教室」、広大な大学構内の自然を学ぶ「創価大学エコツアー」等、大学のキャンパスで様々な公開講座を提供している(2020年度は中止)(根拠資料9-9【ウェブ】)。

⑦八王子学園都市大学いちょう塾

「八王子学園都市センター」が主催する市民向け講座「八王子学園都市大学いちょう塾」に、本学教員が講師を提供している。誰もが自由に学べる場として、市民の生き甲斐や地域の活性化に貢献している(2020年度は中止)(根拠資料9-10【ウェブ】)。

⑧学校インターンシップ

各市教育委員会との協定により、「学校インターンシップ」の科目を設置。教員を目指す学生が、半年もしくは1年間、毎週決まった曜日に公立小・中学校を訪問し、教員とのチーム・ティーチングによる学習指導等の補助を行っている(根拠資料9-11)。

⑨八王子市教育委員会との連携事業:「主体的・対話的で深い学び」のための授業デザイン研修プログラム

教職大学院・教育学部は、2016年度より八王子市教育委員会との連携事業として、市が指定した市内の小中学校に対して、文部科学省が推進するアクティブ・ラーニング型授業実施のための研修・指導を行っている。これは当初独立行政法人教員研修センターの委嘱事業として実施したが、大変評判がよいため八王子市の事業として現在まで継続されているものである。現在は国語、算数・数学、外国語、道徳において実際に小中学校へ赴いて指導を行っており、成果は冊子『教室にアクティブ・ラーニングがやってきた』などにもまとめられている(根拠資料9-12)。

⑩市内小学校と留学生との交流

八王子市教育委員会の留学生支援事業の取り組みである「留学生の地域社会への参加と交流する機会の創出」に協力し、留学生を八王子市にある小学校に派遣している。小学校の各クラスで、留学生が自国の文化や伝統、慣習、自身の家族や日本に来た理由などを英語(あるいは日本語)でプレゼンを行うとともに、小学生は日本のゲームや歌などを留学生に紹介することで国際理解を深めている(2020年度は中止)(根拠資料9-13)。

⑪国際貢献

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)と独立行政法人国際協力機構(JICA)が共同

で実施している「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)」にマレーシア『微細藻類の大量培養技術の確立による持続可能な熱帯水産資源生産システムの構築』(2016年度～2021年度)と、エチオピア『ナイルの源流エチオピア・タナ湖で過剰繁茂する水草バイオマスの管理手法と有効利用プロセスの確立』(2021年度～2025年度)の2課題が採択され、開発途上国の研究者と共同で現地の環境問題の解決に取り組んでいる(根拠資料 1-31【ウェブ】、1-33【ウェブ】、1-34【ウェブ】)。

また、人口 50 万人以上の都市で、ごみ排出量の少ない自治体第 1 位(2018 年度)として、そのノウハウを持つ八王子市が、独立行政法人国際協力機構 (JICA) の「草の根技術協力事業(地域提案型)」「太平洋島嶼部におけるごみ問題改善—ミクロネシア・チューク州での協働型 2R 推進プロジェクト」(2017 年度～2019 年度)に採択され、本学も参画した。ミクロネシア連邦チューク州ウェノ島の「ごみ問題」について、八王子市とともに現地での調査・分析、2R(リデュース、リユース)によるごみ減量への啓発活動、改善プロジェクト等に取り組んだ(根拠資料 9-14【ウェブ】)。

⑩創価大学海外事務所における取組み

本学では、海外 4 カ所に事務所を設置している(中国・北京事務所、韓国事務所、タイ事務所、フィリピン事務所)。これらの事務所における役割は、現地における入試啓蒙や留学説明会の実施、同窓会組織の支援などがあるが、一方で、海外交流校等との共同で、国際シンポジウムやセミナーなども開催している(根拠資料 9-15【ウェブ】)。

タイ事務所では、タマサート大学との共同で、セミナーを開催している。また、2017 年度には、タイに拠点を置く日本の大学の連絡会「JunThai」の幹事校として諸活動の企画運営等を中心的に担った(根拠資料 9-16【ウェブ】)。また、2020 年 2 月 29 日には、創価大学とフィリピン・イースト大学の共催で第 2 回「池田シンポジウム」をイースト大学カロオカン校にて開催した。本シンポジウムは、フィリピン高等教育委員会から「国際学術会議」として正式に認可されており、2018 年の第 1 回に続き、フィリピンでの第 2 回目の開催として、「平和・人権・環境保護における青年の参画の主流化」とのテーマのもと、フィリピン国内外の大学教員、研究者が集まるなど、地域の研究活動に貢献する取組みを進めている(根拠資料 9-17【ウェブ】)。

2. SDGs 推進センター

・SDGs への取組み

本学は、建学の精神のうちの一つ「人類の平和を守るフォートレス(要塞)たれ」に基づき、開学当初より人類の平和実現を大きな使命と据えてきた。また、本学が教育目標として掲げているのは、人類の課題解決のために知恵を絞り、社会に貢献する「創造的人間の育成」であり、人間教育の世界的拠点となるべく改革を推進している。「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な社会の構築を目指す SDGs は、まさにこうしたヴィジョンと合致するものであり、両者を融合させた多彩な取組みに着手できると考える。

2019 年 4 月に発表された「THE University Impact Ranking 2019」において、本学は世界 101-200 位、国内 4 位と高い評価を得た。2020 年 4 月の「THE University Impact Ranking 2020」では、SDGs への社会的関心が高まり、同ランキングへの参加校が増加したこと、また、評価項目が増えたことにより、本学のランキングは、世界 401-600 位という結果にな

った。

本学は、2019年4月に「SDGs推進センター」を立ち上げ、本学のSDGsへの取組みを教職学が一体となって、相互協力をしながら進めている（根拠資料9-18）。

研究領域では、前述したが、「SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）」と「PLANE3T Project」が挙げられる。いずれも、植物性プランクトンを用いた取組みで、マレーシアやエチオピアの現地の大学とも協力し、水環境や生態系の改善に寄与するものである。SDGsの「ゴール12：つくる責任、つかう責任」や「ゴール15：海の豊かさを守ろう」などの目標に貢献している。また、2020年6月、研究開発課題「ナイルの源流エチオピア・タナ湖で過剰繁茂する水草バイオマスの管理手法と有効利用プロセスの確立」（代表：理工学部・佐藤伸二郎教授）が、本学2例目となる新たな「SATREPS」に採択され、2021～2025年度の5年間で実施される。これまで私立大学において、一学部で2つのSATREPSに採択された例はない。

一方で、地域課題の解決にも積極的に取り組んできた。2018年には本学はASPUivNet（ユネスコスクール支援大学間ネットワーク）に加盟し、八王子市をはじめとした多摩地域、埼玉県、群馬県の小・中学校等のESD（Education for Sustainable Development）教育を支援している。具体的には、ユネスコスクールへの申請を希望する学校の申請支援や情報交換のセミナーなどを実施した。2020年6月には、オンラインのフォーラムを開催し、近畿圏、九州圏のユネスコスクール関係者も含め小中高の学校教諭、本学教職員・学部生ら約80名が参加した（根拠資料9-19【ウェブ】）。

また、本学では2021年に創立50周年を迎えるにあたり、「価値創造×SDGs」シリアルイベントを開催しており、2020年12月には「価値創造×SDGs Week」として、「平和・人権」をテーマに1週間にわたり、講演会、セミナー、展示などを開催した。国連事務総長特別顧問（人間の安全保障担当）でもあるNPO法人「人間の安全保障」フォーラムの高須幸雄理事長や赤十字国際委員会のレジス・サビオ駐日代表などが講演を行った。ユースセッションでは、本学学生のほか、交流校であるインド・デリー大学、ケニア・ナイロビ大学の学生らも参加しパネルディスカッションを実施した（根拠資料9-20【ウェブ】）。

さらに本学は、2020年10月に国連大学サステイナビリティ高等研究所（UNU-IAS）が、日本の大学のSDGsの取組み及びステークホルダーとの関係強化と、国際社会でのプレゼンス向上を目的に発足した「SDG大学連携プラットフォーム」に、全国29大学のうちの1校として加盟することとなった（根拠資料9-21【ウェブ】）。その責務を果たすとともに、創立50周年である2021年より取り組む中長期計画「Soka University Grand Design 2021-2030」の柱の一つである「SDGsへの先導的貢献」に向けて、教職員・学生、そしてステークホルダーとパートナーシップを強化していきたい。

点検・評価項目③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

地域・産学連携センターでは、新体制となった2020年度より、事業毎に事業報告書を取

りまとめている。それらを基に、センター点検評価分科会において、点検、評価を行う予定である。

事業報告書の点検、評価結果は各部局にフィードバックし、各部局において次年度以降の計画に反映させていくことを検討している。

SDGs 推進センターでは、2019年4月発足以降、学内のSDGsの取組みを掌握し、各部署間の連携を図り、SDGsの17の目標に貢献する取組みを推進してきた。その成果を取りまとめ2020年度に、「創価大学SDGsレポート2020」として発刊する（2021年3月末発刊を予定）。

前述したTHE University Impact Rankingは、SDGsの17のゴールに関連した大学の取組みを評価し、その大学の社会貢献度を測るランキングとして2019年より開始となったランキングである。本学は、評価を受けるにあたり、SDGs推進センターが、関連部署より情報を集約し、データの入力作業を行っている。評価結果を受けて、SDGs推進センターにて検討し、SDGsに寄与する可能性が高い取組みは強化したり、新たな取組みとして開始したりした。2020年度は、「SDG4：質の高い教育をみんなに」を測るための「ファースト・ジェネレーション」について、新入生アンケートにて調査を開始した。

（2）長所・特色

地域・産学連携センターの体制整備によって、今までの課題であった各部局で行われていた地域連携活動を戦略的に推進することが可能となった。また産学連携については文部科学省及び経済産業省が定めた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に基づき、知財や共同研究等の関連規程及び体制整備を推進しており、より一層の成果が期待されている（根拠資料9-22、9-23、9-24）。

学内のSDGs推進においても、本学の特徴である、学生主体の取組み、教職学が一体となった取組みを実施している。SDGs推進センターは、教職員の代表の他、学生委員を置いている。また、学生委員は、独自に「SDGs推進学生委員会」を組織し、SDGsに寄与する研究や取組みを行っているゼミ、クラブ団体、サークルなどと定期的に交流会等を開催して、団体同士の連携の協議や、大学への提案などの検討をしている。

学生から学内のSDGs推進に向けて、大学側に提案がある際はSDGs推進センターが窓口となり、学内の連携・調整の役割を果たす。

2020年度の取組みとして、際立ったのは経済学部西浦ゼミ「チームPLASS」の学生らによる「ペットボトル削減に向けたマイボトル用ウォータースタンド」のテスト設置である。学生らは企業と協力し、学内にマイボトル用ウォータースタンドのテスト設置を提案した。同センターとして、関連部署と連携し、テスト設置を実施（根拠資料9-25【ウェブ】）。また、2020年10月には「創価大学SDGsセミナー」として海洋プラスチック問題をテーマに、JAMSTEC（国立研究開発法人 海洋研究開発機構）の中嶋亮太研究員を招いて講演の他、西浦ゼミ生とのトークセッションも行った（根拠資料9-26【ウェブ】）。テスト設置を経て、2021年4月よりマイボトル用ウォータースタンドを学内に設置することを決定した。

（3）問題点

産学連携活動については地域・産学連携センターの実務部門であるリエゾンオフィス主

管の事業として取り扱っているが、地域連携、地域貢献活動の多くは各部局で個々に行われている。事業の内容によっては、リエゾンオフィスへの移管も検討が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学では、産学官連携並びに地域社会、国際社会との連携方針として、創価大学「社会連携ポリシー」を定めている。2019年には学内各所で実施されていた社会連携・地域貢献の取組みを集約し強化するため地域・産学連携センターを設置した。地域社会、産業界等との連携・貢献事業は多岐に亘る。

夏季大学講座は、市民大学講座として、大学における学術・教育研究の成果を広く社会に還元し、また大学を市民に開放し親しく交流することを目的として、開学2年後の1973年8月から開始され、以来、ほぼ毎年開催している。2019年度で第46回を数えるに至り、本学の主要な年間行事の一つとなっている。開始以来の受講者数は延べ39万人（2019年7月現在）にも及び、大勢の市民に親しまれている（根拠資料9-27【ウェブ】、9-28）。

2020年度はコロナ禍のため夏季大学講座を含め、ほとんどの公開講座が中止となったが、2021年度はオンライン講義配信システムの導入を検討しており、さらなる公開講座の充実が見込まれている。

「Soka University Grand Design 2021-2030」の「SDGs」の取組みにおいても「地域や社会との連携」として、地域・産学連携センターの機能強化が重点項目となっており、各部局が個々に行っている事業との連携強化を図るとともに、実務部門であるリエゾンオフィスの強化も検討していく。

なお、2020年度についてはコロナ禍による活動制限のため、夏季大学講座をはじめ、市民向け公開講座の大半が中止となったが、安全面に配慮した小規模での活動や、オンラインの活用が積極的に行われ、大学コンソーシアム学生発表大会での活躍等の成果を上げることもできた。

「誰一人取り残さない」という理念のもと、持続可能な社会の構築を目指すSDGsは、本学の建学の精神、教育目標と強く結びつくものである。本学ではSDGs推進センターを中心として、教職員・学生が連携・協力して取組みを進めている。具体的には、国際的な研究プロジェクトの推進、ASPUivNetに加盟し、八王子市をはじめとした多摩地域、埼玉県、群馬県の小・中学校等のESD教育の支援や、SDGsシリアルイベントの開催などが挙げられる。また、学生の提案による「ペットボトル削減に向けたマイボトル用ウォータースタンド」の設置は、2020年度のテスト設置を経て、2021年度から本格導入することを決定した。このようにSDGsの理念が教職員・学生に浸透し、様々な取組みが実施されていることは、本学の理念の実現及び社会的な使命の達成に結びつくものと考えられる。

社会連携・地域貢献、SDGsの各取組みは、それぞれのセンターで点検・評価を行う。それらは、事業報告書や年次レポートとしてまとめられ、次年度以降の計画に反映することになっている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

＜大学の理念・目的の実現に必要な大学運営に関する方針の明示・周知＞

本学では、「大学運営に関する方針」として、教職協働による安定的な大学運営に取り組み、健全な財務基盤を保持するとともに、積極的な情報公表によりコンプライアンスの徹底と透明性の向上を図ること、また、その適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に努めることを謳っている。具体的には、「運営体制」「法人との連携」「事務組織」「事業計画・報告」「財務」の5項目の方針を定めホームページで公表している（根拠資料 10-1-1【ウェブ】）。

その中で、大学運営の大きな柱となっているのが、「グランドデザイン」及び「学長ビジョン」である。

本学では、1998年より学長が毎年度のはじめに教育ビジョンを発表してきた。このビジョンは、広く学内各部署関係者の声を反映し、達成・実現度を年度末に総括し、その過程で、次年度ビジョンの策定に入るというサイクルができあがっており、大学運営の骨格をなしてきた。2010年には創価大学グランドデザインを発表し、本学が今後も競争的環境下において選ばれる大学であり続けるために、目標・計画を戦略的に示し、創立50周年に向けた大学像と具体的な取組みの全体像を明らかにしてきた（根拠資料 1-17【ウェブ】）。2010年度からは、グランドデザインの「教育」「研究」「学生支援」「国際」「生涯教育」等各項目に関する毎年度のアクションプランとして、教育ビジョンを位置付けた。さらに、2018年度より「教育ビジョン」から「学長ビジョン」に改称し、学長のリーダーシップのもとに実行することを明らかにした。2021年度からの10年を目指し、新グランドデザイン「Soka University Grand Design 2021-2030」を策定し、2020年5月に発表した。「グランドデザイン」の計画策定にあたっては、分野ごとに設置された委員会での中間まとめについて、学内での検討のみならず、広く卒業生などにも意見聴取を行い、その内容を反映するなどした（根拠資料 1-16【ウェブ】、10-1-2【ウェブ】）。

グランドデザインは、本学ホームページに特設サイトを開設し、周知を図っている。2021年度からは、その取組みについても広報していく予定である。

毎年度春に、全教職員を対象とした学校法人創価大学事業計画説明会を開催し、学長から学長ビジョンについて説明する機会を設けている（資料 1-20【ウェブ】）。また、広報誌「創価大学ニュース（SUN）」に概要を掲載し、ホームページでは全文を公表するなど、周知を図っている。なお、2020年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、対面による事業説明会は中止とした。

点検・評価項目② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

○適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

○適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

学長の任免は、理事会が行うことを「学校法人創価大学人事手続規則」に定めている（根拠資料 10-1-3）。学長の選考及び任命については、「創価大学学長任免規程」「創価大学学長選考委員会細則」に手続きを規定している（根拠資料 10-1-4、10-1-5）。選考にあたり、理事会は諮問機関として創価大学学長選考委員会を設置する。学長選考委員会は、理事会が指名した理事、評議員、教授で構成され、2名以内の学長候補者を選考し理事会に推薦する。この推薦を受け、理事会が適任者を選出し任命することとしている。

本学学則第 29 条第 4 項 1 号には、「学長は、大学全般の校務をつかさどり、所属職員を統督する」とある。また学長は寄附行為で定められた理事であり、現学長は副理事長に就任している。さらに大学教育研究評議会の議長であり、学長室会議の議長でもある。諸種の規則規程に学長の任務・権限は数多く記載されている。こうした規程に基づき、学長はその権限を適切に行使している。本学では、副学長を 6 名置くことにより、分担と連携を強化している。

役職者の選任方法と権限の明示として、まず、副学長の選任及び役割については、「創価大学副学長に関する細則」を定めている（根拠資料 10-1-6）。副学長は、理事会が選考し任免する。副学長の職務は、「学長を補佐し、学長が出張等で不在のときは、その職務を代理し、学長がかけたときは、その職務を代行する」こと、「教育研究等の学務に関する業務について、学長を補佐し、学長から委任された業務を代行する」と定めている。

学部長の権限と選任手続きについても「学校法人創価大学人事手続規則」に定めている。同規則第 3 条には「学部長は、学長が選考し、理事会が任免する。学長は、選考にあたり、教授会の意見を聴くことができる」とある。学部長は本学学則第 30 条第 2 項に「学長を補佐し、当該学部に関する校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めている。学部長は学部教授会の議長を務めるほか、大学教育研究評議会の構成員であり、全学的な事項の審議に携わる。こうした点から学部を代表して教学面について意思決定に加わっている。

2015 年度の学校教育法等の改正に伴い、学長による意思決定及び教授会の役割、関係について「学則」、「創価大学学部教授会規程」等の規程を改正し 2015 年 4 月 1 日から施行した（根拠資料 1-2、10-1-7）。

これにより、学長は校務に関する最終的な決定権を有し、副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることが明確になった（根拠資料 1-2）。学長の意思決定にあたり、審議し意見を述べる機関として、大学教育研究評議会を設置している。上記の学則改正に合

わせて当評議会が審議する事項も明らかにした（根拠資料 3-28）。学部教授会規程では、教授会は審議機関として、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係であることを明確に定めている。さらに、学長と副学長を構成員とする「学長室会議」を置いている。「創価大学学長室規程」に学長室会議が所掌することとして、「1. 本学における教育・研究についての企画・立案に関すること、2. 大学教育研究評議会の議事に係る事項の調整に関すること、3. その他学長の指示する事項」を定めている（根拠資料 10-1-8）。これにより、学長中心に十分に協議を行い、意思決定を強化する体制が敷かれている。

「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの」は、「学長裁定」とし学則に定めている。

教学組織の権限は、学則に明記しており、理事会の権限は寄付行為に明示している（根拠資料 1-37）。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することを、寄附行為に明記している。また、常任理事会は、学校法人の業務のうち、日常の業務に関する事案を決することができるが、常任理事会にて業務決定した案件については、直近の理事会に報告し、承認を得なければならない。常任理事会の構成は、現在、理事長、学長（副理事長）、短大学長（常任理事）、副学長（常任理事）、本部事務局長（常任理事）、学生部長（常任理事）となっており、大学事務局長（評議員）がオブザーバーとして出席する。主に予算の検討を伴う建設計画、事業計画、人事などが審議されており、規程の制定・改廃など教学事項も議題として取り上げられている。理事会と教学組織との連携協力関係は良好に推移している。

学生や教職員からの意見への対応については、本学は、理事会、教員、職員、学生による全学協議会を1974年に設置している（根拠資料 2-13）。全学協議会は、ここ数年は年5～6回程度開催され、これまでの開催回数は363回を数える（2021年3月時点）。学生の構成員は、学生自治会、学友会、学生寮、留学生、大学院生の代表となっている（根拠資料 2-14）。学生委員は、学生生活の様々な実態、意見、要望を把握したうえで、全学協議会に要望等を提出する。提出された要望は、協議会による審議を経て、理事会によりできる限り実行される。教職員は、教授会や部課長会などを通じて、意見集約を行う（根拠資料 2-15）。教授会の意見は、学部長から学長に報告され、全学的に検討が必要な事項については、大学教育研究評議会にて審議、協議する。職員は、部課長会等を経て、意見集約している。

<適切な危機管理対策の実施>

様々な事象に起因する危機に対して迅速かつ的確に対処するため、「学校法人創価大学における危機管理に関する規程」ならびに「学校法人創価大学危機管理ガイドライン」を定めている（根拠資料 10-1-9、10-1-10）。危機管理委員会（理事長が委員長）は日常的な危機管理体制の充実を図り、具体的な危機事象が発生した際の対処には、危機対策本部（理事長が本部長）が設置される。

2019年12月に発生し世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の対策については、法人としての意思決定を行う新型コロナウイルス対策会議を適宜開催し、感染拡大防止と事業継続の両立を図ってきた。また、「創価大学活動制限方針」「学校法人創価大学

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」「学校法人創価大学新型コロナウイルス対応マニュアル」を策定し、本学の構成員が安心して活動できる環境を整えた（資料 10-1-11【ウェブ】、10-1-12、10-1-13）。

さらに、2020 年度には「学校法人創価大学事業継続計画（BCP）」の策定に着手し、2021 年度には大規模災害に対する事前対策、応急対策、復旧対策を示す予定である。

海外における危機管理に対しては、「海外危機管理マニュアル」を定め、海外での重大事故発生時における迅速な事態収拾のための具体的対応や注意事項を明示している（根拠資料 10-1-14）。

具体的な災害に備えての取組みは、以下のとおり実施している。

- ・非常用食料品の備蓄（4,000 人分×3 食分×3 日分）
- ・避難訓練の実施（隔年実施の学生教職員を対象とした避難訓練と毎年実施の職員対象の避難訓練）（根拠資料 10-1-15【ウェブ】）
- ・災害対策マニュアルの配布（全学生教職員に配布）（根拠資料 10-1-16）
- ・安否確認システムの導入（災害発生時に、事前に登録されている個人の携帯電話、携帯メール、PC メールに安否確認の通知が発信され、その通知に返答することで安否報告を行うもの。隔年で通報訓練を実施。）

近年、高等教育機関の事業を推進する上で情報セキュリティの重要性が増しており、本学では情報資産を保護し社会的責任を果たすために「学校法人創価大学情報セキュリティポリシー」「学校法人創価大学情報セキュリティ体制に関する規程」を定め、理事会が最高情報セキュリティ責任者（CISO）を任命し、情報セキュリティの体制（CSIRT）を整えている（根拠資料 10-1-17、8-6）。また、個人情報の適正な取扱いの確保とともに個人の権利利益を保護するために「学校法人創価大学個人情報保護規程」を定め、学校法人創価大学情報管理委員会（「学校法人創価大学情報管理委員会規程」）を設置している（根拠資料 10-1-18、10-1-19）。

点検・評価項目③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学における予算編成は、次のプロセスにより適切に行なっている。

予算編成は、理事会において予算編成方針を決定し、全学的に周知を行う。編成方針は、中長期財政計画に照らし、次年度の入学定員などに基づき積算する収入予測と、経常的な支出、臨時（特別）的な支出、収入に紐付いた支出などの支出予測を立て、補助金制度や国の経済・財政状況などの環境・条件を考慮して策定する。

予算部署（事務組織の課（事務室）など）が、事業計画の最小単位である業務ごとに予算原案を作成し、予算担当課（経理課）に申請を行う。申請の際、経常予算、臨時（特別）予算、収支対応予算に区分することを徹底している。特に経常予算については、予め予算担当課によって提示された予算枠を超えないことなど、財政規律の徹底に努めている。予算原案は、財務部によるヒアリング、理事長、財務担当理事（本部事務局長兼任）、大学事

務局長との折衝を経て、最終予算案を作成する。その後、予算委員会及び常任理事会の審議を経て、3月の評議員会へ諮問、理事会の承認を経て決定している。

予算執行は、「学校法人創価大学稟議規程」に定めた決裁基準に基づき必要な承認を得たのち、契約、発注等を行うことになっている（根拠資料 10-1-20）。出金にあたっては、予算部署が出金伝票を起票し経理課に提出する。経理課は、規程に基づく決裁が適切に行われていることなどをチェックしている。予算部署における予算執行状況については、適宜、会計システムを通じて、業務（事業計画）、配分別、勘定科目別に WEB 画面や出力帳票、出力データによって確認しており、執行漏れや執行超過がないか等注意を払っている。

内部統制チェックについては、監事、監査法人、内部監査室がそれぞれ定期的に、また必要に応じて三者が連携をとりながら効率的かつ効果的に行っている。

すべての支出予算は、内容に応じて経常、特別、収支対応に区分し、原則として各区分を超えて執行することがないよう規律を設け、これを遵守するよう徹底している。また、内外の環境変化によって年度途中で新たな事業計画が発生した場合は、これに速やかに対応するため、予備費の流用、予算の組替え、補正予算の編成等で対応しており、硬直的な予算執行とならないよう注意を払っている。

点検・評価項目④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学は、主に法人業務を所管する本部事務局と、大学運営業務を所管する大学事務局の2つに事務組織を編制し、部長会・部課長会を通じて相互の連携を図り、大学の円滑な運営を行っている（根拠資料 10-1-21）。適切な人員配置については、当該事務局の局長が毎年各部への人事ヒアリングを実施し、定期・臨時の人事異動のために「職員人事委員会」において総合的な判断から協議を行っている。

職員の採用については、人事部が毎年採用計画を立案し、職員人事委員会で毎年度の退職状況を踏まえて採用方針を協議し、新卒と中途採用で必要な人員を確保している。選考については、職員人事委員会が採用候補者を決定し、常任理事会が決定している。

昇格にあたっては「創価大学職員任免規程」に基づき、内部申し合わせ資格基準に照らし職員人事委員会で検討し、常任理事会で最終的に決定している（根拠資料 10-1-22）。

業務内容の多様化、専門化に対応する体制の整備としては、各部署への人事ヒアリングの際に確認を行い、専任職員の配置の際に考慮している。さらに、大学全体のバランスを考慮したうえで、専門嘱託職員の配置を行っている。外国人留学生の卒業後の嘱託採用や保健センターの医師・看護師、学生相談室や心理教育相談室のカウンセラーの配置など専門的業務の嘱託採用や、グローバル人材・IT 活用人材の専任の中途採用を積極的に行っている。その他、図書館業務や情報システムサポート、授業収録等の学習環境の支援は外部

へ委託をしている。

教職協働について、本学ではグランドデザインの策定の会議や、各種委員会にも教員・職員がともに参加し協議しており、教職協働を実現している。

人事考課については、各部署からメンバーを選した「職員組織・人事制度改革検討委員会」を中心に制度を検討し、2016年度より業務評価制度を本格導入している。制度においては、役職や勤続年数に応じた期待役割を定め、それぞれの目標を設定し、業務目標の達成及びその進捗状況を管理し評価結果を数値化している。また、業務に取り組む「姿勢」や身に付ける「能力」、個人の「目標達成度」についても評価基準と評価方法を定めており、評価者・被評価者への研修を行い、達成度の評価面談を通じて適切な評価を行うことに取り組んでいる。特に、本評価制度は、給与査定のためではなく、昇任・昇格審査の参考として活用するとともに、人材育成を目的としているため、成長実感を持つことができるよう面談を重視している（年度中、最低3回実施）。具体的には、目標設定時の面談において、課員が設定した目標について所属長が指導・助言を行いつつ目標設定内容を共有し、中間面談では進捗状況を確認している。そして最終評価時には取組みの結果をもとに次年度への取組みや課題の洗い出しについて確認を行っている。業務を通じてさらに成長し、新たな目標への取組みが開始できるよう激励・助言を行うようにしている。

点検・評価項目⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

「職員研修規程」を定め、研修を通して目指すべき職員像を明らかにし、業務評価制度と連動した形で職位や勤続年数に応じた階層別研修と、外部機関への出向や高等教育への見識の深化を目的とした非階層研修を行っている（根拠資料 10-1-23）。

職員研修を統括する「職員研修委員会」は、業務評価制度と同様、人事部だけでなく他部署からも人選し構成され、研修の運営や毎年度の研修計画の立案を行い、研修内容の総括と改善を毎年行いながら、全職員を挙げて組織的かつ継続的に実施している（根拠資料 10-1-24、10-1-25）。

教職員を対象としたSDの一環として、教育・研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、毎年度初めに、全教職員を対象に事業計画説明会を行っている。その他、近年では、2019、2020年度にキャンパス・ハラスメント防止研修、2018年度にLGBTに関する研修を行った（根拠資料 7-36、10-1-26）また、一定の英語力のある職員を対象とした、実践力を磨くための海外交流校への派遣、資格等の取得に対し、交通費や受講料などの補助・支援を行うなど、職員の能力開発のための制度を整えている。

2017年4月の省令改正において、大学におけるSDが義務化されたことに伴い、2019年に、これまでのファカルティ・ディベロップメント委員会（FD委員会）をファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会（FD・SD委員会）へ改称した。

また、創価大学ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会規程においても、委員会設置趣旨に、「2、本規程における職員には、教育職員、事務職員、技術職員等及び学長等の大学執行部が含まれる。3、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」

という。)とは、大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。4、スタッフ・ディベロップメント(以下「SD」という。)とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、第3項に該当する研修は除く」と明記している(根拠資料6-23)。

これまで事務職員のSDについては職員研修委員会(人事部所管)が推進していたことから、その点について整理するため、規程には「事務職員に関するSDについては、別途、「学校法人創価大学職員研修規程」に定める」という一文も盛り込んでいる。

その上で、SDの充実を図るため、教員のFD・SD活動を専門とするFD・SD委員会と職員研修委員会の事務担当者が、連絡協議会を開催しながら、組織的な取組みを行っている。

点検・評価項目⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

○監査プロセスの適切性

○点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価>

本学では、中長期計画を創価大学グランドデザインとして定め、毎年進捗状況を点検・評価している(根拠資料10-1-27【ウェブ】)。グランドデザインに基づいた毎年のアクションプランである「学長ヴィジョン」についても、中間評価と最終評価の2回の評価を行い、達成度レポートをまとめている(根拠資料2-12)。学長は、それらを含む教学活動全般について、各種数値を使用した学長年次報告を理事会に提出している。このようなプロセスを通じて、点検・評価が行われており、着実に計画を実行している。また、年度ごとに策定する学校法人創価大学事業計画に基づいて事業を推進し、学校法人創価大学事業報告書において点検・評価を行っている(根拠資料10-1-28【ウェブ】)。

毎年4月には事業報告・説明会を実施し、理事長・学長が全教職員に向けて当該年度の事業計画と前年度の事業報告を行っている(根拠資料1-20【ウェブ】)。

<監査プロセスの適切性>

本学では、監事監査、内部監査及び会計監査人(公認会計士)による監査の三様監査を実施している。

監事監査については、「学校法人創価大学監事監査規程」に基づき、2名の監事(非常勤)が理事の業務執行の状況を含む学校法人の業務の監査及び財産の状況を監査している(根拠資料10-1-29)。具体的には、学校法人の全ての業務が網羅・反映される予算を検討する予算委員会に出席し、予算編成方針の策定、当初予算の編成、予算執行状況、補正予算の編成、予算と決算の差異分析等に立ち会っている。また予算執行の現場である各部課への予算ヒアリングにも適宜参加し、現場の状況を把握している。

総資産の約60%を占める金融資産は法人運営にとって極めて重要な財産であるので、資産運用会議には毎回出席し、金融資産の運用・管理の適切性・妥当性を検証している。

学内理事で構成され、原則週1回開催される常任理事会に提示される議案については、事前に内容を把握し疑問点等に関して担当理事等に質問を行い、必要に応じ随時出席することにより、理事の業務執行の適法性・妥当性をモニタリングしている。

こうして、法人の事業執行状況を監査して、毎年度「監査報告書」を作成し、理事会・評議員会に提出している。その際、理事とは独立した法人役員の立場で、法人業務の運営、執行について、意見具申を行い、チェック機能を果たしている（根拠資料10-1-30）。

また、後述する内部監査室による監査に毎回立ち会い、会計監査人による会計監査の講評にも参加し、決算担当部署である財務部と頻りに情報共有するなど、日常業務の実態把握に努めている。

内部監査については、「学校法人創価大学内部監査規程」に基づき、理事長直属の内部監査室（専任1名、兼任5名：2020年9月現在）で監査を行っている（根拠資料10-1-31）。

内部監査室は、毎年、科学研究費補助金等の公的研究費を含む法人全般の業務を対象として、監査（定期）の年度計画を立案し、常任理事会を通じて理事長の承認を得て、内部統制を補佐している。理事長から特に命ぜられた場合は臨時監査を行うこととしている。各業務監査終了後は、内部監査報告書を作成し、常任理事会を通して理事長に報告、被監査部署にその結果を通知している。指摘事項があった場合は、措置回答を求め、さらにフォローアップ監査も実施している。

2019年度までの10数年間で、大学事務局の各部署の業務監査を行い一巡した。その他、科学研究費の採択課題を抽出しての監査（通常・特別）や、スーパーグローバル大学創成支援などの公的な補助金等の監査も継続して実施している。

2019年度は、テーマ監査として、増加しつつある委託契約を取り上げ、業務の適切性を検証するとともに経費削減の可能性を追求し、提案型の監査報告書をまとめた（根拠資料10-1-32）。今年度（2020年度）は、印刷物のWEB化についてテーマ監査を行うことになっている。

内部監査規程にもある通り、監査室は、監事及び会計監査人と随時、連絡・調整を行うこととしており、内部監査実施時の監事の立ち合いや期中・期末の決算報告講評時に参加し、情報共有に努めている。

また、公的研究費の点検機関として、本学は、学長のもとに、「コンプライアンス推進室」を設置している（根拠資料10-1-33）。文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、科研費などの執行におけるリスク要因をピックアップし、モニタリングなどを通して問題を発見、解決すべく活動している。該当教員のコンプライアンス教育や執行上の留意点など、毎年研修会を開催している。

私立学校振興助成法に基づく会計監査人（公認会計士）による監査については、毎年度、監査法人と契約し、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）などの計算書類と重要な会計方針について、監査を行っている。

監査は、期末監査（5月）と中間監査2回（2020度：11月、1月）が実施され、会計取引の検証や内部統制の整備・運用状況の検証などを行っている。また、同監査法人と別途契約し、資金（第2号、第3号基金や有価証券等）の管理、運用状況等について、3年に一度程度、監査を実施している。

期末及び期中の監査終了後の講評には、財務担当理事、財務部のほか、監事や内部監査室長も参加し、具体的な指摘事項や確認事項について意見交換している。

また、監査法人は、法人運営の理念や活動方針を共有し、理事者がその方針に沿って運営しているかどうか、事業リスクを把握し適切に内部統制を行っているかどうか、年1回理事長、財務担当理事にヒアリングの機会を持っている。

三様監査については、年1回三者の会議を開催し、上記のと通りの年間活動計画やその活動状況、また法人のリスクや課題などについて情報を共有し、協議を行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

内部監査室では、昨年度（2019年度）の監査計画に、テーマ監査として委託契約に関する業務監査を、本年度（2020年度）には、印刷物のWEB化に関する執行状況についての監査を掲げた。委託契約の執行状況の適正性を点検するとともに、業務の見直し、縮小などを通して経費削減が可能か、という観点で監査を実施し報告書をまとめた。

この報告書を受けて、本年8月には、「委託費等経費削減プロジェクトチーム」を設置し、関係者で具体的な委託事業の見直し、削減を図ることになった。委託費削減に向けて、プロジェクトが着実に推進されているかをモニタリングするために、監事が同チームの定例会議に出席している。すでに2回開催（10月時点）し、警備委託やバス運行委託など、具体的な課題について検討を進めている。

このような監査を実施することにより、法人運営、財政面においても見直しや改善を行う契機となり、効率的な業務運営に資することができると考えている。

（2）長所・特色

2021年の創立50周年に向けて2010年に発表した「創価大学グランドデザイン」と、年度ごとの「学長ヴィジョン」を基に様々な取組みを進めている。その結果、「大学教育再生加速プログラム（AP）」「スーパーグローバル大学創成支援（SGU）」などの取組みを通して教育改革の結果が表れていることは、学長を中心とした大学運営が十分に機能している証拠といえる。グランドデザインについては、2009～2012年、2013～2016年、2017～2020年と3つのステージに分け、取組みを推進し、ステージごとにレポートを作成し、ホームページ及び冊子にまとめ広く内外に公表している（根拠資料10-1-27【ウェブ】）。

（3）問題点

本学では、グランドデザイン、学長ヴィジョン、スーパーグローバル大学創成支援事業の各取組みに対する評価活動、各部局における自己点検・評価活動など、多岐に亘る自己点検・評価を実施している。それらによりPDCAサイクルが機能し着実に事業の推進ができている一方で、評価に費やす人的リソースも膨大なものがある。評価活動を大学全体で俯瞰し、効率化・合理化を図りつつ、より成果を創出し得る体制の検討が必要である。

（4）全体のまとめ

本学では、「大学運営に関する方針」として、教職協働による安定的な大学運営に取組み、健全な財務基盤を保持するとともに、積極的な情報公表によりコンプライアンスの徹底と

透明性の向上を図ること、また、その適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に努めることなどについて定めている。2021年の創立50周年を目指して発表した中長期計画である「創価大学グランドデザイン」(2010-2020年)では、「教育」「研究」「学生支援」「国際」「生涯教育」など多岐に亘る取組み方針を定め、着実に改革に取り組んできた。

現在は、2021年度からの10年を目指した新しいグランドデザイン「Soka University Grand Design 2021-2030」を策定し、2020年5月に発表した。このグランドデザインでは、「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学」とのテーマを掲げ、「世界市民教育」「SDGsの達成」「多様なキャンパスの構築」などをコンセプトとして、4つの戦略分野(教育、研究、SDGs、ダイバーシティ)で計画を策定するとともに、グランドデザインを推進するため、経営基盤強化策として「中長期財政計画」「キャンパス整備」などに取り組むこととしている。

学長や役職者の選任は規程に基づき適切に実施している。学長は法人の副理事長を担い、法人と大学の連携を強化している。大学運営においては、学長を中心とした体制を整備しており、学長室会議、大学教育研究評議会、教授会などの役割を明確に定めている。また、6名の副学長を置くことにより、学長を補佐し、分担して大学運営の強化を図っている。

「学校法人創価大学における危機管理に関する規程」「学校法人創価大学危機管理ガイドライン」に基づき、様々な危機対応を迅速かつ的確に対処する体制を整備している。大規模災害に備え、非常用食料品の備蓄、全学生・教職員を対象とした全学避難訓練の実施、安否確認システムの導入などを行っている。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、新型コロナウイルス対策会議を中心として感染拡大防止と事業継続の両立を図るとともに、ガイドラインやマニュアルを策定し、学生・教職員が安心して教育・研究等の諸活動に取り組める環境を整えている。

スタッフ・ディベロップメントは、職員研修委員会とFD・SD委員会がそれぞれ企画実行するとともに、両委員会の事務担当者で連絡協議会を行い、計画的・組織的なSDを実施できるように努めている。事務職員の研修制度は本学の特色の1つである。職位や勤続年数ごとに、求められる能力等を明確にし、階層別に多くの研修を実施している。

年度ごとに策定する学校法人創価大学事業計画に基づいて推進した事業について、事業報告書を作成する過程で点検・評価している。この結果は、毎年の事業報告・説明会において理事長・学長から教職員に説明しており、次年度の事業計画にも反映させ継続的に改善・向上に取り組んでいる。監事、内部監査室、会計監査の三様監査により、適切な監査プロセスを実現している。監事は、理事の業務執行の適法性・妥当性のモニタリングのため常任理事会の内容把握、予算委員会、各部署との予算ヒアリングなどへの出席など、法人全体から各部署の業務に至るまで、適切な把握に努めて必要な助言を行っている。内部監査室では、定期的な内部監査の他、テーマ監査として業務委託経費や印刷物経費などの監査を実施し、適切な業務・予算執行及び経費削減を支援している。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点**○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定****○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定**

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定>

本学は、新たなグランドデザイン「Soka University Grand Design 2021-2030」で2030年度までの中長期計画を策定している。SDGs、ダイバーシティの各分野について計画を出し、これを支える経営基盤の構築として、中長期財政計画を策定している（根拠資料 10-2-1、10-2-2、10-2-3）。

<当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

中長期財政計画では、本学の財政的課題である経常収支差額比率のマイナス水準について、2030年度において解消することを目標としている。今後は具体的に支出抑制、収入増の目標も設定し、収支構造の健全化を図る。

点検・評価項目② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点**○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）****○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み****○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等**

<大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤>

本学では、建学の精神を柱とする教育研究活動の推進や、その環境となる施設設備の充実のために、盤石な財政基盤の構築が極めて重要であると考えている。このため、寄付金等を原資として、2019年度末までに第3号基本金引当特定資産などの運用資産を確保した。積立率は95.3%となっており、私学の平均を大きく上回っている。これらの資産をもとに安全かつ効率的な資産運用を行い、これを教育研究活動の原資に充てている。また、負債比率は3.4%であったが、借入金ほぼなくなり、私学の平均を大きく下回っている。

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

本学では教育研究活動遂行のための各事業予算を、それぞれの事業を所管する事務所、部課等に、「経常」、「臨時」、「収支対応」に区分し配分している。これとは別に、人件費、施設設備更新・営繕費については、中長期的に安定して遂行するために必要な財源確保を行っている。これらの区分ごとに中長期の見通しを立て、単年度の財政確保を行うようにしている。

常任理事会の諮問機関として、管財委員会、予算委員会などの常設委員会を設置している（根拠資料 10-2-4、10-2-5）。そこで、教育研究活動の遂行に必要な財源確保や、各事業の費用対効果の検証などを適宜行い、必要に応じて、常任理事会に報告している。特に予

算委員会には監事が毎回出席し、事業計画と財政のバランスや支出削減の観点などについて、意見が反映される仕組みを構築している。

財務比率指標の1つである「経常収入に占める教育研究経費」は、2019年度は53.8%となっている。私大医歯系を除く平均が、33.4%であることから、極めて高い水準となっており、教育・研究に注力していると言える。これが維持できているのは、ストックとしての資産が十分にあり、その資産運用収入によるところが大きい。

一方、近年、留学の派遣・受入れに関する奨学金の充実や、大型施設となる中央教育棟の新設など、重点的な支出増が図られたことにより、経常収支のマイナスが続いている。

今後、中長期財政計画の中で、調整を行う予定である。

<外部資金の獲得状況、資産運用等>

2019年度は、科学研究費補助金5,077万円、受託研究費7,080万円、研究助成寄付金702万円を得ている。2007（平成19）年度に競争的研究資金獲得検討委員会を設置し、公的機関、民間団体の助成などについての積極的な情報提供や、科学研究費補助金の申請についての説明会を行うようにしたことで、それ以降は着実に科学研究費補助金の申請件数、採択件数が伸びている。また国庫補助金の獲得についても力を入れており、理工学部の大型の研究装置や研究備品など、「研究施設設備整備事業」にほぼ毎年採択を得ている（根拠資料10-2-6、10-2-7、10-2-8）。

文部科学省が推進するスーパーグローバル大学創成支援事業にも採択され、2023年度まで補助金収入を得られることとなっている。また、2017年度より文部科学省「私立大学研究ブランディング事業」にも採択され、2019年度まで助成を受け、多くの成果を成し遂げた。さらに、本学が推進するマレーシアやアフリカ諸国との国際共同研究の一環が科学技術振興機構（JST）及び国際協力機構（JICA）による地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）にこれまで2件採択され、それぞれ2016年度～2021年度、2021年度～2025年度まで外部資金が獲得できることとなっている。

寄付金においては、「スーパーグローバル大学創成支援」推進寄付事業を2018年度から展開中であり、2023年度までの6年間で10億円の寄付を目標としている（根拠資料10-2-9【ウェブ】）。また、「創価大学創立50周年記念」寄付募集事業を2020年度から2021年度までの2年間で15億円を目標として展開している（根拠資料10-2-10【ウェブ】）。

資産運用では安全運用を前提として実施しており、2011年度から2019年度までの運用益の平均は31.6億円（売却・処分差額、評価差額を含む）であった。今後も安全に心がけながら運用にあたる。

（2）長所・特色

本学は十分な運用資産を保有していることで運用益が一定程度確保できることや、寄付金比率が13.6%（2019年度）と私学平均に比べて極めて高いことなどから、学生生徒等納付金比率が極めて低く抑えられており（47.6%）、学費収入以外にも多様な収入構造を持っていることが大きな特色の一つであり、長所であると思われる。

（3）問題点

中央教育棟の新築等により、経費が大きく増加した結果、経常収支差額は2016年度以降4年連続して支出超過に陥っており、今後も当面は同様の状況が続く見込みあることが問題点である。この要因となっているのは、将来へ向けた教育研究活動の拠点となる施設整備（中央教育棟等）に先行投資したことによる減価償却額や維持経費の増加、学部増設、外国人留学生等に対する奨学金の拡充等である。加えて現在も収まる気配の見えない新型コロナウイルスの発生により、2020年度においては授業を対面からオンラインに切り替えるなど、感染拡大防止のための各種対応・対策費や、全学生一律に返還不要の緊急支援給付金を支給する財政支出を行っている。さらには、本学は多くの学生寮を保有しており、感染拡大防止の観点から当面の間は寮生数を絞らざるを得ない状況もあり、中期的な収入面の減少も余儀なくされている。

今後、収支健全化に向け、老朽化が進む既存の施設設備の統廃合を含めたキャンパス整備を順次計画して進めていくことや、部門別収支に基づく学費・寮費の改定、本学独自の奨学金制度のさらなる見直し、委託費等の経費削減計画などを実行し、2030年度時点において収支均衡を目標にした中長期財政計画を策定した。

（４）全体のまとめ

本学の基本財産の取得や更新は、借入金などの負債に頼らず、寄付金をはじめ自己資金を充当してきた。その結果として確固たる運用資産を形成するに至った。ストック面における懸念はほぼないもとの認識している。しかしながら、本学の取組みは、特に近年において、スーパーグローバル大学創成支援事業をはじめとして多岐に渡っており、これらの事業目標達成のための支出が極めて大きく、フロー面において課題がある。また、新型コロナウイルスの発生に伴う想定外の財政への影響も、考慮する必要に迫られている。

開学50周年迎え、次の50年へ向けて今後も建学の精神を柱として永続的に教育研究活動を続けていくためには、事業活動の収支バランスの適正化を図っていくことが重要である。中長期財政計画に折り込んだ収支改善計画を着実に実行するとともに、新たに浮上した課題に対処するための計画の見直し・更新を行い、2030年度時点において経常収支差額の支出超過を解消するよう取組みを進める。

終章

終章では、本学のこれまでの内部質保証、自己点検・評価の取組みについて、本報告書を振り返って項目ごとに内容を要約し、合わせて創立 50 周年を迎えた本学が今後目指す方向性について展望する。

1. 報告書の内容総括

(1) 理念・目的

本学は 1971 年の開学以来、常に創立者池田大作先生による建学の精神を高く掲げ、教職員、学生に周知させつつ教育研究活動を進めてきた。この基本精神は、8 学部 10 学科 7 研究科へと大きく発展した今も変わることはなく、今後 10 年間で展望する新グランドデザイン「Soka University Grand Design 2021-2030」においても、中心軸の役割を果たしている。またそのことは大学の Web ページでも広く公開されている。

本学はこれからも、学内はもとより学外にも建学の精神を大きく発信しながら、我が国の教育研究の発展、ひいては世界の平和と安全に資する働きをしていきたい。

(2) 内部質保証

内部質保証体制については、2019 年度に内部質保証推進委員会を設置し、さらに 2020 年度には全学自己点検・評価委員会を含む全学的な体制を見直し、創価大学内部質保証ポリシーを改正するなど、学長のリーダーシップのもとすべての学部・研究科等が協力して効果的な内部質保証を行うことができる体制を整備した。

大学全体の方針に関することは総合戦略会議で協議され、グランドデザインや毎年の学長ビジョンにて発表される。各学部等は、年度ごとに教育研究活動の目標を立て、全学自己点検・評価委員会に報告した上で、年度末に振り返りを行う。またこのような内部質保証のプロセスに、全学協議会等の形で学生の参加が可能となっているのも本学の大きな特徴であり、加えて外部評価委員会を開催し、内部質保証の客観性も確保している。

このように全学的な教職学の体制が整備され、本学の内部質保証は適切に動いていると判断される。ただ、システムが出来上がって日が浅いため、具体的な取組みや改善の事例はまだ数少ない。今後はシステムを着実かつ適切に運用して、本学の内部質保証の成果を積み上げていきたい。

(3) 教育研究組織

本学の教育研究組織は、建学の精神を実現するため、時代状況や地域社会の要請、グローバル化への対応等を視野に、開学以来拡充を続けている。ここ 10 年間を見ても看護学部、国際教養学部、大学院国際平和学研究科の新設、工学部から理工学部への名称変更と新学科設置、通信教育部文学部の新設など組織の改革が進んでいる。中でも 2014 年の「スーパーグローバル大学創成支援」への採択以降、英語による学位プログラムの設置や国際学生寮の建設などグローバル化への対応が著しく進んでいる。このように本学の教育研究組織は着実に整備され、成果を出していると判断される。

(4) 教育課程・学習成果

教育課程・学習成果については、全学及び各学部等の教育目標を3つのポリシーとして明確に定め、ラーニング・アウトカムズに基づくカリキュラム・マップを作りシラバスにも反映させるなど、各科目の位置づけを明確にしながらか学習を進め、アセスメント・ポリシーに基づいてその成果を測定し、学位を授与する仕組みが適切に運用されていると判断される。また2014年度に採択された「大学教育再生加速プログラム(AP)」事業を通して、アクティブ・ラーニング及び学習成果の可視化が著しく進展したことも特筆される。

ただし、8学部10学科7研究科という多数の独立した教育研究組織においては、各組織の独自性による多様な観点が当然存在し、そのことと大学全体としての教学指針の統一性の確保との関係については、引き続き注意が必要であると思われる。

(5) 学生の受け入れ

学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーに基づき、また社会情勢や高等学校教育の状況に応じて、建学の精神の実現に寄与する学生の選抜が適切に行われていると判断される。特に学力観の変化を背景とした多面的評価の要請にこたえ、アクティブ・ラーニングを取り入れたPASCAL入試を2018年度入試から取り入れたことは、注目を集めている。オープンキャンパスやキャンパス・アカデミック・ビジットなど、本学の生の姿を知ってもらう努力も進められている。

ただし、近年志願者の減少が続いている。SNS等を利用して本学の魅力を広く発信することによる受験生の確保が望まれる。

(6) 教員・教員組織

教員と教員組織については、学部・研究科ごとに編制方針を定め、毎年点検を加えつつ適切に管理されている。また、教育研究上の業績を評価して優秀教員に報奨金を与える「総合的業績評価制度」や、新任教員のテニュア教員への育成を企図した「テニュアトラック制度」が2019年度から始まり、FD/SD活動と合わせて、教員の教授力・研究力の向上を目指す取組みが適切に進められていると判断される。

これらの制度をさらに適切かつ効果的に運用して、本学の教育研究力を一層充実させていくことが重要である。

(7) 学生支援

学生支援については、「学生支援ポリシー」に基づき、総合学習支援センター(SPACe)における取組みを中心とする修学支援、奨学金や学生相談等による心身状況を含めた生活支援、キャリアセンターによる進路支援、が幅広く適切に行われている。成績不振者には教員による面談を通して指導が行われている。寮生活やクラブ活動などを通じた正課外教育も本学の大きな特長である。

ただし、コロナ禍において修学支援や進路支援に困難が生じてきているのも事実であり、今後学生支援に一層の力を入れる必要がある。

(8) 教育研究等環境

本学の教育環境としては、2013年に竣工した中央教育棟をはじめとする教育施設、総合体育館等の運動施設、そしてWi-Fiによるネットワーク環境、ICT機器の整備による快適な環境を提供している。図書館は蔵書の数、提供サービス、利用度の点で評価が高い。

また研究環境としては、研究推進センターを設置して、英語論文投稿支援など様々な研究促進策を提供している。研究倫理教育や倫理審査についてもきちんと行われている。

このように、本学の教育研究環境は適切に整備されていると言える。

(9) 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献としては、「創価大学社会連携ポリシー」を定め、「地域・産学連携センター」を中心に、民間企業や八王子市をはじめとする自治体等と様々な連携活動を行っている。またSATREPSに2課題が採択されるなど、海外との共同研究も進めている。

一方、2019年度に「SDGs推進センター」を設置してSDGsにも積極的に取り組み、「THE世界大学インパクトランキング」でも高く評価されたほか、ユネスコスクール支援活動を通じてESDにも貢献している。このように本学の社会連携・社会貢献活動は多くの分野で活発に進められていると判断される。

(10) 大学運営・財務

大学運営については、グランドデザインに基づき、教職協働による大学運営を目指して改革に取り組んでいる。学長や役職者の選任は規程に基づき適切に行われており、職員研修も計画的に実施されている。

一方、財務については、十分な運用資産を保有し、運用益や寄付金によって、学費以外にも多様な収入構造を持っていることが特長である。ただ、近年の施設整備により経常収支が数年にわたって支出超過に陥っており、中長期的視点から収支健全化を図ることが必要である。

(追記) 新型コロナウイルス感染症への対策について

2020年度は他のすべての大学と同様、本学も新型コロナウイルス感染症への対応に追われた。その中でも2020年2月に「新型コロナウイルス対策会議」を設置し、1週間から2週間に1回のペースで、理事長、学長のもと、常に状況を確認・整理しつつ、迅速な対応を行ってきた。

「教育を止めてはならない」との考えのもと、4月13日からオンライン授業を開始、教学面に関することは「教学審議会」を開催して協議し、ほとんどすべての授業を予定通り行い、成績評価を実施することができた。オンライン授業に関する教員の知見が増すとともにBYODが大きく進んだ結果、コロナ禍の障害をかえってプラスに転じることができた面もあると言える。

学生への様々なサービスや入学試験の実施も制約を受けたが、概ね適切な対応ができたと言える。

2. 今後の展望

上記の報告書総括でもわかるように、本学は前回の認証評価後の7年間で内部質保証体

制をほぼ構築し終わり、全学自己点検・評価委員会のもと各学部・研究科における自己点検・評価の仕組みは概ね完成したと言える。スーパーグローバル大学創成支援事業、大学教育再生加速プログラム事業の進展に合わせて、教育研究活動は質量ともに充実し、順調に発展してきている。またきめ細かく構築された教学システムのもとで学生への丁寧な学業指導も浸透し、授業外学習時間を含め、学習指標も改善してきている。

しかし 2020 年度に開催した外部評価委員会において、各委員から大要以下のようなご指摘を受けた。また、各学部・研究科等の分科会別に行った外部評価においてもほぼ同様のご指摘があった。

- (1) 内部質保証に関して具体的にどのような実績があるのか詳細が不明である。
- (2) 内部質保証に関する諸機関の関連がわかりにくい。
- (3) アセスメント指標はあるが、現実にもどのように審査・評価されているのか不明である。
- (4) 教学上の取組みに学部・学科間、また教員間においてばらつきがある。
- (5) 学生生活アンケートを含め、外部からアクセスできるデータに限りがある。
- (6) 卒業後の学生の活躍、社会との関わりについて触れてほしい。

(1) (2)については、本学における内部質保証システムの整備が比較的最近のことであることにも起因しているが、今後システムを着実に運用することにより実績を積み重ねていくとともに、不断の点検を進めて必要に応じ修正を図っていきたい。

(3) (4)については、全学自己点検・評価委員会のもと、今後各学部のアセスメント状況を把握・分析するとともに、エビデンスに基づく評価について大学としての統一性も追求していく必要がある。

(5) (6)については、教学データの戦略的解析が今後必須となることを踏まえ、外部への説明責任も視野に入れて努力していく必要がある。

これらの点については、内部質保証システムのさらなる実質化への課題ととらえ、優先順位や取り組む時期を明確にしつつ、今後速やかに改善していきたい。

1971 年に開学した本学は、2021 年に創立 50 周年を迎えた。今回の認証評価に至るまでの期間は、2010 年に発表した 10 年間の計画「創価大学グランドデザイン」に沿った形で大学改革が行われてきた。一方、創立 50 周年を機に、今後の 10 年を展望する新グランドデザイン「Soka University Grand Design 2021-2030」を発表し、スタートさせたところである。新グランドデザインは、「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学」との基本構想のもと、これからの変化の著しい時代に、教職員や学生、また地域等のすべてのステークホルダーの間で目標を共有しつつ、「世界市民教育の拠点」として有為な人材を国内外に送り出すことを目標としている。安定した経営基盤の上に教育、研究、SDGs、ダイバーシティという 4 つの柱をたて、さらなる大学改革を推進していくつもりである。

新たな 10 年の教育研究活動においては、データとエビデンスに基づく内部質保証への不断の取組みと点検、そしてその過程を内外に適切に公表する透明性が不可欠である。今回の認証評価に際して問題点として認識された事項を中心に、今後速やかに着実な改善を進めていきたい。

創価大学 副学長
全学自己点検・評価委員会 委員長
鈴木 将史